https://rodosoken.com/





派遣村運動から見た労働組合運動の責務と可能性 井上 久

「21 世紀労働組合の研究プロジェクト」報告書		
■「過渡期」の情勢と労働組合運動の課題 大木 -	ー訓・熊谷	金道
■全労連結成の歴史的意味と		
20年の到達点に確信を 山田 荷	数男・熊谷	金道
■労働組合文化の改革・創造への課題	原富	悟
■非正規・未組織労働者の組織化と産業別組合の強化	七 小林	宏康
■新しい時代の地域運動、その到達と課題	原富	悟
■ナショナルセンターと構成組織の役割・課題	熊谷	金道
■経済のグローバル化のもとでの		
わが国労働組合運動の役割	斉藤	隆夫

〈労働組合運動に関する論点提示論文〉

■非正規労働者の組織化活動から見えてきたもの	生熊	茂実
■大企業職場における		
労働組合運動の展望をどう考えるか	藤田	宏
■女性労働者の状態変化と労働組合運動の課題	川口	和子
■オバマ米新政権下の労働組合運動	岡田	則男
■現代のナショナル・ミニマムと「最低生計費」	金澤	誠一

労働運動総合研究所

https://rodosoken.com/



労働総研クォータリ

第76・77号



目 次

●「21世紀労働組合の研究プロジェクト」報告書			
■「過渡期」の情勢と労働組合運動の課題 大木 一訓	·熊谷	金道	6
■全労連結成の歴史的意味と20年の到達点に確信を 山田 敬男	·熊谷	金道	21
■労働組合文化の改革・創造への課題	原富	悟	27
■非正規・未組織労働者の組織化と産業別組合の強化	小林	宏康	33
■新しい時代の地域運動、その到達と課題	原富	悟	51
■ナショナルセンターと構成組織の役割・課題	熊谷	金道	56
■経済のグローバル化のもとでのわが国労働組合運動の役割	斉藤	隆夫	63

〈労働組合運動に関する論点提示論文〉

■非正規労働者の組織化活動から見えてきたもの	生熊	茂実	69
■大企業職場における労働組合運動の展望をどう考えるか	藤田	宏	78
■女性労働者の状況変化と労働組合運動の課題	川口	和子	88
■オバマ米新政権下の労働組合運動	岡田	則男	94
■現代のナショナル・ミニマムと「最低生計費」	金澤	誠一	100

派遣村運動から見た 労働組合運動の責務と可能性

労働総研から上記課題について書けとの依頼 をいただきましたが、私は正直、戸惑いも感じま した。なぜなら、「年越し派遣村」はもともと意図 していた行動ではなく、派遣切り・派遣法のたた かいが急速に高揚する中で、まさに運動の勢いが 生みだした企画であり、周りから煽られながら、 必死に突っ走ってきたというのが実情だからで す。今に至るも様々な動きがあり、冷静に分析を おこなう余裕を持ちえていないからです。

しかしながら、せっかく与えていただいた機 会ですから、「派遣村」の怒涛の中に身をおいた 者として、その経過も振り返りつつ考えてみた いと思います。

なぜ派遣村をやることに (やらざるを得なく)なったのか

2008年末の「派遣村」誕生の契機になったの は、「労働者派遣法の抜本改正をめざす12・4野 音集会」が成功した直後に、棗一郎弁護士(労 働弁護団)などがぽつりと漏らした「目の前の 一人を救わなくていいのか」という言葉でした。

当時は、アメリカ発の急激な景気悪化と派遣・ 期間工切りが連日報道され、切られた派遣等の 労働者による労働組合結成とたたかいが急速に 広がりつつある時期でした。2008年12月3日に はJMIUいすゞ自動車支部が結成され、その様 子がNHKなどで大々的に報道される中で開催さ れた12・4野音集会は、異様な雰囲気の集会にな りました。派遣切り等にあった当事者が「大企 業は雇用責任を果たせ」「生きて新年を迎えさせ て」などと次々に訴えましたが、参加した誰も が師走の寒さを忘れ、野音全体が思いを一つに する熱気あふれる集会でした。

井上

久

棗弁護士らの発言は、12・4野音集会の興奮冷め やらぬ中で飛び出したものでしたが、最初に聞い た時、私は正直、"やっかいな話だな"と思いまし た。それは、年末年始でも炊き出しや宿泊を提供 することはできるでしょうが、"1月5日に「はい さようなら」と言うわけにはいかない""終わりは どうするんだ""やるなら、政府と正面から対決 し、派遣切り等にあった彼ら・彼女らの救済を追 るしかないが……"と思ったからです。

そこから真剣な議論が始まりました。母体と なったのは12・4野音集会を成功させた「労働者 派遣法の抜本改正をめざす共同行動」というナ ショナルセンターの枠を越え、全労連や全国ユ ニオン (連合加盟)、全労協、ガテン系連帯、労 働弁護団などで構成する実行委員会でした。所 属や立場の違いを越え、"何とかしなければ"と いう思いだけを一つに、深夜まで白熱した議論 が続きました。そして、①皇居からも近く、厚 生労働省の目の前の日比谷公園にテントを張り、 派遣切り等の赤裸々な実態を突きつけ、政府と 正面から対峙(真剣勝負)して解決を迫るこ と、②名称は「年越し派遣村」とすること、③ 労働組合だけでは経験不足であることから、炊 き出しや生活支援の経験を持つ市民団体や法律 家などに協力を求めること(その関係で宇都宮 健児弁護士に名誉村長、湯浅誠氏に村長を依 頼)、④急な企画であり年末年始ということも考 慮し、有志による実行委員会形式にして、広く ボランティアとカンパを募ることなどを確認し、 決行を正式に確認したのは12月19日でした。

- 2

年越し派遣村の若干の経過

「年越し派遣村」の経過については、マスコミ が連日報道し、いくつか本も書かれています。 しかし、様々な論考を見ていると、不正確な記 述もかなりあり、この機会に若干、経過を振り 返っておきたいと思います。

「年越し派遣村」の決行を世間に発表したの は、12月29日午後の記者会見でした。そこまで 公表を引き延ばしたのは、日比谷公園にテント を張ると言っても、日比谷公園の使用許可が出 るわけもなく、権力の弾圧を許さないためにギ リギリまで遅らせたからです。記者会見の直後 から派遣村の臨時電話(実は全労連の行事用携 帯電話)は鳴り止まず、様々な問い合わせに忙 殺されることになりました。

12月31日の早朝、準備のために日比谷公園に 着くと、驚くべき光景が広がっていました。野 外音楽堂の傍には、すでに黒山の人だかりがで きていたのです。殺到したボランティアと報道 関係者をかき分け、何とか本部テントを建て、 10時から開村式を実施しましたが、労働戦線再 編以来はじめて、全労連、連合、全労協の代表 が並んであいさつしました。なお、連合は「実 行委員会に加わっている全国ユニオンを支援す る」という変則的な形でしたが、労働相談に相 談員を連日出し、カンパを拠出しました。

開村式に引き続いて「村民登録」がはじまり、 すぐに70名を超えました。聞いてみると、派遣 村の情報を街角のテレビや携帯電話サイトの ニュースで見て、日比谷公園を徒歩でめざし、 すでに前日から日比谷公園で待っていた人もた くさんいました。カンパ箱には次々と紙幣が投 じられ、20代の青年たちも「僕の友達も派遣で 切られた」と1万円札を握りしめて駆けつけて くれました。お米や野菜、毛布など支援物資も 次々と持ち込まれ、倉庫用テントからすぐに溢 れ、うずたかく野積み状態になりました。1月 2日からは「日比谷公園内 年越し派遣村」宛

労働総研クォータリーNo.76•77

に宅急便による支援も次々届きました。結局、 カンパは振り込みも含め約6千万円に達し、ボ ランティアは名前を書いて登録した人だけで 1700名を超えました。全労連の組合員は単産委 員長も含め名前も書かず、私の乱暴な指示に黙っ て従ってくれました。私たち実行委員の予想を 超える規模の膨らみにいろんな混乱もありまし たが、ボランティアのみなさんは老若男女、様々 な人たちが自分らで話しあい、分担して朝から 晩まで献身的に奮闘してくれました。

年越し派遣村への村民登録は最終的に505名に 達しました。冷酷非情な大企業に解雇・雇止め され、同時に住まいさえ奪われた彼ら・彼女ら は、どこかで聞きつけ、昼夜を問わず、1人、 2人と歩いて派遣村に到着しました。野宿の素 人の彼ら・彼女らは寒さに夜も眠れず、歩きま わって過ごしており、極端な睡眠と栄養の不足 で病院送りになる人が続出しました。

「年越し派遣村」では本部テント横に、労働、 生活、医療などの相談コーナーを設置しました。 中でも生活相談では、「千代田区日比谷公園1-5 年越し派遣村」の住所で書類をつくり、区役所 にせっせと生活保護申請をファックスしました。 申請者は1月5日の午後から7日まで窓口に出 向き本人確認をおこない、全員が1月8~9日 に保護費を受け取りましたが、生活保護を制度 本来の趣旨で運用させることができたことは大 きな成果です。同時に、住まいさえ奪われ窮迫 状態にある彼ら・彼女らには、それ以外に生活 再建のツールがなかったということでもあります。

増え続ける村民に、1月2日の朝からは厚生 労働省との折衝が本格的にはじまり、2日夜に は厚生労働省の講堂を開放させました。これが 運動の大きな分岐になったと思います。1月5 日から12日までは、厚生労働省と都が用意した 体育館など都内4施設に分散して寝泊まりし、 仕事や住居探しがはじまりました。しかし、厚 生労働省は"生活保護で金を渡したので、あと は自分で何とかしろ"という態度でしたから、

- 3 -

派遣村運動から見た労働組合運動の責務と可能性

12日からは実行委員会が引き取り、旅館などで 素泊まりしながら、住居探しなどの活動を続け、 少しずつ新しい住まいが決まっていきました。 集団生活は2月4日まで続きました。

それ以降も、多くのボランティアの助けを借 りながら、就職相談や精神的な支援など様々な 支援活動が今も続いています。特に「心と体の ケア」チームは今も大活躍です。経済的な困窮 の中で持病があっても治療中断となっていた人 が今も加療中というだけでなく、派遣の過酷な 労働実態の中で本来なら労災になっていたはず のケガが原因の人もかなりいました。また、人 間として扱われない派遣の境遇や、寒空に放り 出された過酷な経験などで、精神のバランスを 崩した人が非常に多くいたからです。

4月には「派遣村 春の大相談会」を実施し、 電話相談とともに、来場相談を実施し、その日 のうちに生活保護申請などをおこないました。 6月までは毎週集まりを持ち、近況を報告しあ いながら交流し、相談に応じてきました。6月 28日には全国シンポジウムを開催し、派遣村的 な街頭生活・労働相談活動が全国に広がるもと で、「派遣村」実行委員会は解散しました。ただ し、それ以降に「派遣村・村民同窓会」を結成 し、励ましあいながら、仕事探しや相互支援の 活動を今も続けています。

国民的な共同の新たな可能性

よく言われるように、冷酷非情な派遣切りの 実態を視覚化し赤裸々にしたこと、それが国民 的な怒りを呼び起こし、世論と運動を広げる原 動力になったと感じています。

騒然とした状況がつくりだされた中で、労働運 動や生活保護問題に長年かかわってきたベテラ ンだけでなく、新人弁護士が何人も生活保護申請 に同行するとか、医師や看護師、ソーシャルワー カーなどの医療関係者、司法書士、学生、専業主 婦、定年退職者……、多種多様な人がボランティ アとして参加してくれました。相談や支援の活動 を継続する中で、新しい人たちとの共同が大きく 広がり、集会等の企画の枠を超え、派遣村は一つ の共同事業になっていったと感じます。ハプニン グや困難な問題が発生しても、世の中には実に多 様な市民団体があり、支援の手を差し伸べてくれ ました。派遣切りを恥じない大企業の身勝手さと の対比で、人の温かさが身にしみました。「貧困と 格差」の深刻化のもとで、多様な活動が裾野を広 げているのであり、国民的な共同の新たな可能性 が示されたのだと思います。

特に、若い組合員や学生など青年が数多く自 主的・積極的に参加してくれたことは、これか らの運動にとって重要なカギだと感じています。 全国各地の派遣村的な街頭相談活動でも、青年 の参加と活動を通した成長が報告されています。

労働組合が中心に座ったことの 重要性と労戦の枠を超えた共同

運動の大きな広がりをつくりだす上で、その中 心に労働組合が座ったことが重要だったと思い ます。様々な労働組合が協力して、その組織力を 活かし、派遣村の土台を支えたことに対して、と もに活動した市民団体の方々からも「(住居喪失 者支援という領域に労働組合が団結して率先し て踏み出した)労働組合は偉い」という感想をい ただいています。ただし、私は、今回は派遣切りと いう労働問題からの派生であって、運動の必然の 流れではないかと思っているのですが……。

私がもう一つ重視しているのは、ナショナル センターの枠を超えた共同の広がりがつくられ たという点です。労働戦線の再編から20年が経 ち、今回、ボランティアとして参加した若手の 組合役員は、大半が労働戦線の再編以降の人た ちです。労働者の状態悪化、「貧困と格差」の拡 大という状況の下、労働運動の分野でも従来の 枠を超えた共同が可能になってきています。

そのためにも、たたかうナショナルセンター

- 4 -

として全労連が、率先して奮闘し、共同したと りくみを支えていくことが重要だと思います。 特に「派遣村」的な「街頭生活・労働・何でも 相談」活動を全国に広げていく上では、手前味 噌ですが、大運動実行委員会や社保協などの民 主団体とつながる全労連の役割は大きかったと 感じます。実際、全労連加盟組織がかかわる街 頭相談がほぼ全県で実施され、定例化もすすん でいます。派遣などの非正規労働者の新たな労 働組合結成も、200を大きく超えました。その要 因となったもう一つのカギは、単産と地方組織 という全労連の組織形態の優位性にあると思い ます。単産と地方組織が協力し、補いあったか らこそ、雇用闘争の前進が築かれたのです。

社会的な運動は日本労働運動の伝統

「派遣村」や派遣切りをめぐって、マスコミば かりでなく、学会や論壇でも様々な論議が展開 されています。

例えば、派遣切り等に声をあげない民間大企 業労組を「正社員クラブ」などと揶揄する議論 や、正規労働者と非正規労働者をいたずらに対 立させ、派遣切り・雇用破壊を強行して恥じな い大企業の責任を事実上棚上げする論議もあり ます。「社会運動ユニオニズム」を唱える人々の 中にも、社会運動の担い手を「ユニオン」のみ に求め、産別組織等を蚊帳の外において両者を 対立的にとらえる向き・論調も散見されます。

そうした人々は「日本労働運動の新たな可能 性」などと言うわけですが、私は一面的な見方 だと思います。そもそも、日本の労働運動の歴 史を振り返れば、平和課題は言うに及ばず、公 害闘争やその時々の国民的課題で、労働組合は 運動の中核を担ってきました。しかし、労働戦 線再編の下で、民間大企業労組が企業内に終始 する姿勢を強めていく中、労働運動総体の社会

労働総研クォータリーNo.76•77

的運動と機能が弱まり、地域における共同や組 織が縮小・解体されたのです。

したがって、現在はその再生の過程であり、 ある意味、日本労働運動の伝統、原点に立脚し、 それを雇用破壊と「貧困と格差」の拡大という 今日の情勢の下で、発展的に展開することこそ、 求められていると思います。

地域から雇用を守り創出する新たなとりくみ

派遣村がこれだけ大きな社会運動になったの は、それだけ貧困と格差の拡大が深刻で、非正 規労働と貧困が多くの国民にとって身近な現象 になっているからだと思います。運動の前進に も関わらず、事態は深刻化しています。失業が いっそう広がり、各地の主要駅は派遣村の様相 を呈し、各地の炊き出しは昨年の2~3倍の列 ができています。派遣村の元村民も、いくら探 しても職が見つからない人が多数派で、再就職 できたのは2割強に止まっています。

この間、様々な問題はありますが、政府の雇 用対策はつぎはぎの対策強化が行われてきまし た。しかし、大企業の社会的責任の追及という 点では対策は立ち遅れています。セーフティネッ トの構築で終わらせず、労働者派遣法の抜本改 正など雇用破壊を止めさせ、労働者保護施策を 前進させるためにも、労働運動の結束が求めら れています。

そして、深刻な雇用実態を打ちやぶって、安 定した良質な雇用を実現し、日本経済の内需中 心の再生を実現するためにも、地域から雇用創 出の大運動をつくっていくことが必要です。派 遣村は、そうした国民運動の種をまいた活動だ と思います。 (2009年11月記)

(いのうえ ひさし・全労連事務局次長・労働総 研常任理事)

- 5 ---

「21世紀労働組合の研究プロジェクト」報告書 「過渡期」の情勢と労働組合運動の課題

大木 一訓・熊谷 金道

はじめに

わが国の労働組合運動はいま、新たな可能性 の時代をむかえているように思われる。2008年 いらいの経済恐慌と国民の生活危機が深まるな か、労働組合は労働者・国民の生活と権利を守 るべく奮闘しているが、国民はそうした労働組 合への信頼と期待をこれまでになく高めてきて いる。生活危機の問題についてばかりではない。 2009年8月の総選挙において、日本国民は、宿 命的とさえ思われた長年の保守専制政治を打倒 し、自分たちの切実な要求を託する政権を史上 はじめて誕生させたが、この点での労働組合運 動の貢献も最近では広く認められるようになっ た。いまわれわれの眼前では、この政権のもと で真に国民本位の政治を構築しうるかどうかが、 日々問われるようになっている。労働者・国民 はこの面でも、労働組合運動がその影響力を大 いに行使してくれるよう期待している。さらに 今日では、非正規労働者と正規労働者の連帯を 発展させるなど、運動を多面的に前進させ、組 織の拡大・強化にも道を開いてきている。

しかし、労働組合運動が今日直面している課 題が、これまでになく大きく困難なものである ことも事実である。「不況」も生活難も、その根 はきわめて深く広い。財界と自公政権がアメリ カに屈従して国民につけを残した負の遺産は、 全体像が容易につかめないほどに大きい。その うえ国民の信託を得て登場した民主党連合政権 は、多くの矛盾や弱点をかかえ、政権運営の基 本方向さえなお流動的である。その間にも、ア ジアや世界の情勢は急速に21世紀的転換を見せ ており、人類の地球規模的統合がすすむなか 日本社会の立ち後れがいよいよ際立ってきてい るという状況もある。労働組合運動が労働者・ 国民の期待に応えて前進するためには、こうし た困難な内外情勢を直視し、的確に分析・把握 しながら、冷静・沈着にたたかいをすすめてい く必要があろう。

求められているのは具体的な情勢分析であり、 困難の打開方向である。その要請に全面的に応 えることはできないけれども、以下ではとりわ け二つの情勢問題、すなわち、①労働者・国民 が今日直面している「生活危機」はいかなる社 会的性格をもったものなのか、②「過渡期」と いわれる今日の政治状況をいかにとらえるか、 という問題について分析し、期待される運動構 築の方向について考えてみたいと思う。

労働者・国民の「いのち」を脅かす 生活危機

労働者・国民の生活状態悪化は、すでに1990 年代後半にはじまり、21世紀に入って「小泉構 造改革」のもとで顕著にすすむこととなったが、 その過程は2008年夏以来の経済恐慌のもとでさ らに「つるべ落し」の悪化をみせるようになっ た。国民生活は困難においこまれているという だけでなく、いまや最悪の生活破綻の過程にま きこまれつつある。労働者ならだれでも確認で きる事実から出発しよう。

(1)失業と極端な低賃金の急拡大によって、 いまや労働者階級の労働力の再生産は破綻に瀕 している。実質的な失業が労働力人口の1割をこ え、年収200万円以下の「ワーキングプア」が就

- 6 -

業労働者の4人に1人に迫るという状況のもと で、ほとんどの労働者世帯が家族のうちに失業 者や非正規労働者をかかえることとなった。賃 金・労働条件の切り下げが際限なくつづき、勤 労者世帯の家計がますます余裕のない窮迫状態 におちいるなかで、いまではごく普通の青年た ちが、結婚することも子どもを生み育てること もできず、それどころか自らの生計を維持する ことにさえ困難をおぼえている。これは、一国 民の消長にかかわる絶対的貧困化の進行に他な らない。

(2)労働力の衰退・破壊は、労働者個々人の 生活においてばかりでなく、職場における労働 生活のなかでも進行している。長時間労働、超 過密労働、安全衛生管理の欠如、成果主義・反 共主義・女性蔑視などによる差別的労務管理、 労働組合の御用化、等の条件のもとで、労働者 たちは生理的にも精神的にも人間的な活力を吸 い尽くされ、心身の健康を保つことが困難になっ ており、労災、疾病、自殺などにおいこまれる 労働者が目立って増大している。

(3) そうした状況下で、日本経済の生産力を になう労働力が失われつつあるという問題も大 きい。多発するリストラのもとで、非正規が激 増し、職場での労働異動や全国規模での労働力 流動化が日常化し、企業内職業訓練が次々と形 骸化していくなかで、世代から世代への技能・ 技術の継承・発展がきわめて困難となっている。 熟練労働力養成の前提となる労働者集団やチー ム労働の形成も容易ではない。さらに重大なの は、日本の技術を中心的に担ってきた中小企業 分野で経営危機がつづき、必要とする青年労働 者を採用できない状況が広がっていることであ る。労働力再生産のなかには熟練・技能の継承・ 発展もふくまれるが、破綻はこの面からも深刻 にすすんでいる。少子化による労働力人口の減 少ともあいまって、わが国の産業基盤は根底か ら掘り崩されている。

(4) 最近の貧困化で注目されるのは、失業者

労働総研クォータリーNo.76•77

たちの直面する生活困窮が、当初から複合的・ 全面的で、直接「いのち」にかかわる深刻さを ともなっていることである。仕事や収入だけで なく、住宅、医療、借金、住民登録、等々、生 活するうえでの基本的条件を失ってしまってい る。また、生活破綻の進行とともに、たちまち 家族・友人・隣人との人間的つながりを失い、 社会のなかに人間としての「居場所」を見いだ せなくなっている。類的存在としての人間性を 否定され、生きながらに「いのち」を奪われる 事態がすすんでいる。

(5) しかも、そうした窮乏状態に、これまで になく広範な社会階層の勤労者たちが、おどろ くほど早く直線的に転落してきている。その背 景には、勤労者たちが、余力がなく、事故への 抵抗力の弱い、非常に壊れやすくなった生活構 造のなかで生計を立てるようになっている、と いう事実がある。「派遣村」の問題が大きな社会 的関心を集めるのは、それが他人事ではないと 感じる労働者・国民が膨大に存在しているから に他ならない。

(6)生活破綻を加速し拡大している要因には、 生活を支える土台や社会的な枠組みが瓦解して いる問題がある。家庭や地域社会や企業の福祉 機能が失われ、教育、住宅、医療、保育、介護 などの社会インフラは破綻に瀕している。そこ へ公租公課の負担増である。

(7)格差の拡大は貧困化の進行をいっそう過 酷なものとする。今日の格差拡大は、高成長期 のような生活水準の全般的向上のなかでの格差 拡大ではない。全般的な状態悪化のもとでの格 差拡大である。しかも、正規と非正規、男女、 大手と中小、地域間、世代間などの階層間格差、 さらには個人間格差は、人道的な観点からもと うてい許され得ないような、異常に強められた ものとなっている。女性非正規労働者の賃金は、 同様の仕事をしている男性正規労働者の半分以 下にすぎない。

(8) 労働者・国民の生活を脅かしている問題

- 7

には、人類や地球の未来にかかわる危機もある。 戦争と平和の問題(イラク・アフガン戦争、核 兵器、軍事基地、軍事同盟など)であり、地球 環境の問題(自然災害、温暖化、農林漁業、生 物多様化など)である。わが国の場合、それは とりわけ米軍基地、核密約、日米安保の問題と して、あるいは温暖化対策や農林漁業の存続の 問題として社会問題化しているが、これらの問 題でも矛盾は先延ばしできない深刻さで激化し ている。

以上からこう言える。問われているのは「い のち」である^(注))。日本の労働者・国民が直面し ているのは、たんなる生活難の増大ではない。 個々人についても労働者階級についても国民全 体についても、その生存そのものが時々刻々脅 かされているという問題である。

しかし、人々の「いのち」は、既存の制度や 政策を動員するだけでは救出し守ることができ なくなっている。長年にわたる大企業の強欲と 自民党の利権政治は、震災と同じように、人々 の生活の支えをことごとく破壊してきたからで ある。庶民の「いのち」と暮らしを守るために は、人々の間の人間的な絆を新たにつくりだし、 草の根からの連帯をつよめ、21世紀にふさわし い生活を土台からつくりなおしていく他ない。

困難ではあるが、未来への展望を切り開くこ とのできるこの事業を成功に導くためには、日 本の政治や経済が主権者である国民の意思に よって動かされるようにしなければならない。 労働者・国民の要求実現のためにたたかう労働 組合運動は、この点で非常に大きな役割をはた すことができよう。

(注1)われわれは「いのち」という言葉を、生理的な 意味においてばかりでなく、社会的文化的な意味 をもふくめた、人間としての存在そのもの、とい う意味で使っている。この点については、福田静 夫『「いのち」の人間学』(青木書店、1998)参照。

2 労働組合運動が直面する客観的諸課題

労働者・国民の生活危機は、労働組合運動にい かなる課題を客観的に提起しているであろうか。

第一に、失業・生活困窮者の「いのち」を守 るたたかいが、労働組合の、先延ばしすること のできない中心的課題の一つとなったことであ る。むろん労働組合はこれまでにも窮乏した仲 間たちへの支援を行ってきたし、災害時などの 献身的な支援活動は高く評価され感謝されてき た。しかし、今日のように、大量かつ持続的に 生み出されてくる失業・生活困窮者の「いのち」 を守ろうと、全国的な運動が展開されているの は、はじめての経験である。この取り組みを軸 に、これまでにない広範な諸団体・諸階層との 協力・共同を発展させ、共通する諸課題での運 動を前進させる可能性が生まれている。「いの ち」を守るたたかいは、労働組合の活動が狭い 利己的なものではけっしてなく、「ふみにじられ た幾百万の大衆」の利益のためであることを、 広く知らせるものとなっている。

第二に、上記の課題とも関連し、荒廃し閉塞 した今日の日本社会にあっては、人間的な「居 場所」を提供し、労働者たちの間の絆をつくり だしていく活動が非常に重要であることが明ら かとなった。労働組合の立場からは、労働者と しての自覚を高め、要求にもとづき運動に結集 するよう働きかけることが必要だが、まず労働 者たちの「いのち」を社会的に取りもどそうと いう活動である。その役割は、労働組合が相談 活動や労働者共済の活動などを通じて独自に担 うだけでなく、「反貧困ネットワーク」の活動に 見るように、他の社会運動団体や NGO、自治 体などとの連携活動を発展させることによって も強化されている。「みんなの心をつなぐ」労働 組合や「ネットワーク」の存在は、貧困とのた たかいにおいても不可欠な環をなすようになっ た。

第三に、「いのち」と暮らしを守るたたかいで

- 8 -

は、仕事・住宅・最低生活費を保障し、住民登 録・社会保険加入等によって市民権回復をはか るような、生活の骨格づくりが緊要な課題となっ ている。しかし、現行の社会保障・社会福祉や 医療、住宅などの生活インフラはきわめて不十 分で、機能不全におちいっている。切迫した「い のち」の必要に対応するには、既存の制度・政 策を活用するだけでなく、新たな制度・政策を 案出・創造していかなければならない。この点 では、労働組合の調査・政策活動を飛躍的に強 化するとともに、専門家集団や行政との恒常的 な協力関係を発展させることができるかどうか が、運動の前途を左右するものとなった。

第四に、労働力の再生産が困難になるほどの 絶対的貧困化の進行に対処して、最低賃金制、 失業・雇用保障、最低生活保障を軸とするナショ ナルミニマム確立の課題が大きくクローズアッ プされるようになっている。それは、もはや将 来の課題として先延ばしすることの許されない、 喫緊の課題となった。運動の前進や自公政権の 退場もあって、今日の情勢は、労働者各層のあ いだにこれまでにない共感・連帯・共同を発展 させる条件が生れている。課題のクローズアッ プとともに、ナショナルミニマム確立を実現す る可能性も高まっていると言える。

第五に、格差拡大に歯止めをかけ、均等待遇 を実現していかねばならない。具体的には、職 場における非正規労働者、女性労働者および活 動家に対する不当な差別的処遇を是正させるこ と、労働組合がすべての労働者層を代表して団 体交渉権を行使すること、労働法規や国際条約 の活用に習熟すること、企業をこえた産業・地 域の統一的労働条件形成に力を入れること、等 の努力が求められる。経営者側が賃金・労働条 件切り下げによる「格差縮小」を追求するよう になっている今日、大切なことは、①組合独自 の調査によって格差の実態を明らかにするこ と、②労働者の統一と団結をつよめる方向で格 差是正が行われるよう、十分な要求討議を行う

労働総研クォータリーNo.76•77

こと、③そのためにも全体の賃金・労働条件を 引き上げるなかで格差是正を行っていくこと、 である。

第六に、われわれは改めて今日における賃上 げ闘争の重要性を強調しなければならない。そ れは、格差是正や均等待遇の実現にとっても不 可欠である。不当にカットされた賃金を取り戻 すのは、労働者の権利である。そして何よりも、 家計の赤字を補填する賃上げがなければ、労働 者は「いのち」の危険から逃れることができな い。賃上げがなければ、「内需拡大」など夢のま た夢である。家計にとっても国民経済にとって も、また運動にとっても、賃上げは最大のエネ ルギー源なのである。

第七に、すでに見た一連のたたかいを土台と して、労働時間規制をはじめとするわが国の立 ち後れた労働基準を全体として EU などの先進 国なみに引き上げ、人間的な労働環境(ディー セントワーク)を確立する事業に取り組んでい かねばならない。国民の「いのち」を危機にさ らす「ルール」なき人権侵害の労働環境を、も はやこれ以上、許容しているわけにはいかない。

その場合、労働運動は、労働者の生涯にわた る生活像を念頭に、働く権利にかかわる問題(職 業技術教育、採用、雇用形態、労働異動、解雇 など)、労働力の使用にかかわる問題(労働時 間、労働強度、安全衛生、女性保護、技術導入 など)、労働力への支払いにかかわる問題(賃 金、成果主義など労働評価基準、諸手当など)、 労働力の更新にかかわる問題(休憩、休暇、健 康管理、家族手当など)、労働力への全生涯的配 慮の問題(定年、年金、介護など)、等につい て、徹底して差別的条件の排除をはかりながら、 具体的で体系的な改革目標と工程計画をたて、 着実に実現していく必要がある。その際には、 ILO 条約や国連の規約・条約の批准を促進し、 国内施策におけるその具体化を労働環境改革の 武器にしていく必要があろう。

確立される人間的な労働環境のルールは、事

- 9 -

実上の賃金労働者として大量に生み出されてい る業者などの勤労者層にも準用されるべきであ ろう。

第八は、貧困とのたたかいの中心的推進力と しての労働組合の果たすべき役割や意義を、改 めて明らかにしつつ、その飛躍的強化を国民的 支持のもとに実現していくことである。

もともと憲法が、労働基本権を保障し、労働 組合を最高法規によって承認しているのは、「侵 すことのできない永久の権利」として国民に与 えた基本的人権を実際に保障していくためには、 労働組合運動が不可欠だと考えているからにほ かならない。だからこそ、刑事免責や民事免責 をもあたえて、その活動を保障しているのであ る。労働組合は国民の基本的人権を守っていく 公的責務を負っているのであり、その意味では 公共的団体なのである。貧困とのたたかいをす すめるためには、この労働組合の公的役割が最 大限に発揮されねばならない。ある意味では最 大の貧困対策は労働組合の強化なのであり、国 や自治体には労働組合強化のための施策を推進 する責任があるのである。この点に確信をもち、 公務員労働者の労働基本権確立、差別的労働行 政の是正、民間大企業等の不当労働行為に対す る規制強化、労働者・労働組合の権利に関する 教育の拡充、などの政策を推進していかねばな らない。

そして第九に、平和の問題や地球環境の問題 がある。後にも触れるが、前者の中心的な問題 は、すでに半世紀以上も日本を呪縛してきた日 米安保条約の廃棄であり、あらゆる軍事同盟か らの日本の解放であって、普天間に見るように これ以上の遅延の許されない課題である。

後者は、生活様式や社会構造への影響もふくめ て、これからの人類の「いのち」のあり方そのも のが問われる大きな問題である。労働組合はこれ らの問題についてよく研究し、問題の所在を的確 に把握し、広く事実を広報すると同時に、適切な 行動形態を提起していく必要があろう。

3 「ルールある経済社会」にむけての社 会改革の取り組み

労働改革への課題を提示したが、これだけで は不十分である。ここには問題が二つある。

一つは、われわれがこうしている間にも、解 雇や賃下げはつづき、「いのち」を失う労働者は 増え続けているという問題である。莫大な公的 資金を注入した景気対策にもかかわらず、事態 はかえって悪化しているのではないかというの が、昨年につづく2010年正月の「派遣村」の実 態である。実際、政府統計で見ても、国民生活 にかかわる失業率、求人倍率、常用雇用、現金 給与総額、小売業販売額、旅行取扱状況などの 指標は軒並み悪化しつづけており、景気の今後 を占う機械受注、設備投資、建設工事受注、新 規住宅着工などの指標もいぜん大幅な減少をみ せている。つるべ落しの景気悪化がいくらか緩 和されたとはいえ、日本経済はいぜん底なしの 経済危機から抜け出すことができないでいるの である。

中国やインドをはじめとするアジア経済が急 速な景気回復を見せ、EU諸国でも回復への動 きが伝えられるなかで、なぜわが国では事態の 改善が見られないのであろうか。こうした事態 がつづくのであれば、どのような労働改革もザ ルで水をすくうようなものであろう。大企業は いまなお平然と「派遣」など非正規労働者の解 雇を強行しているが、そうした状況を放置して いるかぎり、「派遣村」は膨張するばかりであ る。労働者・国民の「いのち」を守ろうとする なら、わが国の特別深刻な経済恐慌を引き起こ した主要要因にまでさかのぼって日本経済の歪 んだ体質を正さなければならない。これが今日 の労働組合運動の課題である。

「深刻な経済恐慌を引き起こした主要要因」と は何か。労働組合運動は、1990年代いらいの自 らのたたかいの経験をつうじて、確信をもって 言うことができる。その第一は、大企業が小泉

-10 -

「構造改革」を利用してすすめた大々的な搾取強 化策であり、第二は、アメリカ金融資本が自公 政権や財界と一体となってすすめた、日本経済 搾り取りの政策である、と。これらの政策は、 極端な富の偏在と大規模な「貧困と格差」の累 積を生み、過剰生産恐慌と金融バブルの破綻が むすびついた今回の恐慌となって爆発したので ある。

問題は、2009年9月の「政権交代」後も、こ れらの主要要因が作用しつづけていることであ る。労働問題にかかわる最近の財界動向を見て も、大企業はいぜんとして非正規労働者の「活 用」に固執し、正規労働者についても賃金労働 条件の切り下げや人員整理を強行しており、2010 年春闘を前にしては定昇をふくむ全面的な賃上 げ拒否を打ち出し、あるいは下請単価の切り下 げをおしつけて、もっぱら労働者や下請業者へ の犠牲転嫁によって業績回復を図るという、従 来からの強欲な蓄積政策に固執している。その 結果、大企業は「不況」下にも高収益を上げ、 異常なまでに内部留保を積み増し、日本社会の 富の偏在をいよいよ耐え難いものにしている。 また、アメリカ金融資本も従来と同じように日 本での投機活動を放任されており、ヘッジファ ンドは不況をチャンスとして従前にも勝る高収 益をあげている。安保体制のもとでアメリカへ の依存体質から抜け出せず、海外における大企 業=多国籍企業の低賃金活用政策を野放しにし ている日本経済は、アジア諸国の経済発展を国 民生活の改善に役立てることもできないでいる。

破滅的な貧困から国民生活を守るためには、 大企業への富の偏在を是正しなければならない。 その異常な内部留保の累積を、労働者や勤労諸 階層の生活改善に役立つような形で社会的に還 元させなければならない。また、労働組合の立 場からも、大企業に対する民主的規制の政策を 具体化する必要がある。その経営政策、投資戦 略、労務管理、下請け対策、地域経済対策など について、労働者・取引業者・地域住民の利益

労働総研クォータリーNo.76•77

を尊重させるような規制措置を講じなければな らない。そのための労働協約、取引契約、条例、 公契約などについて研究し、具体化をはかる必 要がある。さらに、大企業の海外活動について も情報開示を求め、国際基準にそった規制を加 えていく必要があろう(民主的規制には規制と 誘導という二つの面がある。誘導とは、投資活 動をはじめとする企業活動を積極的な国民本位 のものに転換させていくことである。たとえば、 雇用創出、環境改善、福祉・文化事業などで住 民の要望に応える投資活動を展開する、といっ た場合である。時代の進展とともに、民主的規 制のこの側面がいっそう重要になっていくと思 われる)。

いずれにせよ今日の労働組合は、その運動領 域を拡大して、「ルールなき資本主義」を改革 し、これまでの日本資本主義とは異なる「ルー ルある経済社会」を構築する事業に参加しない わけにはいかなくなっている。労働改革のため のたたかいは、経済社会改革のためのたたかい と不可分に結びついているからである。

いま一つの問題というのは、政治改革の問題 である。労働改革が実現し実効性をもちうるた めには、国民本位の政治がなされなければなら ないが、その条件はどう確保されるのか、とい う問題である。その点を次に見よう。

4 「過渡期」の情勢と労働組合運動

貧困問題が最大の国民的関心事となるなか、 「生活第一」をかかげる民主党連立政権が誕生し た。政治の転換は、閉塞した社会に風穴をあけ、 新たな社会構築にむけての期待を生み出してい る。労働組合運動は、かつて経験したことのな いこの政治状況の下で、いかに新たな発展への 展望を切り開いていくかを問われている。以下 では、①自民党政治の破綻がもつ意義をはっき りさせ、②民主党と新政権の特徴と動向につい

— 11 —

て考察し、③「過渡期」とよばれる時代の特質 をつかんだうえで、労働組合運動の前に開かれ た新たな可能性について考えてみたいと思う。

(1) 自民党政治を退場させた力は何か

マスコミは民主党政権の登場を「政権交代」 と表現しているが、そこには二つの意味がこめ られている。一つは、民主党の基本的な政治路 線は自民党と同じ「交代」可能なものであり、 したがって民主党政権となっても従来の支配体 制が根底から揺るがされることはないであろう、 という前提である。いま一つは、今回の総選挙 結果は、民主党と自民党が政権交代を繰り返す 二大政党制への前進だと見る評価である。

しかし、今回の日本政治の歴史的転換がこの ような「政権交代」の枠内にとどまるものでな いことは明らかであろう。長年にわたる自民党 政治は統治能力を失って壊滅的な打撃をうけ、 潮が引くように従来の支持層からも見放されて、 自民党の再興・保守政治の再構築はますます困 難となっている。他方では、基本路線に違いが ないはずの民主党が、国民の要求に押されて「構 造改革」批判の立場に立ち、「対等」な日米関係 を要求するようになっている。

自民党政治の崩壊はすでに1993年の細川・八 党派連立内閣の頃からはじまっている。いらい 自民党は、社会党、公明党、等との連立の助け を借りたり、共産党をのぞく「総与党化」政策 をすすめたり、「自民党をぶちこわす」という欺 瞞的な「構造改革」を推進したりして、国民の 目をごまかし、政権の座に居座ってきた。しか し、21世紀に入ってからの小泉「構造改革」の もとで、財界本位・対米屈従の自民党利権政治 と「貧困と格差」が拡大する国民生活との矛盾 は極度に先鋭化するようになった。国民生活の 悪化がすすむなか、すでにさきの参議院選挙で は、自民党政治の支持基盤の全国的崩壊がはじ まっていた。そしてアメリカ発の金融・経済恐 慌によって、その矛盾の深刻な広がりが白日の もとにさらされるようになったとき、自民党政 治は統治能力を失い、そこにはもはやいかなる 延命策も残されていなかったのである。後に見 るように自民党政治復活の危険はなお残ってい るとはいえ、大局的に見れば、自民党政治に明 日はないのである。

政治転換を生み出した基本的な力は何であろ うか。一部の論者は、政権交代が実現したのは、 二大政党制の確立をめざした財界やマスコミが 民主党政権の成立を支援したからだと主張して いる。しかし、これは事実に反する敗者の後知 恵だと言わねばならない。二大政党制をめざす にしては、財界や大マスコミはあまりにも深く 自公政権に肩入れしてきた。かれらがあわてて 民主党の勝ち馬に乗り換えるようになったのは、 自公政権の敗退が確定的となった選挙戦終盤に なってからのことである。

決定的な要因となったのは、国民の怒りとた たかいであった。新自由主義的な大企業経営と 自民党利権政治のもとですすんだ、極度の格差・ 貧困の広がり。それに対する怒りの国民世論が、 現実政治を動かすようになったのである。国民 は自らの意志と力で自民党政治に引導をわたし、 新政権を誕生させた。その背景には、議会にお ける革新政党のたたかいとともに、全労連をは じめとする労働組合や民主的市民団体の、長年 にわたるたたかいがあった。とくに「反貧困」 の大衆運動がはたした役割は非常に大きなもの であった。総選挙後の今日においても、その社 会的影響力は日本政治の動向を左右する力とし て作用しつづけている。日本の労働運動や社会 運動は、このことにもっと確信をもってよい^(#22)。

自民党政治の崩壊過程は、アメリカにおけるオ バマ政権の成立やそれにともなう国際政治の劇的 変化とも連動していた。国際情勢の動向に「世界 一」敏感だと評される日本の有権者たちが、国際 情勢の変化を考慮に入れたことは明らかであろ う。日米軍事同盟に固執し、平和憲法の改正や核 武装まで画策する自民党政治に、国民が時代遅れ

-12 -

の烙印を押したとしても不思議ではない。

とはいえ、総選挙後は、二大政党制確立をめ ざす保守層の動きが、あらためて強まっている。 利権政治を土台としてきた自民党は、その後も 支持基盤を次々と失っており、また、政策的に も四分五裂となって、国民の支持を得るような 政策や展望を打ち出せないでいる。自民党政治 の再興が困難ななかで強まっているのが、民主 党政権変質への策動である。財界、大マスコミ、 新自由主義的「エコノミスト」、「親米派」評論 家、等々は、「選挙では詩を語り、政権を取った ら散文で語れ」というオバマ政権・クリントン 国務長官の言葉までひいて、露骨に公約無視の 変節をすすめている。あるいは普天間基地問題 に見るように、自らすすんで「アメリカからの 圧力」を組織・演出し、新政権に政策変更を迫 ろうとも画策している。問われているのは、国 民本位の政治改革なのか、利権政治の形をかえ た温存・継続なのか、という問題である。労働 組合運動は、二大政党制推進に反対し、自民党 的利権政治や財界・アメリカ本位の新自由主義 的政策への回帰をいかに徹底して除去していく かという課題に、否応なしに取り組んでいかね ばならなくなっている。

(注2) この点については、本報告書の熊谷・山田論文 とともに、『全労連20年史』(大月書店、2009)を ぜひ参照されたい。

(2) 民主党政権と労働組合運動

民主党政権は、国民による国民のための政府 をつくり、国民生活第一の政策を実行すると公 約して誕生した政権である。新政権にその公約 の履行を迫ることは、労働者の生活と権利を守 ることを第一の課題とする労働組合の、社会的 責任である。

新政権の直面する諸課題にはこれまで経験し たことのない問題も多く、打開策を見出してい くのはけっして容易なものではあるまい。その

労働総研クォータリーNo.76•77

過程では失敗もあろうし、不十分さや欠陥も数 多く見出されるであろう。労働組合運動は、そ のことを理解したうえで、しかし、必要な批判 や提言は率直に行い、誤った政策は運動でやり 直しをさせ、政権がかかえている弱点や偏見は それを徹底して取り除き、国民の期待に応える 力強い理念と実行力のある政治が育っていくよ う、大いに力を発揮しなければならない。その 際には、誇大な空文句をつつしみ、具体的実際 的な政策内容を重視し評価すること、そして新 政権が旧来の「しきたり」を国民本位に改革し つつ、労働組合の諸要求実現に積極的に協力す るよう求めていく必要がある。この点では、民 主党の最大支持母体といわれている連合に比し て、規約前文に「資本」と同時に「政府」から の独立を掲げる全労連の主体的運動の強化が極 めて重要になっている。

政権発足後100日を経過した今日、民主党およ び鳩山内閣への支持にはすでに大きなかげりが 生じている。そこには、国民の不安をよんでい る次のような問題がある。

- ① 民主党は、21世紀の日本をになう政権政党としては、なお未成熟な政党である。党内に公然たる派閥をかかえ、癒着の温床となる企業・団体献金を許容し、相互に異質な政策理念や政治活動を併存させるなかで、党全体の一致した政策や理念を生み出すことが困難な党となっている。その困難は、これまた異質な社民党や国民新党との連立によってさらに増幅されている。 党首討論回避や強行採決に見るような国会審議の形骸化も、党内および政権内での論議が不足し、政策的な意思統一をはかることができないでいることの反映といってよい。
- ② 理念・政策を異にする政治諸勢力が国民の 前で一致点を明らかにし、統一した政治行動 を展開することは可能であるし、国民の利益 にそってそうした行動をとることは重要でも ある。しかし、そうした「統一」が、科学的 で民主的な討議をつうじてではなく、政策論

— 13 —

争を回避する派閥間の力関係に左右されて成 り立っているとしたら、積極的な展望は開け ないであろう。実際、民主党の政策や行動が、 今日では、圧倒的な派閥勢力を誇るようになっ た小沢派の専制的な影響下におかれているこ とは周知の事実である。そこに国民は、民主 党政権のもとでも自民党政治と同じ派閥政治 が支配するのではないかという危惧をもたざ るをえなくなっている。

- ③ もともと民主党には、労働者・国民の日常 的な生活やたたかいとの結びつきが弱いとい う問題がある。自民党が強固な地域・職域組 織を構築していたのに比べ、民主党は職場に も地域にも強固な組織基盤をほとんどもって いない。唯一のまとまった支持組織として連 合があるが、周知のようにその多くは「労資 一体」の会社派組合であり、真に労働者たち を結集するものとはなっていない。しかも地 域の民主党の多くは、長年にわたり「総与党 化」の枠組みのもとで自民党との区別が困難 な活動をすすめてきており、「国民生活第一」 への路線転換も地方では必ずしも円滑にすす んでいない。そうした状況下に、先の総選挙 では、「小沢チルドレン」とよばれる政治的経 験の乏しい新人議員が多数うまれている。国 民との日常的な結びつきの弱さは、国民本位 の政策をすすめる上での大きな障害となって いる。
- ④ だが、いま労働者・国民のあいだには、総 選挙後の民主党が、国民の要求やたたかいの 国政への反映を制限し、国権の最高機関とし ての国会を空洞化させ、国政に対する民主党 の専制支配を確立しようとしているのではな いか、という疑念が生れている。「政府・与党 一体化」による議員活動の制限、政治家主導 の審議を理由とする「国会改革」、民主党に窓 口を一本化させる新陳情制度の導入、少数政 党・会派切り捨ての「比例定数削減」の主張、 等の動きである。それは、国民の声が直接国

会や政府に届くのを妨げ、国会審議への行政 担当者や専門家の参加を排除して審議内容の 質的低下をまねき、内閣法制局長官を排除し て多数党による恣意的な憲法・法制解釈に道 をひらく、等々の危険を生みだしかねない。 国民とともに新しい政治をつくるとした民主 党の公約は、正反対のものにすり替えられよ うとしている、と言わねばならない。

⑤ 民主党政権が推進しつつある諸政策は二つ の顔をもっている。一方では、肝炎対策基本 法や原爆症基本法のように、あるいは子ども 手当や教育費無償化の政策に見るように、国 民の要求に応える方向での施策が実施に移さ れつつある。しかし、他方では、自民党政治 の政策が根強く継承され推進されている。た とえば、①「事業仕分け」の際にも見られた 事業効率一辺倒の「小さな政府」政策、②「新 しい公共」をうたう「地域主権」の政策と連 動させて、財界の提唱する道州制の導入をは かろうとする政策、③農業など国内産業に打 撃を与える経済連携協定の締結、④財界の提 唱する「東アジア共同体」構想の推進、等々 がある。この点ではさらに、憲法改正や消費 税引き上げの問題を近い将来検討の俎上にの せると言明していることも重大である。そし て、労働組合の見地から見てなにより問題な のは、民主党の政策には大企業に対する民主 的規制など、「格差と貧困」の根源に迫る政策 が欠けていることである。

鳩山内閣の政策がしばしば分裂・迷走し、 一貫性に欠けているのは、その政策の中のこ うした自民党的性格を払拭できないでいるか らである。

⑥ 問題は鳩山内閣の「政治哲学」にもある。 鳩山氏は政権の発足にあたって、こう述べて いた。「資本主義が原理的に追求されていくと き、人間は目的ではなく手段におとしめられ、 その尊厳を失う。金融危機後の世界で、われ われはこのことにあらためて気が付いた。道

— 14 —

義と節度を喪失した金融資本主義、市場至上 主義にいかにして歯止めをかけ、国民経済と 国民生活を守っていくか、それがいまわれわ れに突き付けられている課題である」と。そ して、市場原理主義に対抗するものとして「自 立と共生」を重視する「友愛」の理念を提唱 したのであった。(「私の政治哲学」『Voice』 09年9月号)

その問題意識には、労働組合運動の立場か らも共感できる点が多い。しかし、氏のかか げる「友愛」という理念については注意を要 する。第一に、「友愛」(フラタニティ)とは もともとフランス革命のスローガン「自由、 平等、博愛」の「博愛」のことであるが、労 働運動が批判してきたように、そのスローガ ンは、資本主義の矛盾に切り込む力をもたず、 かえって現実の階級的な搾取と抑圧をおおい かくしたり美化したりする危険があるスロー ガンであった。第二に、鳩山氏の場合、フラ タニティの内容は、「自立と共生」の原理とい うように再定義されている。つまり、そこに は、「共生」という国民の連帯の原理だけでな く、「自立」という自己責任論もまた原理とさ れていて、そこには、国民は自分でできるこ とは自分ですべきだという主張がふくまれて いる。いいかえれば、鳩山政権の哲学となっ た「友愛」には、国民生活を守るうえでの国 の責任や大企業=多国籍企業の社会的責任を 明確に認める視点が欠落しているのである。 第三に、「自立と共生」の原理から出発して 「新しい公共」を提唱し、政治のボランティア 化と議員定数の削減を進めようとしているこ とである。それは国民の多様な民意を切り捨 て、議会を形骸化させて、多数党の専制支配 を強めるとともに、国民生活を守る国・自治 体の責任をあいまいにし放棄する政策をとろ うとしている。これでは「市場至上主義に歯 止めをかける」ことはできないであろう。

⑦ 鳩山「政治哲学」のいま一つの問題は、そ

労働総研クォータリーNo.76•77

のアジア重視の政策にある。氏は、日本は「ア ジアに位置する国家としてのアイデンティ ティを忘れてはならない」と言い、「アメリカ 主導のグローバリズムの時代は終焉し、世界 はアメリカー極支配の時代から多様化の時代 に向かうだろう」と言うのであるが、いぜん として日米安保やアジアへのアメリカ介入の 必要性を認める発言を繰り返している。これ は、アジア経済圏の自主的発展の中で日本経 済と国民生活の安定的発展を図っていこうと する政策と真っ向から対立する政策であり、 国民生活の将来を危うくすることになりかね ない政策である。

労働組合運動は、国民の期待をになって発足 した政権が、以上に概観した問題点をかかえる 政権であり、たえず旧政権の勢力やアメリカか らの攻撃にさらされている政権であることを、 冷静に見極めながら運動をすすめる必要がある。 これからの労働組合運動は、真に国民本位の政 権をつくりだし強化するたたかいと結びつけて、 労働者・国民の要求闘争を前進させていかねば ならないからである。

(3)「過渡期」と労働組合運動

今日の政治状況は「過渡期」と特徴づけられ ている。労働組合運動の見地から、この「過渡 期」という特徴づけが意味することを考えてみ よう。

労働運動の歴史をふり返ってみると、「過渡 期」という政治情勢の特徴づけは、つぎのよう な状況が見られる場合に用いられてきた。すな わち、①社会の矛盾が激化するなかで、支配層 が統治能力を失ない、その政権が崩壊する、② 国民に対する国家権力の抑圧が弱まり、大衆運 動の自由が以前より確保できるようになる、③ 国民の意思と利益を代表する新しい政府が形成 されるが、この政府はまだ本格的な社会改革に のりだす決意も準備ももちあわせていない、④

警察、軍隊、司法、官僚機構などの権力機構は、 なお多くが旧来の支配層によってにぎられてお り、新政府は全権力を掌握するにはいたってお らず、たえず旧政権復活の危険に直面してい る、⑤新しい安定した国民の政府を確立するた めには、なお国民がたたかいの経験をつみ、学 習し、決意をかためるための時間が必要であ る、⑥しかし全体としては、一握りの支配層の ための政治から労働者・国民本位の政治への巨 大な一歩がはじまっている、といった状況である。

われわれが今日直面している日本の政治状況 も、ほぼこれらの特徴をそなえていると言える が、それはまだ「過渡期」の初歩段階である。 そこでは、自民党政治の退場という「大きな前 向きの変化」が生じたが、「自民党政治に代わる 新しい政治」の内容や方向については、「国民的 探求」がはじまったばかりである。マスコミを ふくめ、権力機構の大半はひきつづき自民党政 治の反動的諸勢力ににぎられており、ビラ配布 事件に見るように、大衆運動への抑圧はかえっ て強められている側面さえある。それに、われ われの「国民的探求」の前にはアメリカが立ち はだかっているという問題もある。

しかし、わが国における「過渡期」(つまり真 の国民本位の政権への移行過程)は急速に進展 する可能性がある。日本政治の歴史的転換は、 内外反動勢力の妨害を許さない民主的な選挙に よって開始されたし、今後もそれによって推進 されていくであろうが、選挙における革新勢力 の前進が達成されれば、状況は大きく変わる。 また、労働組合運動をはじめとする大衆運動が 世論を形成する力を身につけ、政治動向に大き な影響力を行使していくなら、自民党政治から の転換は目に見えて進展しよう。さらに、わが 国の労働運動や革新的諸運動のなかには、他の 国々には見られない科学的な分析能力や政策策 定能力の蓄積が見られるのであるが、その現実 政治への活用は困難な局面を打開するうえで大 きな力となろう。そして、おそらく決定的な力 となるのは、非正規をふくむ広範な労働者の労 働組合への結集であり、全国全産業にわたる労 働者たちの統一闘争であろう^(注3)。

「過渡期」という情勢把握に関連して、今日で は広い人類史的視点から時代の特徴を考えてお くことも必要になっている(注4)。地球環境問題の 深刻化、金融・経済恐慌の長期化、科学技術の 飛躍的進歩、急速なグローバリゼーションの進 展、等の条件のもとで、人類の生活様式や文化 は大きく変化しつつある。次世代の青年たちの ためにも、その変化をどのような方向にみちび き、いかなる人間的・自然共生的内容で満たし ていくのかが、今日では労働者階級に、そして 労働組合運動にも、問われている。この場合に も、課題解決への鍵をにぎるのは、政治の質で ある。「過渡期」の諸課題への取り組みも、この 未来社会への積極的展望とむすびついて展開さ れるなら、その運動はより強力で明るいものに なろう。

今日の労働組合運動は、上記の「過渡期」の 課題にも人類史的課題にも取り組まないわけに はいかない。政治闘争と経済闘争を今日的な形 で結合することによってこそ、労働組合は運動 の展望を大きく開くことができよう。

(注3)アメリカのオバマ政権も、広い意味では「過渡 期」の政権と言えるが、そこでの移行過程はきわ めて困難だと思われる。そのことは、オバマ政権 の経済・軍事政策がブッシュ政権いらいの金融資 本や産軍複合体の影響下におかれていること、ま た、岡田論文に見るように、オバマの支持基盤で あった労働組合運動が分裂し、激しい内部抗争に 陥っていること、オバマ政権はテロとの戦争にま すます深くとらわれるようになっていること、を 見ても分かる。それに比して、平和憲法をもち、 階級的ナショナルセンターの影響下に大衆運動の 統一的前進をすすめうる日本の場合は、はるかに 恵まれた条件下にあると言える。

(注4) この点については、エリック・ボブズボーム

— 16 —

『20世紀の歴史』(上、下、三省堂、1996)および 不破哲三『激動の世界はどこに向かうか』(新日 本出版社、2009)を読んでみていただきたい。

5 今日における労働組合の運動課題

以上に概観してきたように、日本の労働者階 級はいま、経済恐慌下のきびしい貧困化にさら されながら、「過渡期」と特徴づけられる政治革 新の時代を生きている。労働組合はそこでどの ような運動課題に直面しているであろうか。

ここで問題にする運動課題は、あくまで労働 者の要求から出発し、運動発展の可能性を展望 しつつ提起される課題である。

その要求と運動課題の決定に際しては、先に 見た労働組合の「公的責務」をも考慮に入れた、 十分な討議と意思統一が求められる。フランス 労働総同盟の教科書は、労働組合の要求となる のは、①それが労働者の切実な必要を表し、② 労働者たちが心底からその必要を感じ、③同時 にその要求実現の可能性を信じて、④行動に立 ち上がろうと決意する場合であり、⑤しかも、 それによって広範な労働者が結束する場合であ る、と述べているが^(住5)、今日の情勢のもとで は、要求や運動課題についてのこうした丁寧な 討議と意思統一がとりわけ必要になっていると 思われる。

(注5) CGT第38回大会活動方針

本「労働組合プロジェクト」研究会での論議 とそれにもとづく論稿、また、本号に掲載され ている日本の労働組合運動の直面する課題につ いて、個人の責任で執筆いただいた論点提示論 文などから学ぶとき、あるいは最近の運動経験 を念頭において考えるとき、今日の労働組合は とりわけ次のような運動課題に直面していると 言ってよいであろう。

第一は、労働者・国民の「いのち」を守る活

労働総研クォータリーNo.76•77

動を基軸にした運動を発展させることが、非常 に重要になっているということである。井上論 文に見るように、「派遣村」の運動や労働相談の 活動は、従来、本来の労働組合の活動ではない 臨時的部分的な活動とみなされてきたが、今日 ではそれらの「いのち」を守る諸活動が労働組 合運動の中心的構成部分の一つとなってきた。 極度の貧困化が進行する情勢のもとでは、格差 と貧困に対するたたかいも賃金・労働条件引き 上げのたたかいも、「いのち」を守るたたかいを 出発点とし土台としてこそ国民各層との共同・ 連帯を大きく広げ、運動を発展させることがで きる。

第二に、上記の課題とも関連して、人間的な 「拠り所」としての、あるいは人間的な「きず な」をつくりだす場としての労働組合の役割が 切実に求められるようになったことである。ま た、そうした役割をはたすためには、労働組合 は、労働者生活の全分野にわたって相談にのり 問題解決をはかっていけるよう、活動領域を飛 躍的に拡大する必要にもせまられている。原冨 論文「労働組合文化の改革・創造への課題」は、 そうした要請に応えるためにも、「労働組合文 化」の質を高めていかなければならないと言う。 労働者の感性をもふくめた人間的成長を保障す るような労働組合づくりーそれが今日労働組合 にもとめられている課題であると。

第三は、非正規労働者をはじめとする不安定 雇用労働者の組織化にいかに取り組むかという 課題である。今日の貧困に対するたたかいで大 きな力となっているのは、窮乏状態に追いやら れている労働者たち自身が抗議の声を上げ、労 働組合に加入して、たたかいに立ち上がってい ることである。生熊論文は、この非正規労働者 たちのたたかいが全労連傘下の産業別組合の支 援のもとでいかに可能となったか、どのように 着実に成果をかちとっていったか、そしてたた かいの前進が組合の内外にどれほど大きな影響 をおよぼしつつあるかを明らかにしている。

— 17 —

民間の「ワーキングプア」問題と並んで官製 「ワーキングプア」問題も重大である。本報告書 には関係論文を収録できなかったが、「プロジェ クト」の討議では、公務員バッシングをテコに すすんでいる官製「ワーキングプア」の肥大化 が、全国・全産業にわたって格差と貧困を拡大 する推進力となっていること、官製「ワーキン グプア」の実態と問題点を国民の前に「可視化」 する必要があること、公契約運動のもつ大きな 意義を明らかにし、官製「ワーキングプア」反 対のたたかいを労働運動全体の主要課題とする 必要があること、等が強調された。政策的にも 実践的にも、この分野での立ち後れは早急に克 服されねばならない。

ところで、非正規労働者の大多数は女性労働 者であり、彼女たちに対する不当な差別を是正 しないかぎり非正規労働者の状態改善はありえ ない。川口論文は、日本における性差別の実態 と構造を明らかにしつつ、全労連の運動は 「ディーセントワーク」や男女共同参画への取り 組みを通じて新たな運動発展の可能性をきりひ らきつつあること、いっそうの運動前進のため には、労働組合自らが男女共同参画による民主 的強化をはかる必要がある、と指摘している。

第四は、大企業職場における労働運動を強化 し、大企業=多国籍企業に対する民主的規制の たたかいを前進させるという課題である。大企 業職場における労働者状態の悪化は、非正規に ついてばかりでなく正規労働者についてもきわ めて厳しい。藤田論文は、そこでの矛盾が企業 支配体制を揺るがすほど激化していること、今 日では職場内外からの労働者たちの連帯した反 撃がはじまっていることを明らかにしつつ、大 企業に対する民主的規制を強化し、その反国民 的な蓄積様式を是正させるたたかいの重要性を 強調している。今日の労働組合は、「ルールなき 資本主義」を生み出している根源にまで目を向 けないわけにはいかないのである。

斉藤論文はさらに、大企業に対するたたかい

は多国籍企業に対する国際的な連帯行動として たたかわれる必要があり、この点で日本の労働 組合の国際活動は質的な飛躍を求められている ことを明らかにしている。

第五は、ナショナルミニマムの確立を展望し ながら、派遣法、最低賃金法、生活保護法をは じめ、労働法制や社会保障・社会福祉法制の改 善・改革をすすめるという課題である。すでに この点では、法曹関係者などからいくつかの提 言が出ているし、派遣法改正などでは実際にも 一定の成果をかちとりつつあるが、目標とする 改善・改革の全体像が不明確なままに個別散発 的に要求・運動が展開されている問題もある。

金澤論文は、首都圏や東北地方などいくつか の地方労働組合が実施した最低生計費調査を基 に、ナショナルミニマムの主柱となる最低所得 保障制度の創設を提唱しているが、こうした提 起を大衆的に議論し、新政権に対する総合的な 統一要求の運動を発展させ、「過渡期」の情勢の もとでの制度・政策要求実現の可能性を切り開 いていく必要がある。

第六は、「格差と貧困」の根源にせまり、日本 社会の平和的民主的改革をおしすすめるために、 政治闘争への取り組みを強化することである。な かでも、①大企業に異常に蓄積した内部留保の社 会還元を迫る取り組み、②普天間基地の即時閉鎖 をはじめ、米軍基地の国民負担を軽減するととも に、日米安保体制の抜本的見直しを迫る取り組 み、③平和憲法をまもり、核密約を廃棄し、日本 が核廃絶運動の先頭に立つよう迫る取り組み、そ して④企業・団体献金の禁止、選挙制度の民主化 など、日本政治の民主的転換をめざす取り組み、 に力を入れる必要があろう。これらの取り組みを すすめるに際しては、労働組合の政治闘争への参 加が当然の権利であること、とりわけ今日の「過 渡期」の情勢のもとでは、「労働者階級の組織化 の中心である労働組合」の政治闘争への参加が、 日本の未来を左右する決定的に重要な意義をもつ ことを、広範な労働者・国民に理解してもらわな ければならない。

第七に、労働組合がみずからの運動・組織を どう改革するかが、今日避けて通ることのでき ない課題となっていることである。

小林論文は、非正規など不安定未組織労働者 の組織化が、格差と貧困に対するたたかいを前 進させるうえで中核的意義をもつばかりでなく、 労働組合の組織を企業主義的なものから階級的 民主的なものに脱皮させ強化していくうえでも、 決定的に重要な意義をもつことを明らかにして いる。そこでは、「企業別組合」の改革という日 本の労働運動が長年取り組んできた課題が、非 正規の組織化を軸とする最近の運動の前進のな かで、いかに具体的に打開されつつあるかが分 析されており、労働組合組織が直面している多 様な改革課題が展望されている。

労働組合運動が新たな前進をはじめるなかで、 最近あらためて浮かび上がってきたのは、運動 を構成する単産、地方組織、ナショナルセンター それぞれの力量強化と、それら相互の緊密な協 力・共同がきわめて重要だという事実である。

熊谷論文は、全労連20年の歴史的経験のうえ に立って、構成組織それぞれの役割分担および 機能強化の方向について提示している。これか らの労働組合運動は、ここに整理された運動蓄 積のうえにたって、さらに創造的で多様な機能 強化と緊密な連携関係を全国的にも地域的にも 構築していくことになろう。

この点では、先に見た生熊論文とともに、原 富氏の第二論文「地域運動-その到達と課題」 が非常に示唆的である。氏はそこで、地域の労 働組合運動が、産別統一闘争を地域で補完する だけでなく、独自の地域運動を発展させ、未組 織労働者の組織化で中心的な役割を担うように なっていること、また、地域の経済団体や自治 体との交渉権を確立するとともに、多様な地域 の市民団体や自治体との協力・共同の関係を発 展させ、連合系組合との統一行動も前進させて いること、さらには、地域の枠を超えた政府・

労働総研クォータリーNo.76•77

財界や多国籍企業とのたたかいにも、さまざま な工夫をこらしてナショナルセンターの運動に 結集している状況を報告している。ここに見る のは、既成のイメージを超えて自立し発展しつ つある地域労働組合であり、われわれはさまざ まな創造的発展の芽を示唆されるのである。

全国的な規模でも、「派遣村」運動を契機に発 展しつつある、ナショナルセンターの枠をこえ る労働組合・市民団体・行政の協力・連携関係 や、労働相談活動をつうじて構築されてきてい る各種専門家集団と労働組合との協力・連携関 係は、労働組合運動の活動領域と運動の質を飛 躍的に発展させる、きわめて貴重な財産である。 こうした協力・連携関係の継続的発展は、労働 組合の運動や組織のあり方にも大きな変化をも たらすに違いない。

第八は、労働組合運動の統一強化と、労働組 合と国民各層との幅広い共同の問題である。

「いのち」と暮らしを守るたたかいの発展は、 全国各地で、あるいは中央レベルにおいても、 ナショナルセンターの違いをこえた運動の交流 や統一的な運動の取り組みを発展させている。 他方では、財界や大企業経営者が今日なお労働 者に一方的な賃金労働条件の切り下げを押しつ ける政策をとっていることから、労使協調の労 働組合の中にもたたかいのエネルギーは大きく 蓄積されてきている。労働者・労働組合の要求 は驚くほど共通しているのである。障害になっ ているのは、大企業による労働組合支配であり、 会社派組合幹部の反共主義である。これら障害 に対する批判・たたかいを強めながら、国民の 前で大胆に運動の統一を訴えていくべき時を迎 えている。

また、金融・経済恐慌が居座り、地域住民の 経営と生活が破綻に瀕するなか、労働組合と、 中小零細企業経営者・事業者、農林漁業従事者、 商店街業者など国民諸階層との共同がすすみは じめている。仕事減らし、下請け切り、貸しは がし、下請け単価切り下げ、ヤミ労働市場の横

行など、大企業の横暴とたたかう共通の課題も 多い。国民各層との共同を恒常的な運動として 発展させていく条件がうまれているのである。 労働組合はこうした共同の事業に、運動を指導 するのではなく、ともにたたかう立場で参加し ていく必要がある。

以上、「過渡期」の情勢を切り開いていくうえ で重要と思われる運動課題を挙げてみた。それ らは今後への大きな発展の可能性をはらみなが ら、すでに取り組まれ、たたかわれている諸課 題である。これからの労働組合運動は、それら の課題を広範な労働者・国民の要求として徹底 的に練り上げ、労働者・国民の一人ひとりが歴 史の主人公になるような形で、その要求実現を 図っていく必要があろう。

> (おおき かずのり・代表理事・ 日本福祉大学名誉教授) (くまがい かねみち・代表理事)

全労連結成の歴史的意味と 20年の到達点に確信を

1. 全労連結成の歴史的意味と原点の再確認

全労連が結成された1989年前後は、ベルリンの 壁崩壊に象徴されたように、ソ連や東欧諸国など いわゆる「社会主義国」の政治体制や「冷戦構造」 の崩壊など国際情勢が歴史的に激動・変化した時 期であった。日本を含む先進資本主義諸国では 「資本主義の勝利」「資本主義万歳」論が叫ばれ、 「市場万能」の新自由主義が各国で大手を振るっ て横行することになった。そればかりか、階級闘 争などは過去のものと喧伝され、統一労組懇など が連合路線や労働戦線の右翼的再編を批判し、 「階級的ナショナルセンター」「たたかうナショナ ルセンター」確立などといっているのは「時代遅 れ」と攻撃・批判されていた。全労連はこうした時 代背景、いうなら反共・労資協調路線によるたた かう労働運動への激しい逆風を敢然と押し返し て結成されたのである。それは以下のように歴史 的に積極的な意味を持つものであった。

(1)戦後労働運動の歴史的伝統を発展的に継承

全労連運動の意味を戦後の労働組合運動の歴 史のなかでみると、第一に、たたかうナショナ ルセンターであった産別会議や労働戦線統一の 母体であった全労連(1947年3月結成)など、 戦後労働運動の戦闘的・積極的な伝統を発展的 に継承していることにある。

今日の全労連は結成宣言や行動綱領において、 「日本の労働運動の積極的なたたかいの伝統を引 き継ぐ」ことを位置づけ、自らの決意として明 らかにしている。

1946年8月に結成された産別会議は、工場代表

山田 敬男・熊谷 金道

者を基礎とする労働組合の地域的な結集と全国 的な産業別単一労働組合組織化の前進に支えら れて、下から大衆的につくりあげられ、当時の組 織労働者の43%におよぶ21単産、163万人が結集 し、政党支持の自由と組合民主主義の徹底を組織 原則としていた。産別会議は、敗戦と占領、戦後民 主化と経済復興のなかで、労働者の生活と権利を 守るため、日本社会の民主化のために先頭に立っ てたたかった。とりわけ、日本国憲法と労働基準 法の制定による「労働改革」が実施される過程に おいて、統一労働協約獲得のたたかいなどに示さ れているように、職場から憲法体制下の「労働改 革」を具体化するたたかいをすすめたのである。 1946年の「10月闘争」から47年「2・1ゼネスト」の たたかいの意味は実にここにあった。

第二次世界大戦の長い空白のなかから、短期 間のうちに産別会議が結成されたため、未経験 のうちに大闘争に立ち向かわざるをえなく、さ まざまな未成熟さを抱えていたが、産別会議は 労働者の生活と権利にかかわる要求の実現に向 かってたたかい続けたのである。このたたかい のなかから、日本労働運動史上、初めての全国 的統一組織である全国労働組合連絡協議会(略 称=全労連、産別会議と総同盟など約40団体・ 446万人、組織労働者の84%を結集)が発足した。

今日の全労連運動は、この産別会議や統一組 織からの歴史的伝統を受けついでいる。

(2)全労連結成の担い手はたたかう労働組合

第二は、全労連は統一労組懇傘下のたたかう 労働組合を中心に、職場や地域から「ナショナ ルセンターとはなにか」を総学習し、諸闘争と

— 21 —

結合して排除・分裂攻撃などさまざまな妨害を はね返しながら、組合員投票など職場からの大 衆的な合意形成により結成されたことにある。

占領軍とわが国の支配層による弾圧や反共民 同派による分裂攻撃によって解散に追い込まれ た全労連や産別会議にかわって、1950年代以降 は占領軍や財界・支配層の後押しで朝鮮戦争の 支持などを掲げ、反共民同の結集体として結成 された総評が労働組合運動の主導権を掌握する ことになった。

総評は、反共・労資協調主義のナショナルセ ンターとして出発しながら、情勢の変化のなか で、"ニワトリからアヒルへ"といわれる転換に よって、一定の戦闘性を発揮するようになる。 やがて60年安保やベトナム反戦などの平和と民 主主義のたたかい、首切り「合理化」反対闘争、 春闘から国民春闘への発展、革新自治体の追求 などにみられる積極的役割を果たした。

この総評時代に三つの潮流が生まれた。一つ は総評の主導権を握る民同左派の「日本的労働 組合主義」の流れであり、二つは、総評の路線 転換を批判して離脱した労組などを中心に結成 された同盟やJCに示される右翼的「労資協調主 義路線」であった。三つは、総評の特定政党支 持路線を批判し統一戦線を追求する統一労組懇 に結集したたたかう労働組合運動の潮流である。

「日本的労働組合主義」路線は、その職場闘争 重視にみられるように一定の積極面を持ちなが ら、特定政党支持の押しつけと反共主義や革新 統一追求の弱さなど大きな問題を抱えており、 同盟・JC路線は、右翼的労資協調主義によって 日本の労働組合運動の体制擁護路線への変質を ねらうものであった。統一労組懇に結集したた たかう潮流は、労働者の要求実現のためにこそ 生まれたという労働組合の原点に戻り、労働組 合運動の「三つの原則」(「資本からの独立」、「政 党からの独立」、「共通する要求にもとづく行動 の統一」)にもとづき、国民春闘再構築の追求を はじめ、国民生活と平和・民主主義の擁護など アメリカ追随で大企業本位の悪政や大企業の横 暴と真正面から立ち向かい、労働戦線の統一と 革新統一に貢献する労働組合運動を追求した。 また、統一労組懇はその見地から総評内で努力 すると同時に、「ナショナルセンターのあり方を 考える懇談会」を全国的に、さらには産別や職 場・地方で組織化するなど、大衆的に階級的ナ ショナルセンターの確立を追求した。全労連は、 この潮流を中心にたたかう労働者と労働組合の 総結集をめざして結成されたのである。

(3) 「反共、選別、差別」の労働戦線の再編に抗して

第三は、全労連が1970年代後半から80年代に 強まった労働戦線の右翼的再編を拒否するなか で成立されたことにある。わが国における労働 組合の全国的中央組織である全国労働組合総連 合(全労連)と日本労働組合総連合会(連合) は、1989年11月21日の同日に結成された。

連合や全労連に繋がる労働戦線再編の動きが 本格化するのは、70年代の二度のオイルショッ クを契機に高度経済成長政策が破綻し、金権腐 敗政治批判で70年代後半に自民党が総選挙で二 度連続して過半数割れするなど、わが国の支配 体制の土台が大きく揺らぎ始めた時期であった。

この労働戦線再編のキーワードは、支配体制を 補完する日米安保体制容認の「西側諸国の一員」 論、反共主義の代名詞である「左右の全体主義反 対」による階級闘争の否定、賃上げ自粛で「合理 化」容認の労資協調路線などにおかれ、その主導 権を握ったのは同盟・JCや民間大企業労組であっ た。それは同時に、特定政党支持の弱点を持ちつ つも、日米安保条約廃棄や革新自治体の実現と拡 大など60年代から70年代にかけての「革新の昂 揚」に貢献してきた官公労中心の総評(社会党) 解体に最大のターゲットが定められていた。この 流れを大きく後押ししたのが、政府・財界の新自 由主義的な臨調行革路線推進を大義とした徹底し た官民分断、三公社の民営化と国労解体など総評 官公労への攻撃であり、これを事実上許したのが

革新分断・共産党排除の「社公民」路線推進に転換した総評とその主要単産の特定政党支持路線であった。

全労連は、広範な労働者の結集で要求実現の 展望を切り開くためには、体制擁護路線や労資 協調路線にくみすることなく、思想・信条の違 いを超え労働者の要求実現のためにこそ生まれ た労働組合の原点と広範な労働組合の結集や労 働戦線統一の展望に不可欠な労働組合運動の最 も初歩的な「三つの原則」を大切にする組織と して結成された。

また、都道府県組織を単産と対等平等な組織と 位置づけず、議決権のない不平等な扱いをしてい た総評とは違い、全労連は産業別全国組合と都道 府県別組合を対等な構成組織としているが、それ は丈夫な縦糸と横糸で強靭な布を織る如く、全国 的・全産業的な統一行動を力強く発展させるうえ での重要な組織的優位性となっている。

2. 20年で築き上げた地歩に確信を

全労連は、この20年間、1995年の第13回定期大 会でうちだした「総対話と共同」、2000年の第19回 定期大会の「21世紀初頭の目標と展望」、2002年の 第20回定期大会の「組織拡大推進基金」の創設決定 などを、大きな節目に運動を前進させてきた。「総 対話と共同」の提起は、「たたかう労働者・労働組 合」から「すべての労働者・労働組合」の総結集にむ け、地方・地域でのすべての労働組合を視野に入れ ての「双方向」での対話と共同の本格的な追求をめ ざすものであった。「21世紀初頭の目標と展望」の 提起は、個々の要求闘争や時々の攻撃に対する受 動的なたたかいから、「大企業の民主的規制」や「働 くルール・ナショナルミニマム」確立などへの積 極・攻勢的で能動的な運動の追求へと変え、「組織 拡大推進基金の創設は、未組織労働者の組織化に 対する組織労働者の役割についての合意形成を促 進し、単産や地方・地域における組織拡大運動の大 衆的とりくみ推進に大きな役割を果たしている。

労働総研クォータリーNo.76•77

これらは、いずれも20年間の全労連運動の画期を なすものといえる。

今後の運動と組織の飛躍的発展の追求にとっ て、全労連結成の原点の再確認と、この20年の 運動で築かれた運動の到達点に確信を深めるこ とが極めて重要である。

(1)春闘解体許さず、労働者の生活と雇用、権 利擁護

「まともな春闘」「国民春闘再構築」の追求は全 労連結成の大きな目的の一つであり、財界の春闘 解体攻撃と真正面から立ち向かい、連合・大企業 労組の賃上げ自粛路線に抗して「生活と労働の実 態」に根ざした賃上げ、最低賃金制度抜本改善、 均等待遇や非正規労働者の労働条件改善など切実 な要求を掲げ、いずれのナショナルセンターにも 所属していない純中立労組懇傘下の労働組合とと もに、国民春闘共闘委員会を確立して全国統一行 動などのたたかいを展開している。さらに、パー ト時給引き上げを労働界共通の要求に広げ、生活 保護を下回る最低賃金の問題点を追究して最低賃 金法「改正」を実現するなど、広範な労働者に共 通する要求の前進と年金・医療など社会保障の改 悪阻止や国民負担の強化反対など時々の国民的課 題を春闘課題として民主勢力との共同など国民春 闘の発展を追求している。

国鉄労働者1047名の不当解雇攻撃をはじめ、日 立・東芝や石播、電力争議など大企業による労働 者への人権侵害の思想差別や賃金・昇進差別、さ らには日産リバイバルプランやNTT構造改革、 郵政民営化反対などリストラ「合理化」や不当労 働行為、男女の賃金・昇進差別など、企業の横暴 や権利侵害には大企業といえども断固立ち向かっ てきた。そして、所属組織の違いを超えた労働者 の解雇撤回や思想差別の撤回など数多くの争議解 決に貢献し、不払い残業問題や急増する偽装請 負・日雇い派遣、ワーキングプア、「派遣切り」 など深刻な労働者の実態を社会的、政治的問題と する大きな役割を果たしている。これらの運動

は、連合の主力組織である大企業労組が労資協調 路線で大掛かりなリストラや「派遣切り」などの 人減らし「合理化」に協力し、たたかう労働者へ の思想差別など人権侵害を黙認、企業犯罪にも口 を閉ざしているもとで、全労連と連合の違いを際 立たせているといえる。

また、これらのたたかいと結合したビクトリー マップに象徴される大企業のぼろ儲け・内部留 保の労働者・国民、下請け企業への還元を求め る運動、企業の社会的責任(CSR)を追及する 運動の社会化などは「資本からの独立」を掲げ る全労連ならではの運動といえる。

(2)国民的共同で中心的役割、一致する課題で 連合組織とも共同

全労連は、わが国労働運動の積極的な伝統を 引き継ぎ、国民生活擁護や大企業の横暴とのた たかい、平和・民主主義を守る課題などで国民 的運動を発展させるために特に大きな社会的役 割を発揮している。

各分野のナショナルセンターを結集して国民 的な諸要求前進に向けて結成された「軍事費を 削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大 運動実行員会(80年に結成)など国民的共同の 中心的役割を担い、年金や医療など社会保障制 度改悪阻止、消費税増税反対や国民本位の不況 打開、米や農産物の輸入自由化反対、中小零細 企業の経営擁護など、さまざまな国民的運動の 発展に奮闘してきている。

とりわけ、憲法擁護・改憲阻止の課題では、 広範な民主勢力に呼びかけ「共同センター」を 確立し、国民的共同の中心的役割を担い、「九条 の会」の全国的な展開とも連携してこれを支え、 自衛隊の海外派兵反対や憲法改悪阻止の国民世 論形成にむけ全国各地で奮闘している。このこ とは、国政の根本にかかわる改憲策動にたいし、 最大のナショナルセンター・連合が改憲を容認 する労働組合を傘下組織として内部にかかえ、 明確な方針を確立できないもとで極めて大きな 社会的意義をもっている。

財界・大企業の横暴や労働者・国民犠牲の社会 保障改悪や増税、平和・民主主義を脅かす悪政や 改憲策動にどう立ち向かうかは、労働組合の社会 的存在意義が問われる問題であり、これらの課題 と真正面から立ち向かっていない連合・大企業労 組と全労連との違いは極めて明確である。

また、全労連は、あらゆる労働者・労働組合 との「総対話と共同」を運動の基調にすえ、ナ ショナルセンター所属の違いを超えた「一致す る要求」での共同を中央・地方で追求し、純中 立労組の多くと春闘共闘や労働委員会民主化対 策会議などで共同を強めるとともに、有事法制 やイラク戦争反対、労働諸法制改悪阻止など連 合が真正面からとりあげない課題を中心に、多 くの地方・地域で連合傘下組織やいずれのナショ ナルセンターにも所属しない地方・地域の中立 労働組合とも共同している。

(3) 組織拡大でも新たな前進方向、国際的にも役割

最大の課題である組織拡大では、組織減少に歯 止めがかかっていないとはいえ、組織人員を純増 としている民間単産も広がりつつある。全労連は 27 単産・41 地方・約200 地域組織、140万人でス タートし、現在(08年)は21単産(組織合同な どによる減少で離脱はない)・47地方・467地域 組織、121万人の組織となっている。10周年で152 万人を迎えながらも、20年全体で組織人員を減少 させている最大の原因は、公務員労働者の定員削 減にあるが、正規労働者の非正規労働者への大量 の置き換えに組織化が追いついていないことも大 きな要因となっている。こうしたもとで、02年の 第20回大会で確立した「組織拡大基金」による特 別のとりくみは、組織拡大を労働組合の最重点課 題に押し上げる役割を果たし、常設の労働相談所 拡大や一人でも加盟できる地域労組や産別地域支 部の前進、外国人労働者の組織化、パートや派遣 など非正規労働者の組織化と運動前進に向けての 「非正規センター」確立など、新たな前進方向も

— 24 —

切り開いている。とりわけ、大企業による「派遣 切り」など非正規労働者の大量首切り攻撃と真正 面から立ち向かい、解雇撤回と非正規労働者の正 規化のたたかいと結合した組織化のたたかいで多 くの大企業に全労連につながる労働組合が結成さ れたことは、組織拡大運動前進の新たな可能性を 拡大している。また、一人でも加盟できる地域の 「ローカルユニオン」は、41県・135地域組織に 確立され、この2~3年で数千人近く組織人員を 増やし現在では1万人を超えている。

国際活動においても全労連は、国際組織未加盟 の条件を生かしアジアを始め世界の幅広い労働組 合との「日本的労使関係」や「多国籍企業の民主 的規制」をめぐる国際シンポの開催や二国間交 流、多国籍企業の「リストラ」合理化や権利侵害 に対する国際共同や反戦・平和、核兵器廃絶の国 際連帯、日本のたたかう労働運動についての世界 への情報発信など、国際労働運動の発展に向け一 定の役割を果たしている。グローバル化のもとで 国境を超えた企業間競争が強まり、コスト削減な ど労働者への攻撃をはね返すことが各国の共通の 課題となり、核兵器廃絶の展望を具体的に切り開 くことが世界政治の現実の課題となりつつある今 日、労働組合の国際連帯、とりわけ東アジア共同 体や非核化の実現にむけたアジア各国の労働者・ 労働組合とわが国の労働者との連帯・交流が重要 な課題となっている。

(4) 改められるべき全労連への差別的扱い

全労連、地方労連がさまざまな運動で果たし ている役割は、労働者や国民諸階層、民主諸勢 力のなかでは今や揺るぎのない確固たる存在と なっている。しかし、政府・財界に歓迎された 連合発足に反対して結成された全労連は、当初 から政府や労働省(厚生労働省)から対等に扱 われず、大臣交渉などハイレベルな政府交渉の 拒否や中央労働委員をはじめ各種審議会等の労 働者代表委員からの排除など、法の下の平等に 反し、団結権と結社の自由を侵害する極めて不

労働総研クォータリーNo.76•77

法・不当な差別的扱いを受けている。

ILOは中労委労働者委員の偏向任命問題に対 する全労連の提訴に対し、日本政府の対応を批 判し、その改善を重ねて求めている。また、マ スコミは長年の運動の実績により最近になって やや改善されてきたとはいえ、全労連の運動に ついては極力無視ないしは小さく扱う報道姿勢 をとり続けている。

この間の運動の積み重ねのなかで、いくつか の地方組織では地労委労働者委員を実現し、労 働審判委員への地方組織からの任命や独立行政 法人担当の中央労働委員などを実現している。 行政の対応にも地方組織への対応を中心に一定 の改善が図られつつあるが、政府・行政当局の 時代錯誤的な全労連への差別と排除のシフトは 今なお続いている。この不当な対応を打ち破り、 ハイレベルの政労交渉や民間担当の中央労働委 員・最低賃金審議会委員などの任命を実現する ことは、全労連の社会的影響力を拡大し、労働 者と国民の切実な要求を前進させるうえで極め て重要である。そのためにも全労連がより広範 な労働者・国民との共同や世論から支持される 目に見える運動を追求し、組織を飛躍的に強化・ 発展させることが求められている。

3. 全労連運動の新しい挑戦へ

① 現在の日本のように、財界・大企業が政治に大きな影響力をもっているもとで、大企業の 横暴や悪政をはね返し、労働者や国民の要求実現の展望を切り開くには、企業別労働組合の弱 点克服と職場の運動を土台に、産業別労働組合への結集強化をはかりながら、ナショナルセン ターによる「行動の調整」と「共通の要求」に もとづく全国的・全産業的な統一行動の強化が 不可欠となっている。

労働組合の組織率の低下とともに、運動全体 の存在感が低下したといわれる90年代から、今 日では確実に運動の状況が大きく変わりつつあ

— 25 —

る。もちろん、90年代においても、大企業の横 暴や悪政と真正面から立ち向かう全労連の存在 がその状況に一定の歯止めをかけていた。全労 連がなければ、事態はもっと深刻になっていた に違いない。その意味でも、全労連結成はきわ めて大きな意味を持っていた。

② 全労連結成から20年後の今日、内外情勢は歴史的とも言えるほど大きな変化を見せている。政治的にはソ連崩壊後、「世界の憲兵」として一国覇権主義をつよめ無謀なイラク戦争を開始したアメリカは、国際社会から孤立し共和党から民主党への政権交代を実現させた。力による国際紛争の解決はいまや時代遅れになりつつある。新たに登場したオバマ大統領は「核兵器廃絶」の追求を世界に約束し、米露関係においても国連の場においても核軍縮に積極的な姿勢をうちだしている。

経済的にも「社会主義」に「勝利」したと「わが世 の春」を謳歌していた資本主義経済体制、とりわ け、「市場万能」の新自由主義と経済のグローバル 化は、世界中に「格差と貧困」を拡大し、アメリカ 発の金融危機が世界経済を深刻な危機に陥れた ように、その行き詰まりを明白にしている。

また、国際情勢の大きな変化は、G7など一握 りの先進資本主義国が主導する世界の行き詰ま りを明らかにし、G20や国連中心の政治・経済 秩序の確立を求める流れをいまや世界の大勢と している。

③ わが国においても、自公政権によって新自由 主義的な大企業本位の構造改革・規制緩和政策こ そが、日本経済の将来展望を切り開く道であるか のように喧伝し、社会保障制度や労働諸法制の連 続改悪が行われた。さらには大企業による徹底し たコスト削減が賃下げと正規労働者の非正規労 働者への大量の置き換えを推進するなど、労働 者・国民のなかに深刻な「貧困と格差」が拡大する 事態をつくりだした。

しかし、09年夏の総選挙は、貧困と格差を拡大

した自公政権の悪政に国民が痛烈な審判を下し、 民主党が大勝、自民党が結党以降初めて第一党の 座を明け渡して政権交代をもたらした。新たに成 立した民主党と社民党・国民新党による連立政権 は、自公政権があまりにもひどい悪政であったが ゆえに、その批判から自公政権が労働者・国民に おしつけたいくつかの制度・政策の見直し・改善 を国民に約束している。労働者・国民の運動次第 では、要求が前進しうる局面が切り開かれつつあ るということである。

④ この政治的変化を、大企業の横暴の民主的規制など国民本位の政治への転換に具体的に結実できるかどうかは、労働者・国民の運動がカギを握っている。この事態にどう立ち向かうか、日本の労働組合の社会的責任が問われている。この社会的責任を引き受け、日本の労働組合運動の活性化を図るためには、戦前・戦後のたたかう労働運動の積極的な伝統をしっかりと引き継ぎ、経済主義と企業内主義の克服が不可避になっている。たとえば、労資協調路線で企業の横暴と対決しない大企業労組が大きな位置を占めている連合が民主党の強力な支持母体となっているもとで、一致する課題での共同を追求しつつも、全労連がどう主体性(らしさ)を発揮するかが歴史的にも問われる局面を迎えている。

全労連は行動綱領(希望に輝く未来のために) を基本に、実践的課題を明らかにした「21世紀 初頭の目標と展望」をすでに明らかにしている。 新たな政治情勢に対応した全労連運動の新しい 挑戦のためにも、全労連結成の原点再確認とこ の20年余の運動の到達点、情勢の大きな変化な どを確信に、これらの本格的追求と新たな情勢 に対応した中期的な戦略と要求政策、組織政策 の提起が求められており、本誌でのさまざまな 問題提起をその一助として大いに議論を深めて ほしいものである。

(やまだ たかお・会員・労働者教育協会会長) (くまがい かねみち・代表理事)

— 26 —

労働総研クォータリーNo.76•77

労働組合文化の改革・創造への課題

原富 悟

はじめに

労働組合運動の新たな発展を考えるとき、今 日の情勢と諸条件および社会の発展方向に対応 する組織と運動、それを支えあるいは貫徹する 気風あるいは風土、いわば労働組合文化とも言 うべき領域についても検討が求められる。

労働組合は、その構成員の要求にとどまらず、 公共性の担い手としての社会的な役割を果たす ことにより、その社会的な評価と影響力が高ま る。また、組合員一人ひとりが生きいきと諸活 動に参加し、すべての労働者、とりわけ未組織 労働者から見たときにその組合が魅力ある存在 であることによって影響力が広がり、社会にとっ て有益な、あるいは社会進歩に貢献できる力の ある運動として展開されていく。

こうした視点を基本におきながら、労働者の 団結を強化し広げていくことを「階級的な直感」 として醸成するような組合活動のあり方に熟達 することもまた今日的な課題であって、あまり なじみのある用語ではないが、労働組合文化の 領域の問題として考えてみたい。

労働組合は、いつでも、すべての働く人を「仲間」と考える

<すべての働く仲間>

労働組合は、労働者としての階級的な結合体 である。個々の労働組合がどういう分野の労働 者を組織対象としているかということにかかわ らず、労働組合運動全体の発展を考える場合は いつでも「すべての労働者の団結」ということ が問題になる。運動方針において、また政策や 運動展開のうえで、文字通り「すべての労働者」 が団結すべき仲間だと実践的に考えられ、それ が役員および組合員の感性として捉えられるよ うに努力していく必要がある。現実には、企業 内あるいは業種や産業の枠内の運動に終始し、 その組合の組合員と異なる雇用形態で働く労働 者がいるということに対して「同じ仲間」とし ての関心が希薄になっているという状況があり、 そのことが、今日の資本の側の、労働力の流動 化戦略による労働者支配のもとで、労働組合の 組織率の低下の要因にもなっている。

「非正規」労働者は、資本により(例えば、日 経連=当時、現日本経団連の「新時代の『日本 的経営』」、1995年)戦略的に生み出され、大規 模なワーキング・プアを形成し、日本の労働者 全体の賃金・労働条件の悪化のテコになってい る。パート・派遣、個人請負など、さまざまな 形態の非正規労働者の存在とその未組織状態は、 現下の労働組合運動の組織的弱点であって、「非 正規」あるいは不安定就労・不安定雇用の労働 者の組織化は、資本との闘争における戦略的な 位置を占めている。

また、企業それ自体が、いわゆる資本系列や 産業分野を超えて合併や分割の対象とされ、さ らに下請けや外注関係も流動化し、派遣労働の ような「三角雇用」が多用され、あるいは企業 ぐるみで労働者が流動化するという情勢に対応 して、労働組合の組織形態も、固定した直接的 な労使関係への対応だけでなく、資本の労働者 支配に対応した「労資」関係としての有効な組 織形態が必要になっている。そのためには、「同 じ仲間」だという視点での階級的な連帯・団結 を、労働組合の規約上も、また、役員・組合員

— 27 —

の感性としても、運動のあらゆる場につくり出 していかなければならない。

<労働組合はだれのものか>

「労働組合は誰のものか」と問えば、その組合 に所属する一人ひとりの組合員のものである。 しかし、憲法に保障された社会的な存在として 立ち現れたその瞬間に、労働組合は所属する組 合員のものであると同時に労働者全体のものと して機能しなければならない。そうしてこそ連 帯を広げ社会的な力を持ちうる。労働組合は、 未組織の労働者を含めて、組織対象とする分野 のすべての労働者の仕事と暮らしの実態とその 要求を団結の基礎として考えることによって、 政策の優位性が発揮され、組織化政策が実践的 に磨かれる。

少なくとも、「職場討議」は、組合内部のとり くみを超えて、他の組合に所属する人や未組合 員、非正規、関連企業など、その職場で働き、 あるいは結びつく可能性のあるすべての労働者 と一緒に考え討議できるような、開かれた運営 を考えたい。統一要求と政策づくり、たたかい 方を決めるときには、その要求や政策が関係す る産業や業種、階層等の全体を視野に入れ、よ り参加しやすい、社会的に支持されるような内 容であってこそ、力をもつだろう。その際、広 範な労働者の感性を結ぶ必要がある。

すべての労働者を団結すべき「仲間」と考え、 仲間を増やすこと、仲間が増えることを、スポー ツ大会や文化的なイベントのように、全組合員 参加の「楽しい」活動として組み立てることに よって、「すべての働く人は仲間」だという意識 づくりに挑戦したい。団結や連帯が広がること は、本来的に「楽しい」ことである。

<いわゆる「非正規」や「縁辺」の労働者>

いわゆる「非正規」と言われる雇用形態や個 人請負、一人親方、家内労働者等のいわゆるイ ンフォーマル・セクターと言われる分野の労働 者についても、いまだ、労働組合の内部に「同 じ仲間」としてのとらえ方の弱さがあるのでは ないか。

ILOにおいても、個人請負などの偽装された 雇用や三角雇用における労働者の保護と社会参 加について議論されている(1997年以来の議論、 2006年の勧告など)が、既存の労働組合におい て、法整備を待つまでもなく、こうした分野の 労働者を「仲間」として迎えていくための組織 論を発展させなければならない。実践的には、 その労働者の属する分野に適応した新たな組織 形態で対応する場合と既存の労働組合組織に迎 えていく場合の2つの道があるから、ナショナ ルセンターやローカルセンター、産別組織のそ れぞれの場での検討を要するが、その前提とし て、こうした領域での「同じ働く仲間」論が展 開されてよい。

戦後の労働基準法制定の際に大きな影響力を 持っていた労働法学者の末広巌太郎博士は「要す るに食わんがために他人に使われているもの、 従って放任しておくとこの法律が全般的に心配し ているような搾取的弊害に陥りやすいものはすべ て労働者と思えば間違いない」と指摘されていた という(労働法律句報No.1634、脇田、2006年)。 労働組合法においては「賃金、給料その他これに 準ずる収入で生活する者」を労働者として規定し ており、収入が「賃金」という呼称になっている かどうかにかかわらず本質的に賃金としての性格 を持つ収入で生活する者は労働者であり、憲法 上、団結権、団体交渉権はそのようなすべての労 働者に保障されなければならない。

企業別に組織されている労働組合にあっては、 企業を離れると組合員でなくなるという場合が 多いが、労働組合運動の全体で考えれば、労働 者である限り、どんな場合でも労働組合運動に 参加する権利が保障されなければならない。失 業者もまた同じである。

労働組合は、従来の労働組合組織のまわりに多 様な形態で存在する、いわゆる「縁辺労働者」の

— 28 —

権利保護に敏感でなければならないし、労働者の 権利を狭めようとする攻撃に抗して、労働法制の 枠を超えて組織を発展させなければならない。「働 く者はみんな仲間」という労働者の階級的感性 は、法の枠組みを超えていく力を持っている。

2. 労働組合は、その組織運営を通して 民主主義の訓練をする

<全員参加の民主的な運営>

あらためて「組合員が主人公」ということを すべての活動の中に貫きたい。方針決定、統一 行動と実践、到達の集約と総括、さらに労働者 の実態と要求の把握や調査活動というサイクル (いわゆるPlan-Do-Check-Action、労働組合 運動としてはAPDCの回転と考えられる)にど れだけの仲間が参加し組織として共有できてい るだろうか。ある組合が、どれだけ高度な理念 や政策を持とうとも、それが一部の幹部・役員 の範囲のものにとどまっている限りでは、その 理念や政策は十分な力をもたないだろう。理念 や政策、統一要求と方針づくり、それにもとづ いた諸行動、到達の確認と総括などの作業への 組合員の参加の度合いと参加を促進する努力が、 その組合の組織の力量、到達水準を規定する。

すべての組合員に対して討論に参加し組織や 役員を批判する機会が保障されていること、会 議や集会に欠席した仲間への情報の伝達が行き 届くこと、ニュースなどが漏れなく届くことな ど、すべての組合員の参加の保障を日常活動の 中で貫徹したい。どこの組合でも、多くの場合、 組合の諸活動に消極的あるいは非協力的な組合 員がいる。会議や集会、諸行動に参加しようと せず、組合費だけ払っている「モノ言わぬ組合 員」もいる。そうした組合員こそ貴重な存在で ある。「正しい方針」がどれだけの組合員の共感 を得ているのかが把握されないまま、幹部や「参 加する人」だけで走っていく組織は、早晩、組 織疲労を起こす。

労働総研クォータリーNo.76•77

<女性、若者、高齢者の参加>

ジェンダー・フリーという社会的な問題を背 景に、労働組合の運営についても女性の参加は 特別な努力を要する課題といえよう。全体とし て男性中心に組み立てられ動いているといわれ る労働組合の諸活動に女性が参加することに よって、生活感のある政策や女性の感性を生か した行動形態など、運動と政策の幅が大きく広 がり、未組織の女性労働者が参加しやすい組織 になっていく。

若者には未来に向けた大きな可能性がある。 若者を従前の労働組合運動の「後継者」として 考えるのではなく、未来志向の若者らしさに依 拠して「新しい時代への発展」の原動力であり その「新しい担い手」としての力を発揮しても らおう。未組織の若者にも「見える」工夫をす る、そのために青年組合員の知恵と感性を活用 したい。

高齢者の知恵と経験を生かしたい。世代交代や 新たな活動家の力を生かすための努力とともに、 少なくとも労働組合運動の分野では「終生現役」 としての力を発揮する場や形態を工夫しよう。

<要求のネルギーに依拠して>

「ユニオンショップは自覚を育てない」とか、 「あの人は組織嫌い」「あいつは出世指向だ」な どという予見を排し、いつでも労働者としてわ き上がってくる要求のエネルギーに依拠して仲 間を結び、未加入者との接点を広げ、組合活動 に消極的な仲間をこそ大事にする気風を育てた い。こうした視点は、少数意見への対応や個別 的に現れる労働問題や生活問題の解決に熟達し、 面倒見の良い活発な世話役活動が展開され、組 合員が支え合う組合組織をつくっていくことに つながる。

「動員型」の運動への批判があるが、団体交渉 や社会的なアピールなどにおいて動員は必要な 行動形態であって、労働組合の力の表現である。 「スケジュール闘争」への批判もある。これも、

— 29 —

みんなで決めた方針をスケジュール化して運動 を重ねていくのだから、非難される理由はない。 問題は「なぜ動員」かが議論されず、あるいは スケジュールを形式的に消化するにとどまるこ とへの批判であって、動員された一人ひとりの 仲間たちがどんな思いで行動に参加したか、し ているかに丁寧に向き合うことで動員を生きた 力にしていくこと、一つひとつの行動の中で、 仲間が何を感じ取り、得られた成果を確かめ合 い、不十分な結果があるときはその原因をみん なで議論することが求められるのである。

労働組合は、民主主義の学校である。一人ひ とりの仲間が、組合に所属し活動に参加するこ とで、個人としての主体性が発揮され、社会的 な存在として自覚できるような組合になりたい。 そのような組合は、経済団体や行政、地域社会 をはじめ、外から見ても信頼に足る団体であろ うし、その組合の役員や組合員は、魅力的に輝 いているだろう。

労働組合は、企業への従属でなく社 会正義に立脚する

<妥協といいなり>

労働組合は企業の言いなりにはならない。対 等の立場で交渉する当事者としての妥協は必要 であるが、それは「いいなり」や従属とは異なる。

企業別に労働組合が成り立っているとしても、 企業の労務管理の代替え機関ではないことを明 確に宣言する必要がある。企業単位に組織が存 在することは悪いことではない。問題は労働組 合が企業の内部に閉鎖的に存在することで、企 業を外から、社会の目で見ることができなくな ると、労組の機能が崩壊する。

いつでも社会の動向、産業や地域に目を向け、 社会を代表して企業をチェックするという視点 を持ちたい。その職場の賃金・労働条件は社会 的に見てどんな水準にあるのか、その企業の労 働条件の水準が地域社会に悪い影響を与えてい ないか、その企業は、社会的に問題のある行動 をとっていないか等々、企業に対し、労働者と しての立場と社会的な視点で対等にモノを言う 組合は、社会的にも大きな信頼を得るだろう。 労働組合は企業への従属でなく、労働者の要求 と社会正義に立脚する。そうしてこそ、要求の 獲得とともに勇気ある妥協も可能になる。

<正しい方針と社会正義>

正しい政策、正しい方針とは何か。多くの仲 間が、理屈だけでなく感性で納得するというこ と、社会的に見て支持・応援されるということ、 つまり社会正義に立脚し、仲間の結集力を高め、 内外に共感を組織しうるものなのでなければな らない。

社会正義は、いつでもどこかに基準として明 示されているわけではない。とってつけたよう な借り物の「社会正義」に力はない。それは、 自らの要求と合わせて繰り返し語り合うこと、 地方・地域における労働組合の共同組織や地域 における市民的な共同の運動に参加すること、 そして産別組織やナショナルセンターに組織的 に参加することで鍛えられる。ナショナルセン ターへの帰属意識は、いつでも、要求と社会正 義を語り合い、現場で確かめ合う力になる。そ れはナショナルセンターを階級的に強化するこ とでもある。

労働組合は、あらゆる人間的なもの、 労働者的なものに関心を払う

<地域社会の中でたよりになる存在>

労働組合の活動が職場だけに存在するとすれ ばそれは極めて不十分である。労働者は、働い て賃金を得ることを土台にしながら、地域社会 の中で暮らし、政治にコミットし、社会運動に 参加する。こうした労働者の生き方に関心を持 ち、それを支えていく覚悟をもつ労働組合は、 社会的に有益な存在として、多くの労働者のみ

— 30 —

ならず社会全体の信頼を勝ち取ることができる。 職場の問題だけにとどまらず、労働者の全生活 に目を向け、支え合う労働組合にしたい。職場 の労使関係の枠を超え、企業主義を克服してい くことは社会的存在としての労働組合を意識す ることである。

組合員一人ひとりの要求、社会的な関心事を 組合活動に反映させるとすれば、文化、政治、 環境など、運動領域は大きく広がる。もちろん、 小さな組織で何でもやろうとすることには無理 がある。企業内にとどまらず、地域組織や産別 組織、ナショナルセンターの運動に参加するこ とによって幅が広がる。身近な地域の共同の運 動に参加し、そこで労働組合の組織性を発揮し ていけば、組合も、個々の組合員も、地域社会 の中で頼りにされる存在となるだろう。

<人生まるごと支える組合>

労働組合が、その活動領域を広げ、一人ひと りの労働者の人間としての成長と充実した生き 方を応援する存在であり、社会を生き抜いて行 くための力になること、そのための有効な組織 形態を生み出し続けていくことを期待する。労 働組合が、生協などの協同組織との連携、助け 合いと相談、各分野の専門家との連携、職業訓 練など実生活を支援する活動にとりくむ一方、 社会を見据え、民主主義社会の一員としてより よい社会づくりにむけて学び合い、議論を深め、 行動に踏み出していく場として機能したい。

新自由主義的構造改革の中で、多くの労働者 が、既存の労働組合や地方・地域の労働組合セ ンターに駆け込んできた。いわゆる「派遣切り」 や職場での個別紛争を契機に、労働相談から労 働組合に参加してきた仲間の多くが「発見」し たのは、「仲間の存在と団体交渉」であり、助け 合い支え合うことで「これで生きていける」と いう思いだった。彼らにとって、紛争の解決だ けでなく生活の全領域で助け合い、生きていく ことを支え合うことが、労働組合の場で可能に 労働総研クォータリーNo.76•77

なった。こうして、労働組合が、紛争解決の道 具から、労働者の生活を「丸ごと」支える組織 へ、さらに「人生丸ごと」抱える組織になって いく。

労働者の人生を丸ごと抱えようとすれば、全 人格的な発達を支え合うということになる。資 本の側はいつでも労働者を支配し分断しようと するから、運動と組織的な団結は一筋縄ではい かない。それでも共感を組織し、支え合って生 きていこうとすればそこに「詩が生まれ、絵が 出来る」。労働組合のリーダーは、その意味で文 化的で芸術家であり、実践を通して豊かな感性 を身につけていく。

5. 労働組合運動にとっての「前進」

<夢とロマンと歴史意識>

労働組合は、資本主義とともに誕生し、歴史 の中で成長し発展してきた。世界のどこでも、 資本が動けばそこに労働者のたたかいが起こり 労働組合が生まれた。非合法の時代、流血のた たかいの時代から、いま日本でも、憲法に団結 権、団体交渉権、団体行動権が書き込まれる時 代になっている。その歴史的経過は、一つひと つの職場、労働者が生き働く地域での無数のた たかいの蓄積と歴史的経過が、全国レベルの統 一闘争と国際的な団結をも形成してきた。

個々の労働組合の役員と組合員が汗を流し苦 労している活動は、今もなお、こうした労働組 合運動の発展の構成部分である。個々の職場で の賃金・労働条件改善のたたかいがあり、地域 での連帯と共同があり、産別闘争があり、ナショ ナルセンターの活動がある。

ある集中的なたたかいの成果や到達をどう総 括するかは、いつでも労働組合の重要な仕事で ある。要求がそれなりに前進すれば労働組合へ の信頼は高まる。一定の妥協や譲歩せざるを得 ないときもあるが、結集力や組織力が高まれば それも前進である。それは、その取り組みに参

— 31 —

加した個々の労働者の感性によって「たたかっ てよかったね」「組合があってよかったね」とい う言葉で表現される。「要求を出せた」「団体交 渉ができた」ということだけで進歩と感じる仲 間もいる。それは、労働者として主体的に行動 したという人間としての自己実現の喜びである。 そうした感性は、理論学習に支えられ、歴史を つくる作業に加わったという自覚と結びつくと き「この次は!」という新たな一歩へのエネル ギーになる。こうした感性は、実践とともに、 運動を科学として学習する中で育てられる歴史 意識に支えられ、夢とロマンを形成する。学び 合う風土もまた、労働組合として前進していく ために必須である。

<前進する宿命>

労働組合が、労使関係の当事者として、個々 の交渉の場での単なる圧力団体として機能する にとどまる限り、要求が実現できなければ存在 意義を失う。個々の労使の枠内での行動にとど まる限りは経営側に従属せざるを得ないから「対 等な立場での交渉」を求めるなら、個別の労使 関係を超えて「労資」の視点で行動することが 必要になる。弾圧され、組織を破壊されること もあるが、労働組合はそうした攻撃を乗り越え て発展してきた。

近年、労働組合の組織率が低下しその社会的 な影響力を弱めてきたという現実があるが、そ のこと自体が、新自由主義的な構造改革の犯罪 的な役割とともに、労働組合の存在の意味を問 い直す契機となってもいる。

マルクスは「共産党宣言」の中で「労働者は ときどき勝利するが、それはただ一時的にすぎ ない。彼らの闘争の真の効果は、その直接の成 果にあるのではなく、労働者の団結がますます 拡大していくところにある」と言っている。

労働組合は前進し発展するという幸運な「宿 命」を背負っている。その前進し発展する宿命 が、労働組合の気風や風土、労働組合文化を不 断に形成していく源泉になっている。

(はらとみ さとる・埼労連議長)

— 32 —

労働総研クォータリーNo.76•77

非正規・未組織労働者の組織化と産業別組合の強化 ーすべての労働者のための労働組合へー

小林 宏康

はじめに

この小論は、ここ10数年の新自由主義的な改 革(「構造改革」)が労働者の状態と構成に引き 起こした変化――端的にいえば、急増する非正 規労働者の問題――に労働組合がいかに対応す べきかを組織問題を中心に論じている。

08年秋以降の「非正規労働者の組合結集」「派 遣村」をめぐる事態は、否定的色合いの濃かっ た労働組合に対する社会的評価に変化をもたら した。マスコミの報道は、非正規労働者の過酷 な実態とともに、人として抗議の声を上げる彼 らの拠り所となった労働組合の姿をも可視化し、 組合への評価は高まった。しかし肯定的評価は、 いまなお「既成労組」とは区別された新しいタ イプの組合(「ユニオン」)に限定されがちであ る。ワーキングプアの激増、格差と貧困の急速 な拡大を許した「既成労組」、これに立ち向かう 非正規労働者を中心の「ユニオン」――こうし た見方がその底流にある。「既成労組」をひとく くりにして否定的にとらえる見方は、その企業 別組合という組織形態を「諸悪の根源」とする。

第1節ではこうした見方に修正を求める意図 もあって、非人間的な非正規労働の拡大を許し た労働側の全体状況を概観し、現状打開の課題 を組織と運動の視点から提起した。組合に結集 してたたかう非正規労働者は、翌年初めには千 の単位で数えるまでになり今も増え続けている。 そこに新しいタイプの「労働運動」を見るのは いい。だがその実相を立ち入ってとらえれば、 そこには「既成労組」の側の、自己改革をとも なう「非正規労働」問題への真剣な対応が見え てくる。第2節は主にこの問題にあてた。だか らといって、企業別組合の陥りがちな弱点やそ の克服が必要なことを否定する立場ではない。 第3節では、企業別組合の弱点とその克服の方 向を、日本の現実をふまえた産業別組合の構築、 「連合組織から単一組織への前進」と考える筆者 の主張を、一つの討論素材として提起している。

なおサブタイトルには、産業別労働組合への移 行の大きな契機となった1889年ロンドンの大ドッ ク・ストライキをはじめとする「新組合運動」の 旗印「すべてのための労働組合」からとった。

 「イギリス労働運動史II」(G.D.H.コール著、林健太 郎・河上民雄・義春元郎訳、岩波書店、1963年)193ページ

1. 労働組合組織の現況と組織改革の課題

1)「新・日本的経営」攻勢下の労働組合組織の概況 非正規労働者の急増は、「新時代の『日本的経 営』」(以下、新・日本的経営と略)に要約・指 針化された、アメリカと日本の財界が要求する 新自由主義的な経営・労働政策に起因する。財 界・政府の政策に最大の原因があることは明ら かだが、この攻撃に労働組合がどう対応したの かを労働側の全体状況と関連づけて検証しなけ れば、この国の労働組合に求められている改革

の方向は見えてこない。

労働戦線の右翼的再編と二つのナショナルセンター

第1に、90年代初めは、連合、全労連という2

— 33 —

つの労働組合の全国全産業中央組織²(以下、全 国センターと略)発足の直後に当たる。連合は、 JC・同盟の「労使協調」路線が主導する反共選 別結集の組織であった。連合は、「連合の進路」 と規約において「自由にして民主的な労働運動」 を自称する「一つの潮流」であることを明記し、 両文書への賛同をその加盟要件としている³。

連合の発足は、総評や中立労連の多数派を飲 み込み公称800万人の全国センターを現出させた が、「労働戦線の統一」は建前で実態は労働戦線 の右翼的再編にほかならなかった。しかし財界 はもとより政府もマスコミもこれを看板通りに 「労戦統一」ととらえ、同じ日に発足したもう一 つの全国センター・全労連排除のシフトをしき、 日本の労働運動を「連合一色」に塗りつぶす状 況をつくりだした。

全労連には、選別結集から排除されあるいは これに反対する労働組合が結集した(公称180万 人)。全労連が、「階級的労働運動」の潮流を引 き継ぐ組合を主体とする組織であることは明ら かであり、「希望に輝く未来のために(行動綱 領)」に「階級的潮流」を想起させる文言を見出 すことは可能だろう。しかし、この組織の性格 を連合に対抗する「もう一つの潮流」としてと らえることは適切とは思えない。全労連が、加 盟要件とするのは規約のみであり、その規約に は自らを「階級的潮流」と規定する文言は一切 ない。選別結集による戦線の分断を克服し労働 戦線の統一をめざす母体と自らを位置づけてい る。全労連は異なる潮流が共存しうる全国セン ターとしてスタートを切った。

全労連は、この組織の発足を快く思わない勢 力による短命の予測に反して組織を維持・強化 し、社会的認知への地歩を固めつつあった。春 闘でも「リストラ」とのたたかいでも年金改悪 阻止など国民的課題でも、その先頭に立って奮 闘する全労連と、たたかいを放棄した連合との 違いは明瞭だった。しかし発足後しばらくの間、 連合はこの国の労働組合を代表するかのように ふるまうことができた。新・日本的経営施策が 大企業を中心に急速に浸透するのはこうした状 況下においてである。

全労連の排除は政府審議会等の構成等ではな お維持されている。だが、「構造改革」路線の破 綻とともに、これと正面から立ち向かう全労連 の存在は、次第に正当な社会的評価を受けるよ うになってきた。メディア等の扱いにおける変 化は、地方・地域レベルから始まり、今日では 全国・中央レベルにも及び始めている(まだ決 して十分ではないが)。

新・日本的経営施策の

導入に協力した民間大企業労組 第2に、このような、労働側の全体状況の下 で、非正規雇用による正規雇用の置き換えや「成 果主義」賃金は、大企業を中心に大きな抵抗を 受けることなく短期間に浸透した。民間巨大企 業の労働組合(企業連)は事実上これに手を貸 した。「成果主義」についていえば、多くの場合 何らかの形で経営側から賃金制度改定の提案が 組合にあり、労使間の協議が行われ、労働組合 の合意を経て導入されている。労働組合が抵抗 する気ならいくらでも方法はあった。労働者の 要求を対置して「成果主義」の導入とたたかっ たところでは、その組織的力量によって阻止か ら部分修正まで大きな幅はあるが、経営側の意 図通りの導入を阻んでいる⁴。

正規雇用の非正規雇用への置き換えは、投機 資本によるM&Aを含む企業再編をテコに多種 多様な方法で行われた。労働組合がどうかかわ ることができたかは状況によって異なる。しか し、非正規雇用の導入・拡大は正規雇用労働者 の「リストラ」すなわち希望退職の募集や退職 勧奨(実態は解雇に近い)、配置転換、片道出 向、転籍、雇用形態の変更など雇用・労働条件 の不利益変更をともなうから、労働組合が反対 すればブレーキのかかる場面は確実にあった。 94年7月以降の3年間に77%の労働組合が「雇 用・人事」の問題を労使間で協議している(6 割は団交で、4割は労使協議機関で)⁵。さらに 言えば、非正規労働者の採用や活用(間接雇用 の場合)には、労働組合との事前の協議と同意 とを必要とする協約があれば、経営側が一方的 に導入を強行はできない⁶。成果主義賃金の場合 と同じく、そこにどういう労働組合が存在する かで、その様相は大いに異なるということだ。 JMIU が支配的な力を持っている企業では、野 放図な非正規の活用を許していない。

組織率とスト参加人員、

および組織労働者の階層構成が示すもの 第3に、日本の労働組合は、組織率において も、ストライキ参加人員においても、顕著な低 落傾向のただなかにあった"。総評が労働運動の 主流を占めた1950年代後半から70年代半ばま で、35%前後で推移した推定組織率は、連合、 全労連発足の89年には25.9%、96年には23.2% に低下する。ストライキ参加人員の減少はさら に劇的である。74年532.5万人(うち半日以上 362.0万人)から89年は48.5万人(8.6万人)、96 年には17.8万人(2.3万人)にまで落ち込んだ。 直近の数値を見ると、ストライキ参加人員は2005 年の2.7万人(0.4万人)を最低に上昇傾向に転 じ07年には5.4万人(2.1万人)となったが、08 年は4.9万人(0.8万人)と減少した⁸。推定組織 率は07年、08年は18.1%で推移、09年には18.5 %と微増する(組合員実数は07年、09年に微増)。

組織率の低下も問題だが、ストライキの激減 (「ストなし国」化)をこそ、この時期の日本の 労働組合運動の状況を示す指標として重視した い。この数字には、70年代後半に始まり、80年 代に加速する労働戦線の「右翼的再編」過程に、 総評主流の大部分が飲み込まれてゆく過程が反 映している。「ストなし国」化の理由は一口でい えば、民間大企業労組がストライキをしなくなっ たからであり、国鉄の分割民営化など公共企業 体労組に対する組織破壊攻撃の結果である。ま

労働総研クォータリーNo.76•77

た、公務員労組が不当にもストライキ権を奪わ れているからである。これらの組織で組織労働 者の7割を占める。

組織率に下げ止まりから反転への兆しを見る ことも可能かもしれない。

第3に、いま日本の労働組合は、約5500万人の 労働者のうち1000万人を組織しているが、その約 7割を民間大企業と公務公共部門の労働者が占め ている(労働組合員数に占める企業規模1000人以 上の割合は50.8%、特労法・地公労法、国公法・ 地公法適用の労働組合員の割合は16.5%)。その ほとんどが正規労働者である。非正規労働者の組 織率は、パート労働者の数値で、増加傾向にはあ るがなお5%台である。企業規模別にみれば、規 模100人未満の組織率は1.1%、300人未満の労働 者は全労働者の50%を占めるが、組織労働者に占 める比率は11.7%に過ぎない。

日本は、先進資本主義国のなかでも、企業規模 や雇用形態による賃金等の格差が著しく大きい国 である。端的にいえば、日本の労働組合はその上 層のみを組織し下層部分を組織していない。

このような組織労働者の階層構成上の偏りは、 企業別組合の弱点とも関連する問題として、組織 改革の中心課題に据えられてきたが、この10数年 事態は改善どころかむしろ悪化した。非正規労働 者の組合結集は、この2つの構造問題の大きな改 革につながる可能性をもった動きである。

- 2 このほかに、全国センターに準じて扱われる全労 協がある(発足1989年、公称30万人)。「一致する要 求での共同」という視点では、近年、積極的な対応 をとることも多い。
- 3 「連合の進路(綱領、基本目標など)」は、「自由にして民主的な労働運動の伝統を継承し、この理念」の上に立つ結集体であること、「特定政党の直接・間接の介入、干渉」を非難して「右翼的再編と…決めつける」団体・組織への「毅然とした対応」をとることを明記する。規約の目的と事業においても「自由にして民主的な労働運動の強化拡大」を明確に掲げている。

- 『成果主義に明日はない 競争をのりこえる団結を』 (学習の友社)の拙稿参照(80ページ脚注4)。
- 5 厚労省「平成9年団体交渉と労働争議に関する実 態調査」。「希望退職の募集・解雇基準」「配転・出 向」で何らかの話し合いがもたれた組合の割合は、 5年前の調査より増えた。
- 6 連合のJAMでは1~2割の企業で請負・派遣労働 者の導入が労使協議の対象となっているという(『労 働組合の組織拡大戦略』の長谷川義和論文、194ページ。お茶の水書房)
- 7 数値は厚労省「平成21年労働組合基礎調査」および「平成20年労働争議統計」。
- 8 この数字がどのような意味をもつかは、戦前の治 安維持法下におけるストライキ参加人員の数、1930 年8.1万人(うち半日以上6.5万人)、37年12.4万人(5.3 万人)と対比してみれば歴然とする(『日本の労働組 合100年』、大原社会問題研究所、785、787ページ)。

日本の労働組合組織が直面する組織上の諸 課題

以上は、労働戦線の右翼的再編以降の組織概況 についての荒い素描だが、ここから浮かび上がっ てくる主に組織上の課題を確認しておきたい。

第1は、労働戦線の右翼的再編を克服する課 題である。全労連も「21世紀の『目標と展望』」 を「労働組合運動の壮大な共同の追求、『統一』 への探求が重要である」としめくくる。労働戦 線統一を展望しつつ、その母体となる全労連の 強化拡大をはかり、「一致する要求での共同」を あらゆるレベル、形態で積み上げつつ全国セン ター間の公式の共同へと発展させることが決定 的に重要である。この課題では、この十数年に 明らかな前進が見られた。まだ、時と場所を同 じくする「事実上の共同」、学者・知識人の媒介 による共同、地域・産別に限定された共同など が実現しつつある段階だが、合法則的な力強さ がある。世界的には潮流の違いを越えた共同は 当たり前の原則となりつつある。国民世論の動 向という点でも、この課題で大きな前進をかち

とる条件は成熟しつつあるように思う。

第2は、民間巨大企業労組の「労使一体」体 質の改革である。この問題は、これら巨大企業 連が支配的力をもつ産業別組織や連合の運動全 体に否定的影響を及ぼしている。それだけに、 この課題でたとえ数歩でも前進できればその効 果は広範囲に及ぶはずである。

さしあたり今日の「労使一体」組合の性格を どうとらえるのかが問題となる。この問いへの 回答いかんで改革の手立てや道筋は違ってくる。 筆者は、今日の「労使一体」体質は企業別組合 の弱点としてではなく、企業別組合(enterprise union)の(少なくともその機能における)「会 社組合(company union)」化として把握すべ きものと考える。そうであれば、改革の目標は 当たり前の組合機能の回復となる。

この10数年が「労使一体」体質にもたらした変 化は単純ではないが、改革に有利な幾つかの条件 をも生みだした。非正規労働者の急増と表裏一体 の大企業正規労働者の急速な状態悪化、労働者の 不満を労使一体で抑え込んできた支配・統合の仕 組みの弱化、「非正規切り」等を容認する大企業 労組への世論の批判、足元での非正規労働者の組 合結集などはその主要なものであろう。

とはいえこれらの問題はここでの主題ではな い。本稿があつかうのは以下の点である。

第3は、非正規・未組織労働者の組合結集を 加速・拡大し、職場に根ざした組織へと発展さ せることである。この課題は、第4の、産業・ 地域の階級的連帯を主軸とした運動を強化・拡 大し、企業別組合の弱点を克服するという課題 と密接に関連する。非正規労働者の組合結集は、 企業や雇用形態の違いを越えた団結の形態、産 別・地域の個人加入組合を主な拠り所としてい るからである。

なお、新政権の誕生は公務労働者の労働基本権 回復で前進する可能性を生み出した。原口総務大 臣は国公労連との交渉で「公務員制度改革の中で、 きっちり労働基本権の問題を前進させていきたい。

— 36 —

前政権ではずっと先送りされてきた問題だが、公務に働く皆さんの人権の保障、あるいは安心なく して公務の質を上げることはできないと考える」 と述べた¹⁰。公務員のスト権回復は労働運動の状 況を大きく改革する重要な契機でもあるので、こ こに書き留めておきたい。

- 9 労働組合運動は、その歴史的発展過程において、 労働組合の役割や目的に対する考え方や「社会主義」 に対する見方を異にする潮流を生みだした。現在も 潮流による全国センターの分立は国により異なるが 存在する。しかし世界の労働運動は、二つの世界大 戦の痛苦の反省のうえに、潮流の違いを超えた「一 致する要求での共同」という原則を打ち立てるに至っ た。国際組織においては、米ソの対立で短命に終わ るが、国際的な統一組織・世界労連が生まれた。2006 年新しい国際組織・国際労働組合総連合(ITUC)が 誕生したが、その規約には、国際自由労連(ICFTU) が結成以来掲げてきた「反共産主義条項」はない (『経済』2007年1月号、筒井晴彦氏の報告)。
- 10 「国公労連速報」2009年10月19日付。

2. 組織化運動の新たな展開と非正規労 働者の組合結集

多様な「個人加入組合組織」を特徴とする 組織化運動のひろがり

組織化運動の新たな展開と

非正規労働者の勇気ある行動 いま急速に広がりつつある非正規労働者の組 合結集は突然に生じたものではない。今世紀に 入るころからの、「既成労組」側の組織化努力と 非正規・未組織労働者の勇気ある行動とが結び ついたものである。2000年にはディズニーラン ドでアルバイトの社会保険未加入問題が起こる。 社会保険庁から勧告を受けた会社は本人負担分 の数十万円を労働者に請求、これに驚いたアル バイト青年たちが抗議の声をあげ、本人分も会 社が負担して決着する。非正規労働者の勇気あ

労働総研クォータリーNo.76•77

る行動によりその劣悪・非人間的な処遇が大き く社会問題化する最初の事例だろう。ほぼ同じ ころから労働組合の全国センター、産業別組織、 地方・地域センターによる組織化運動が本格化¹¹ する。本格化の指標は、「資金と人材(ヒトとカ ネ)」の手当て、「個人加入組合組織」の結成な ど、組織化手段の具体化である。

解雇や残業不払いなど不当な扱いに対し組合 に加入してたたかう非正規労働者も増えはじめ る。04年にはトヨタ自動車の二次下請け光洋シー リングテクノ(ST)で偽装労働者20数人がJMIU に加入、2度の解雇をはねのけ06年夏には正社 員化への道を切り開く。間接雇用の労働者が職 場に組織を定着させる最初の事例といってよい (09年秋闘で組合員44人全員が直接雇用に)。こ れと相前後して松下PDP、キヤノンなど大企業 における偽装請負労働者のたたかいが前進し、 朝日新聞やNHKなどの有力メディアが「偽装請 負」「ワーキングプア」などの問題を大きく報道 するようになる。06年後半には、日雇い派遣、 名ばかり管理職など多様な形態の非正規労働者 が次々に抗議の声をあげる。

組織化運動の特徴と発展可能性

いま進行しつつある組織化運動の特徴を、50 年代後半の総評による組織化運動を念頭におき つつ要約しておく。総評運動の高揚期で高度経 済成長の初期にあたる当時に比べれば、主体的 経済的条件の違いもあって量的拡大のスピード では見劣りがする。しかしその広がりと質には、 当時の運動にみられた限界を乗り越えて発展す る可能性を見出すことができる。

第1に、当時の運動は総評という全国センター 中心の「上からの運動」という色彩が濃かった が、今回の組織化運動には「下からの運動」が呼 応して、労働組合の産業別組織、地方・地域セン ターの主体的な運動となっている。全労連、連合 を問わず、個人加入組織を創設するなど公務員組 合の積極性が目立つ。産別、地方・地域の運動に

も、上からのオルグ頼みではなく、ヒトもカネを 含めてさまざまな現場の創意工夫があり、企業別 組織やその組合員も参加してきている。

第2に、当時は中小企業労働者、臨時工が主 対象で個人加入の地域合同労組、企業別組合に 組織する形をとったが、今回の運動は、非正規 のしかも派遣や偽装請負、偽装個人事業主など 間接雇用労働者の組合結集が大きな特徴となっ ている。組織形態では「だれでも1人でも入れ る労働組合」(個人加入組合)の多種多様な広が りが特徴的である。

第3に、これらの特徴は、「企業別組合」の弱 点に対する自覚、克服への意欲と結びついてい る。この運動を通じて、全国組織の指導部から 職場の組合員にいたるまでの、正規・非正規労 働者間の多様な交流・連帯が広がり、そのこと がまた前記の自覚や意欲を強める契機とも刺激 ともなっている。

第4に、今の組織化運動には、まだ部分的で 芽生えというべき段階ではあるが、全体の運動 へと広がり職場に根づき成長する必然性がある。 非正規労働者の労働組合への結集は、非道な「非 正規切り」が行われた現場から、しかも電機、 精密、自動車などの名だたる大企業のほとんど すべてで、その地域の組合の力の強弱にかかわ りなく起こっている。そこにはだれも押しとど めることのできない「自然の勢い」(積極的な意 味での「自然成長性」)が働いている。

11 2001年には連合が、総予算の2割10億円を組織拡 大に当て、4人の組織担当を20人に増やしその半数 を地方に配置する方針を決める。全労連は02年の大 会で組織拡大基金の設置と選任オルグの配置方針を 決め、04年12人のオルグを全国に配置する。

非正規労働者の組合結集を呼び覚ました 「新・日本的経営」攻撃

非正規労働者の組合結集を可能にした背景に はこの間の職場と労働環境の激変がある。急速 に拡大する第3次産業、とりわけ小売、飲食店、 介護、福祉などの職場や、非正規労働者の「ア ジア的低賃金」をあてこんだ電機や精密機器、 自動車などの新鋭工場では、現場作業の主力を 担う形で多様な形態の非正規労働者が急増した。 人為的に創出された「産業予備軍」の大群は(最 低賃金すれすれか時給千円前後)、正規労働者 に、賃金引き下げ、長時間・過密労働などをも たらす重石となった。

第1に、こうした現実は、中小零細企業や非 正規の労働者を組織の外に未組織の状態で放置 してきた日本の労働組合の弱点を浮き彫りにし、 この国の労働運動のリーダーたちに非正規・未 組織労働者の問題に対する意識的なとりくみを 迫ることとなった。

第2に、職場の激変は、企業別組合の構成員 である正規労働者に、自分たちの要求を実現す るためにも、非正規をはじめとする未組織労働 者の状態改善と組織化にとりくむ必要があるこ とを教えた。今も正規雇用組合員の間に、非正 規労働者の存在を自らの雇用と労働条件の安定 にとって必要な「条件」と見る意識は強く、差 別的に扱う傾向さえある。格差を逆手にとり反 目と競争をあおる策動はなお有効に機能してい る。しかし多くの組合員は真実に気づき始めて いる。組合の幹部・活動家が、口先だけでなく、 その行動を通じて非正規の仲間との間に対話と 連帯の関係をつくりつつ、率直に大胆に組合員 に問題を投げかけるなら、急速に職場の空気を 変えうる状況が生まれている。

第3に、非正規・未組織労働者の側にも組合 結集の主体的条件が生み出された。非正規労働 者とりわけ間接雇用や短期有期雇用の労働者 は、①就労の流動性・分散性、②法的保護の弱 さ(報復解雇の懸念)、③社会的活動に必要な 「ゆとり」の欠如などから、組織化を困難視され てきた。これらの困難性が、「どこで、どのよう に」克服されつつあるかは組織化の実際例に即 した分析・研究を必要とする。ここではさしあ

— 38 —

たり2点を確認しておく。①極限化する非人間 的な扱いが、「人間の尊厳と生存」をかけた、や むにやまれぬ決起へと彼らを導いた。②工場の 製造現場では、基幹労働力として幾年にもわた り彼らを利用し続けることにより、熟練と組織 性を身につけた非正規労働者の集団がつくり出 された。この2つが結びついて一定の規模と安 定性を持つ非正規労働者の組織化を可能とした。

3)非正規・未組織労働者の、職場に根ざした 組合結集を加速・拡大するために

個人加入組織の類型化からみえてくるもの

多種多様な「個人加入組織」は、しばしば「ユ ニオン」「ローカルユニオン」として概括されて いるが、そのような把握は事実と異なる。これ ら組織を類型化しそれぞれの特性を生かした組 織戦略をもつことが必要である¹²。

組織形態からみれば大きくは3つになる。① 産業別組織の個人加入組織。細分すれば、単一 体の下部組織(支部等)と連合体加入の単位組 合の2種。②地方・地域のセンターに直結する 地域労組。③その他独立系の個人加入労組(そ の多くは現在連合の全国ユニオンに加入)。③の 類型には、「〇〇ユニオン」名称で、性、年齢、 職種・職位、雇用形態など労働者の特定グルー プを対象とする組織が多い。

別の類型化もできる。歴史的系譜から、50年 代末~60年代の総評の合同労組、旧産別系の産 業別個人加盟労組、80年代のコミュニティ・ユ ニオン、統一労組懇系の地域労組などと、90年 代以降の組織化運動で作られたものとに分けら れる¹³。流れでみれば、全労連系、連合系、全労 協系がある。

従来型の企業別組合への組織化も直接雇用の 非正規労働者には有効でありこれを否定はしな いが、流動性の高い有期雇用・間接雇用労働者 の組織化では「個人加入組織」の適合性は明白 である。パートの組織化では企業別組合の形態 をとり、先進的な生協労連も、委託・派遣など

労働総研クォータリーNo.76•77

の組織化には「一般労組」方式をとる。派遣先 の正規労働者で組織する個人加入単一産別の企 業支部が派遣労働者を組織する例¹⁴も見られる。 個人加入の優位性を生かしたケースで、現にあ る「企業別組織」の改革可能性という意味から も貴重な事例である。

またゼンセンなどではあらかじめ使用者と話 をつけユニオン・ショップ協定で一括加入させ るやり方がとられている。万人単位の組織化で、 パート労働者の組織率上昇への寄与度は高いが、 労働組合としての実質を備えているかという点 で、重大な疑義をもたざるをえない¹⁵。

話を戻す。これら類型にはそれぞれに特徴が あり長所短所がある。よって立つ組合観も違う。 いま性急に「かくあるべきだ」という気はない しいうべきではない。しかし、その差異や特徴 に無頓着で、ある類型を過大評価したりある類 型の特徴をもって全体に押し及ぼしたりすれば、 運動に混乱をもたらしかねない。特徴を的確に つかめば産別と地方組織の有効な連携の仕組み をつくることもできる¹⁶。

類型の①②は「既成労組」の現に果たしてい る役割と可能性を明示する。企業別組合をこの 事業に参加させることは、組織化運動の発展と いう点でも企業別組合の弱点を克服するうえで も決定的に重要である。気になるのは、類型③ を念頭におき、これら新しい「ユニオン」に対 立・対置して「既成労組」を一律にとらえ否定 的にみる見方がなお存在することである。こう した見方は、非正規の劣悪な条件が正規の「優 遇」に起因するとし、「非正規の問題を本気で考 えるなら、賃下げも覚悟せよ」などと迫る見方 と結びついている。また、「優遇」された正規雇 用で組織する「企業別組合」を全否定し、企業 別組合が果たしうる役割を見ようとしない。そ れでは、非正規労働者の組合結集を幾倍もの規 模で推し進める可能性に道を閉ざすことになり はしないか。その理由は以下で述べる。

— 39 —

職場の多数派をめざす組織化と、

そこに生ずる課題など 今日の非正規・未組織労働者の組合結集は、 全体としてはまだ「個別労働問題の解決」とい う色合いが強いが、問題解決後も組合に残る労 働者も増えている。非正規・未組織労働者の一 定数を職場で組織し、集団的な労使関係を通し て雇用の安定と労働条件の抜本的改善をめざす という事例も生まれ始めている。「事件解決型か ら労働組合づくり型へ」はだれも否定しえない 基本方向だろう。

そのことを前提に、従来の「個人加盟組織」 による組織化運動が、その前進過程で遭遇した 組織論上の問題にふれておきたい。職場におけ る「組合づくり」が進み、使用者に対し要求を 提出して公然と行動する段階になると企業に組 合組織が必要になる。その組織が独り立ちでき る力を持つと、そこに企業別組合化の圧力が働 き企業主義や閉鎖性といった弱点が生じやすい という問題である¹⁷。この問題は、産業別単一組 合における企業別組織の弱点克服という問題に 帰着するから、後の課題とする。

いま1つの問題は、地方・地域のセンターが 組織する地域的個人加入一般労組の将来方向(地 方ごとの一般組合として大きく育てるというの か、全国産業別組織への結集という方向をとる のかなど)にかかわる問題である。いまは性急 に結論をだすべき段階ではないが、地域労組が それぞれ職場に組織をもち大きく成長させる展 望に立つならば、避けて通ることのできない問 題である。歴史的国際的経験も踏まえた集団的 な研究や討議が望まれる。

身近なところに

「だれでも1人でもはいれる労働組合」を ともあれ今もっとも必要なことは、これらさ まざまな形態の個人加入組織を全国の隅々に、 労働者の身近なところに、幾倍もの規模でつく ることである。そのためには幾倍もの「ヒトと カネ」が必要になる。労働問題の専門家や関心 を寄せる市民による「応援団」も組織されてい る。可能なあらゆる方法が工夫され実行されな ければならない。労働組合と出会いその力、素 晴らしさを知った非正規労働者の成長は目覚ま しく、みずからこの運動の担い手となる人が育 ち始めている。心強いことだが、新しい働き手 を急いで幾倍もの規模で増やすためにも、「ヒト もカネ」も必要だ。運動のノウハウを含めて、 それらの資源の主な供給源は、組織された労働 者の部隊・「既成労組」以外に存在しない。その 自覚と決意が、正規労働者で組織する企業別組 織に問われているのである。労働総研・全労連 の共同調査¹⁸(単組、支部対象)によれば、組合 員を増やすため「地域の未組織労働者への働き かけ」をしている組織は9.8%、「この一年特に 力を入れてきた取り組み」で「非正規の組織化」 をあげた組織は12.3%である(22項目中あては まるものすべてを選択)。同じ問いで「今後、特 に力を入れて取り組むべき」と考える課題では 「非正規の組織化」をあげる組織は3.7%となる (5つ選択)。この数値の評価は別にして、この 課題に積極的にとりくむ組織を飛躍的に増やす 必要があることに疑問の余地はない。

なにが必要かといえば、1人でも多くの組合 幹部や活動家、組合員が未組織労働者の組織化 という仕事に参加する道筋・道幅を広げること である。産業別にも地域にも現に多様多彩な工 夫がある。現役の組合幹部、組合員が個人加盟 組織に二重加盟して資金の一端を担うとともに 可能な活動に参加する。労働相談や組合づくり にボランティア専従のOB組合員とともに若い 企業別組織の役員がとりくむ。未組織労働者向 けの宣伝活動に全組合員が順番に参加している 組織もある。ほとんどの組合員が非正規労働者 の親戚、友人、知人をもつなかで「紹介活動」 が成果を上げるようになってきた。

こうした活動に役員や活動家、組合員が参加 している組織は、どこも元気が良い。疑い八分

— 40 —

で労働相談に足を運び、労働者の連帯を実感し、 組合に入って団結の力に驚く非正規の仲間とと もに、団結のドラマを共有して、「労働組合」の 原点を再認識することができるからである。非 正規・未組織労働者の要求闘争や組織化に、主 に正規労働者を構成員とする単組、支部が1つ でも多く、また役員・活動家や一般の組合員の 1人でも多くが参加するようになれば組織の活 力も増す。活力ある組織が増えればこの課題へ のとりくみも強化される。その良循環をつくり だすイニシアティブは企業別組織のなかから自 然に出てくるものではない。階級的立場に立っ た組合幹部・活動家や、産業や地方の組合組織 の強い働きかけが要る。さらには、産業と地域 にひろがる階級的連帯を主軸に据えた組織と運 動を強化し、企業別組織が陥りがちな企業主義 や閉鎖性を克服する組織改革が必要なのである。

- 12 非正規・未組織労働者の組合結集を、職場に根ざした組織化運動として発展させるには、多種多様な「個人加入組織」の事例を的確に収集・分析し、歴史研究の助けも借りながら、教訓や法則を引き出す集団的な作業が不可欠だが、そのためにはまず的確な類型化が必要となる。
- 13 これら歴史的経験のうちで、筆者の知る限り、研究の一定の蓄積があるのは50年代末の総評運動と80 年代のコミュニティ・ユニオンくらいである。「階級 的」潮流の運動には実証研究に空白がある。
- 14 日本トムソン姫路工場では派遣労働者15人中13人 が、派遣切り通告を機に同社のJMIU支部に加入、正 社員化を要求してたたかっている(『学習の友』2009 年6月号、米丸浩一氏の報告)。
- 15 ゼンセン同盟のイオンに働くパート労働者やトヨ タ労組による期間工の組織化はこのケース。金井郁 氏はスーパーマーケット業界の8つの労組の事例研 究から、地域生協のH労組を例外として8組合中7組 合は「組合員の意思決定機関への関与が正規組合員 と比べてパート組合員は低い」と結論づけ、その場 合、組合が「パート労働者の利益代表とはなりえて

労働総研クォータリーNo.76•77

- いないのではないか」と疑問を呈している(『大原社 会問題研究所雑誌』2006年3月)。トヨタ労組は組合 員である期間工の雇い止め解雇に反対せず、解雇を 認め職業紹介などで「途切れることなく働き続けら れるよう」支援をするという。それを使用者に要求 するのならまだ分かる。しかも期間工切りがほぼ終 わった段階での対応である(朝日新聞09年2月26日)。 使用者の責任回避に組合が手を貸したという批判さ え成り立つ対応というべきだろう。
- 16 シャープ福山工場で派遣切りにあった31人は地域 労組とJMIUに二重加入してたたかった。
- 17 浜村彰氏は、総評の合同労組運動における組織上の矛盾として、本多淳亮氏を引きつつ「企業内の組合員数が一定程度に増加すると(略)企業別組合として独立していく傾向がある」ことを指摘する(『組合機能の多様化と可能性』浜村彰、長峰登記夫編著、法政大学出版会、2003年3月)。戦前からのある組合活動家も、60年代の産業別個人加入組合による組織化運動の経験から、個人加入組合も、公然化した工場分会になると企業組合化する弱点があると指摘している。それは筆者自身の実感でもある。
- 18 調査実施時期は2005年6~9月。「労働組合の活動 実態と課題と展望」調査・最終報告書(2006年7月) 参照。「非正規労働者の組織化を必要と感じている」 組織は78.1%と多いが、「具体的計画をもっている」 組織は23.7%である。

6 6 6 7 6 7 8 7 8 8 7 8 8 8 8 8 9 8 9 8 9

1) 企業別組合を構成単位とする産業別組合組 織の特徴

企業別組合とは。その問題性をどうとらえるか

まず、議論の対象となる日本の「企業別組合」 の定義だが、ここでは、「労働者が直接加入し団 結権を行使する労働組合の基本単位が企業(事 業所)にあり、企業籍をもつ正規労働者を主に 組織する」という2点を基本要素と考えたい。 前段は、表現は別にしてその含意は多くの定義

— 41 —

が一致する。後段については非正規労働者を構 成員とする企業別組合もあるので、「正規労働 者」を定義に入れるべきではないとする説もあ る¹⁹。もっともな意見だが、日本の企業別組合の 多くが規約等で組合員資格を正規労働者に限定 している。厚労省調査では、該当する労働者が いるのに非正規労働者を排除する「単位組合」 は、直接雇用のパートで77%、間接雇用の派遣・ 下請では97%となる²⁰。非正規労働者と「既成労 組」の関係が大きな理論上実践上の問題となっ ている現状を意識して定義の要素に含めた。

2要素以外に、ユニオン・ショップ協定によ る一括強制加入を含める定義もある。労働総研・ 全労連の共同調査(前出)では、ユ・シ協定な しが9割を占める。定義に含めるまでの普遍性 はない。チェックオフ協定(組合費の天引き) や工職混合組合を加える定義もあるが、個人加 入の産業別単一組合の企業支部にも見られる要 素である。いずれも組織論上の大事な論点だが 定義からは外した。

企業別という組織形態と強く関連する問題と して、個別企業の使用者との団体交渉一労働協 約の基本となる交渉形態上の特徴がある。企業 別組合問題を論じるときの重要な要素である。

次に、企業別組合の組織形態にかかわる問題 (弱点)について検討する。

第1の、企業ごとの独立組合という要素か ら、①団結の力(数の力)が分散・限定され る、②企業間競争を規制できない(企業別交渉 形態と関連)という問題が生じる。この2つは 企業別組合に不可避の弱点であり、産業別や地 方・地域へ団結を広げる以外に克服できない。 直近の実態を、厚労省の調査²¹で見ると、産業別 組織²²に「加盟していない」単組・支部は25% 強、地域別組織に「加盟していない」は30%前 後、「両組織とも加盟していない」が2割弱で、 08年の調査と98年の調査を比べると「加盟して いない」がやや増えている。産業別組織への加 入率は企業・組合規模で大きく違い、5000人以 上の94%に対し99人以下は58%である。全労連・ 労働総研の共同調査(前出)では、産業別組織 への加盟率は77%、地域組織への加入率は85% である。

以下、傾向としてとらえるべき問題として、② から、③企業間競争に巻き込まれて企業主義に 陥りやすいという問題が生じる。また企業を組 織基盤とするため、④仕事における使用・従属 関係が集団的労使関係に反映し「対等」の交渉 が成り立ちにくい、⑤使用者との交渉を有利に 進めることが主要な関心事で、非正規労働者の 問題や社会的政治的課題に目が向きにくい、な どの弱点が生まれる。

最後に、これら弱点(「企業主義・閉鎖性」と 押さえておく)を克服するには何が必要かを整 理しておきたい。相互に関連する2つの方法が ある。その1つは、組合規約や労使間の協定、 慣行によって規定されている組織形態の改革で ある。主なものは組合員資格の非正規労働者へ の拡大と組合の産業別組織、地方組織への結集 とその強化である。その2は、組合の幹部・活 動家や組合員の階級的自覚の水準を高めること による組織体質の改革である。教育や宣伝、組 合の日常活動や運営、闘争経験などを通じて労 働者は学ぶ。これらのとりくみを改善・強化す ることが主な内容である。いずれを欠いても「仏 作って魂入れず」ということになる。「精神論」 「組織いじり」と軽視すべきではない。

日本の産業別組合の多くが

連合組織にとどまるのはなぜか 企業別組合の産業別結集とその強化は、通常、 懇談会や共闘会議、協議会や連合組織、さらに は個人加入の単一組織(産業別単一組合)へと いう道筋をとる。総評の組織綱領草案は、日本 の産業別組織が「長期にわたって連合体組織に とどまっている」のは不名誉なことで、「当然個 人加盟の単一組織に移行すべきである」としつ つ、「全員加盟の姿を維持しながら実益を伴った

— 42 —

形で移行するための配慮と準備」を要するから 「相当長期的な人的物的プログラムをもってじっ くりかかってゆく必要がある」と結論づけた。 以来50年余、ほとんどの産業分野で産業別の連 合組織がつくられているが、なお多くはそこに とどまっている³³。なぜだろうか。産業別連合組 合も組織の設計や運営、運動方針などにより「個 人加入」を認め、組織や要求・運動における「統 一性(単一性)」を強めることはできるし、日本 の産業単一組合の多くが、「団体加入」を認め連 合体産別的実態を強くもっている、大差はない という認識もあるだろう。だがそれが主な理由 とは思えない。

西欧型産別組合をモデル(規範)とする以外 の単一組合移行論を構想することができなかっ たからではないか、これが現時点での筆者の結 論である。そのため、産業別連合組合から産業 別単一組合への移行・前進は、「西欧型産業別組 合」への転換と認識された。以下その論理をた どることにする。

一西欧では、企業の外につくられる産業別 組合が労働組合の基本単位であり、企業、職業・ 職種、熟練・非熟練の違いを越えて労働者を組 織する。賃金・労働時間などの基本的労働条件 は、産業別の経営者団体と組合との交渉で決ま り、産業別労働協約が結ばれる。企業間競争は その枠内に抑制される。企業内に独立した団結 権をもつ組合組織はない。そのため企業主義的 弱点に陥らずにすむ。

日本の産業別組織の多くは企業別組合の連合 体である。企業別組合の独立性は産業別組織の 方針等により制約を受けるが、最終的には企業 別組合の方針等が優先する(産業別単一組合も あるが、海員組合などを除けば、企業の組合組 織が「独立性(自治権)」をもっており実態上大 差がない)。企業別組合の企業主義・閉鎖性が産 業別組織の方針や行動を制約する。企業別組合 から企業主義・閉鎖性を根絶することができな いとすれば²⁴、その克服は、西欧型産業別組合へ

労働総研クォータリーNo.76•77

の移行(転換)により、企業別組合の権限や機 能を産業別組織に移管すること、言い換えれば 企業別組合を「補助組織化」(組織綱領の表現) することによって達成される²⁵――と。

つきつめれば、「企業別組合の解体・産業別組 合への再編」である(「解体・再編論」と仮称す る)。「解体・再編」の過程には、使用者(資本) 側の介入による組合分裂や組合員の大量脱退な どのリスクが生じる。産業別経営者団体との交 渉一労働協約の締結は、組合側の単一組織化だ けでは実現しない。使用者側の対応や法制度上 の問題を含む。組織綱領草案の慎重な記述も、 多くの連合組織が躊躇するのも理解できる。筆 者も、「解体・再編論」には幾つかの疑問があ る。主な2つをあげておく。1つは、「補助組織 化」された支部・事業所組織をどのような役割 と権限をもったものとするのか、その姿が見え ないことである。もう一つは、産業別交渉に対 する使用者側の否定的対応をどう乗り越えるの か、その戦略構想が具体的に提示されていない ことにある(「転換・再編」論の一部にある企業 別の組織形態を「停滞や後退」の「根本原因」 とする見方への批判は既述)。

「産業別単一組合」の専従歴が長い筆者は、連 合組織的実態はあっても単一組織には明らかな 優位性があり、「連合組織」からの移行は追求す べき課題であると考えてきた。しかし、単一組 織化のモデルを西欧型産別組合とする見方は筆 者のものでもあった(「解体・再編論」の西欧型 産別組合に対する認識に違和感はあったが)。そ のため性急な「解体・再編論」に通じかねない 単一組織化の推進を提起することはためらわれ た。示唆を与えてくれたのは、竹内真一氏の「企 業別組合が有力あるいは支配的な国では、産業 別組合の定義は別様であってよい²⁶という指摘 である。単一組織への前進を「別様に定義され た産業別組合」の探求ととらえれば事態は変わっ てくる。

以下では、上記の視点から、連合体産別から

— 43 —

単一産別に移行すべきだとする論拠、単一産別 における企業支部のあり方、地方・地域センター の役割等について検討する。

- 『企業別組合―もうひとつの日本的労使関係』(河 西宏祐著、日本評論社、1999年11月)。
- 20 「平成20年労働組合実態調査概要」
- 21 「平成20年労働組合実態調査概要」「平成10年労働 組合実態調査結果速報」。
- 22 この表現には、日本に多い企業別組合等の連合組 織としての「産業別組合」と、本来の産業別組合(通 常この語は「同じ産業にはたらく労働者を企業、職 業・職種、熟練・非熟練の違いを越えて組織する労 働組合」と解される)とが含まれている。日本にも 個人加入の単一組織を原則とする「産業別組合」は ある。区別せず使うときは産業別組織と書く。区別 が必要なときは、前者を「産業別連合組合」または「 連合体産別」、後者を「産業別単一組合」または「単 一産別」と表記することにする。
- 23 全労連の組織拡大・中期計画案(2006年22回大会 採択)にも連合の「21世紀連合ビジョン」(2001年第 7回大会特別報告)にも、単産機能の強化はあるが、 「個人加入の単一産業別組織」の提起はない。
- 24 それは主に2つの理由による。①労働組合は、階級的自覚の弱い労働者をもたえずその隊列に加え続けなければならない。②労働者間の競争と反目をあおる人事政策などにより企業主義は絶えず再生産される。企業主義的閉鎖性とのたたかいは団結を維持強化する日々のたたかいそのものなのである。
- 25 韓国の企業別組合から産業別組合の転換では、企業支部を認めるか否かが論争の焦点となり、民主労総・金属労組はこれを否定する選択を行った。金属労組は2001年、中小労組の賛同で金属連盟からの転換を実現し3万人で発足した。06年には、再度の投票で産別転換を決めた現代自動車など大手自動車労組が産別転換に成功し13万人余の組織に成長する。これら大手労組は地域支部に移行することを前提に企業支部(金属労組の金組織)に転換した。09年10月が移行の期限だったがまだ実現していない。李明

博保守政権の成立下、資本側は巻き返し攻撃を強め ており、さまざまな困難に遭遇しながら真摯にその 困難に挑戦して乗り越えるべく奮闘しているのが現 況である(以上は09年5月JMIU韓国金属労組訪問団 に一員として加わった筆者の見聞による)。以下の 「転換・再編論」に対する疑義はあくまでも日本での 産別転換についてのもので、韓国における産別転換 への評価ではない。

26 『労働組合運動の可能性―史的考察をふまえて―』
 p23 (竹内真―著、学習の友社、2009年)。

2)個人加入の産業別単一組織への前進と企業 別組織

連合体産別から単一産別への移行とは

どういう意味をもつのか 単一産別を連合体産別から区別する基本指標 は、単一産別の組織原則である「個人加入」と 「単一性」(同じことの力点と視点を変えた表現 であるが)の2点である。組合員の視点でいえ ば、単一産別の場合、彼は直接に「同じ産業で 働く労働者」としての団結=産業別組織に加わ る(個人加入)。彼は産別方針の討議、決定に参 加し、産別の方針に基づいて行動する(単一性)。 春闘でも、「リストラ」や経営危機に対しても、 産別の力に依拠して要求し、たたかい、成果を 上げる。派遣も偽装請負も、正社員も、競合す る企業の労働者も同じ産別の仲間として支え合 う……。これは単一産別の「あるべき姿(理念 型)」のほんの一端である。現実の単一産別の多 くは (JMIU もそうだが)、「団体加入」を認め ている。企業別組合として加入した組織は、名 称が支部に変わっても企業別組合的体質がすぐ に変わるわけではない。未組織の状態からまず 産別組合の一員となり、職場に仲間を増やして 産別の事業所支部として公然化した組合でさえ、 産別との結びつきが弱まれば企業別組合的弱点 に陥りがちである"。総評全国金属以来の、半世 紀を超す単一産別の蓄積があり、相対的に多く の活動家を擁したJMIUにもこれらの弱点はあ

る。しかし結成からの20年は、07年の大会が「真 の産業別労働組合への前進」と自負したように 理念型への数歩ではあったと思う。どのように してそれは可能になったのか。なぜ連合体産別 から単一産別への移行を主張するのかという視 点から、JMIUの単一産別としての活動と到達 点を簡単に紹介する²⁸。

単一産別だから、JMIUの規約も、名称と性 格、組合員の権利義務、中央本部一地本一支部 の組織構成、加入と脱退、統制等で、個人加入 の全国単一組織であることを明示する。日本の 産別のなかではストも打つし動員力もある方だ と思うが、統制的手段を使ったことはない。基 本としたのは、個人加入の全国単一組織である ことを、言葉だけでなく組合員が参加する実際 の行動で常に貫くことである。学習も重視した。 自前の教科書による学習は初版が約4千冊、産 別の視点を強めた改訂版は初刷り7千冊(組合 員9千人)になる。

春闘は産別方針(春闘パンフ)の全組合員に よる読み合わせで始まる。以前は産別の交渉団 が回答の確約や促進のため支部組合員を激励し 会社との「要請」交渉に入った。近年では産別 の代表(交渉団)が支部の交渉員とともに団体 交渉をリードする (「産別団交」といっている)。 統一要求も、当初の「統一要求基準」(支部の権 限で具体化する)に加え、近年では底上げを中 心とする産別統一要求を支部が決めるベア要求 等といっしょに出し回答を求める。以前から「リ ストラ」「組織破壊」などの労使間が緊迫する 「戦時」には産別に頼らざるをえないので強く関 与できたが、春闘の賃上げ交渉など「平時」に は企業支部が産別交渉を望まない場合もあった。 そこが、この間の経営側の姿勢や業種・企業の 状況、職場や労働環境の変化と、JMIUの実績 (産別交渉の方がより高い水準で要求を実現でき る)によって、組合員の認識が変わってきたと いうことである。統一交渉とセットで統一スト を、産別としての一体感、団結の強化を重視し

労働総研クォータリーNo.76•77

て配置する。要求と協定は中央、地本、支部の 三者連名で行う。

01年には「3っのなぜ²²」と問いかけ、個人加入の単一組織という原則を再確認する討議を組織した。この提起は、OB 組合員が進んで専従オルグとなり、新たな地域支部が生まれる大きな契機となった。未組織・非正規労働者の組織化も「全員参加」の運動として定着し始めた。地方の1地域支部の勇気ある挑戦に始まった日系ブラジル人の組織化は実勢千人を超える――など。

もちろん、このような運動はJMIUだけでな く、単一産別はもとより連合体産別においても 多様多彩に展開されているであろう³⁰。だが、こ とJMIUに限定していえば、「単一産別であった ればこそ」の運動だったといえる。単一産別が 常に階級的とは限らない。連合体産別も階級的 運動を展開しうる。重要なのは幹部・活動家の 階級的イニシアティブであり、組合員の産別的 自覚の水準である。だが、それらをよりよく発 揮できる組織形態が個人加入の単一組織である ことは明らかと思われる。

企業で労働者の利益と団結のため

活動する組織は不可欠

単一産別をめざすうえで問題とされてきたの は企業(事業所)の組織の形態や権限をどのよ うなものとするかである。労働組合の主人公で ある労働者に最も近い位置、資本による搾取と 抑圧、分断攻撃の現場である企業・事業所で、 労働者の利益と団結を守り高めるために活動し たたかう組織は不可欠である。この点は産業別 組合を基本とする西欧の労働運動でも同じであ る。企業、職場で労働者の利益のために活動す る組織は様々に存在する。それらは、産業別組 合の企業支部であったり、従業員代表組織だっ たり、両者の併存であったり、別の形態だった りする。フランスやイタリアでは、60年代末の 大闘争を通じて企業内の産別組合支部とその活 動、交渉・協約締結権を認めさせた(仏伊とも

に従業員代表組織がある)31。ドイツでは、従業 員代表組織が労働者の利益を代表し労働組合の 領域と抵触しない事項で使用者と協議・交渉す る。組合とは別の組織だが、組合は、その委員 の多くを組合員が占め、多様な関与の手段をも ち強い影響力を及ぼしている32。イギリスの ショップ・スチュアードは企業での組合活動を 担うが、組合の指示なく賃上げ交渉を行ったり ストライキを組織したりする3。以上、舌足らず な記述をあえてしたのは、企業における労働組 合、労働者の組織が不可欠であり、そのあり方 は、国により時代により多種多様であること確 認したかったからである。企業別組合から出発 する日本の単一産別の企業組織の形態や権限は、 単一産別をめざす運動のなかからつくり上げて ゆくしかない。

単一産別における企業における組合組織のあり方

要は、単一産別への前進を図るなかで、その 運動と組織を企業・職場で支え、産別に活力を 吹き込む組織へと企業別組合(支部)を鍛えつ くり直してゆくとことである。そのあり方は多 様であるべきだが次のことはいえるかと思う。

一単一産別の企業レベルの組織という性格 上、その自治権は産別により一定の制約を受け るのは当然だが、意思決定権や交渉権の産別移 管(企業支部の補助組織化)には慎重であるべ きだろう。産別がスト権や妥結権を握っても組 合員の多数が反対するストや妥結を強要するこ とは通常できない。使用者(資本)による組織 破壊や個人の基本的人権にかかわる問題での産 別の関与は、単一性と個人加入の「原則」が明 確であれば可能である。企業別組合から出発し、 企業別組合が支配的な状況の下では、単一産別 への前進過程で「二重組織」的な色合いが残る のは避けられないように思う。もともと企業の 外にできた産別組合の権限を企業内に拡張する 西欧とで違いが出るのは当然であろう。

――産別組合が組合員1人ひとりを掌握する

(心をつかむ)、組合員の1人ひとりが産別組合 の一員であることの自覚と誇りもつ、あるいは 企業別組織を基本に考え行動する「文化」を産 別の立場で考え行動する「文化」に変える。こ れが基本であり(個人加入原則の徹底)、それに 役立つあらゆる手だてが(組合員章の発行はそ の1つ)追求されるべきだろう。最重要の手立 ては、産別を主軸とする運動(たとえば産別交 渉)が企業支部だけの運動(交渉)より力にな るという実績をあげることである。

一一間接雇用の非正規労働者を組織できる企 業支部への改革は最重要の課題である³⁴。JMIU の現状では地域支部が主にこの機能を担ってい るが、企業支部がその機能を持てば非正規・未 組織労働者の「受け皿」は一気に増える(前出 日本トムソン支部はその先進例)。この改革は、 正規労働者である組合員の意識改革を必要とす る。組合と組合員が「派遣も請負も同じ相手に 使われ搾取されている仲間だ」という立場に立 てなければ、派遣先使用者に雇用者責任をとら せる運動は進まない。

職場に労働組合のとりでを築く

企業別組合の弱点を克服し、職場に労働組合 のとりでを築く課題として、以前から指摘され てきた、職場活動・職場闘争、宣伝・学習の強 化、産業別や地域の運動への積極参加、活動家 集団の育成などのすべてが必要である。問題は、 要員不足、長時間・過密労働、成果主義など競 争をあおる人事政策、非正規労働者の増加など により、これらの活動が困難になっていること である。どのような視点が求められているかに 絞って手短に書く。

第1に、労働時間の抜本的短縮(1日の労働 時間の上限規制など)、時間内組合活動の権利の 拡大を全国的統一行動として組織する視点が重 要である。これら権利が不当に奪われていると いう自覚・怒りが、困難を乗り越える意欲の源 泉となる。これらの要求での前進が組合活動の

— 46 —

強化を可能にする。(韓国民主労総の調査³⁸では、 72%の単位組合が団体協約で組合員の教育時間 を確保しており、その平均時間は月で1.87時間、 年間で11.33時間になる。)

第2は、団結づくりの原点に立ち戻るという 視点である。制度化された団結維持・強化の手 段が機能不全に陥ったなら(職場討議に時間が とれない、人が集まらないなど)、未組織の職場 に組合をつくるときと同じように、核となる労 働者を見つけ、要求に基づいて1人1人を組織 するしかない。そこでは、決定や統制などの手 段は最初から使えない。

第3に、「重層的団結」とでも表現される視点 が重要である。組合員の団結意思の水準は一様 ではない。平等の権利・義務は原則だが、画一 的な措置はその低い水準に合わせるしかない。 組織化のための特別組合費の徴収を例にとる。 現状では高い水準は望めない。口数制にして階 級的自覚の高い人からは幾口も出してもらわね ば必要な資金はつくれない。かつては職場にい ろいろなサークルやグループがあった。うたご え、学習サークル、平和委員会、社内の文化・ スポーツの会。今ほとんど姿を消した。仕事の 後の「お茶」や「いっぱい」の機会も減った。 労働における直接的な集団性は薄れた。新たな 条件下で、人と人との多様な結びつきをどうつ くるかを意識して追求する必要がある。

企業別組合の弱点克服とローカルセンターの役割 全労連はその発足にあたって産業別組合とロー カルセンター(地方センター)を同格の構成組織 とした。「構造改革」が地方・地域の経済社会を 直撃するもとで、全労連の地方センターは労働運 動だけではなく、広範な市民・住民の暮らしと営 業を守る運動で大きな役割を果たした。大衆運動 のない連合との対比はきわだっており、全労連排 除のシフトは地方から崩れていった。

しかし、全労連の地方・地域センターが、全 労連における位置づけや現に果たしている役割

労働総研クォータリーNo.76•77

にふさわしい組織的力量(財政や専従体制など) を備えているかといえばそうはいえない。非正 規・中小企業の未組織労働者の状態改善や組織 化の運動で、地方・地域センターの活躍は目覚 ましい。賃金闘争でも、底上げが重要な柱とな るなかで、「公契約条例」のとりくみなど新たな 質の地域春闘が形成されつつある。地方「分権 化」は労働・雇用問題で自治体が果たしうる役 割を高めた。これらの状況は、自治体や地方・ 地域の経営者(団体)に対する要求闘争の主体 として、地方・地域のセンター組織を強化する ことが、あらゆる段階の組合組織が意識的に追 求すべき課題となっていることを示す。

企業別組織やその組合員と地方・地域のセン ターとの組織的関係は、産業別組織ほど(少な くとも現状では、また多くの場合)緊密ではな い。しかし地方・地域のセンターが産業、職種 の違いを超えた連帯・支援の場として、企業主 義・閉鎖性の克服に果たしてきた役割は大きい。 さらに今日では、個人加入の地域一般労組をも ち個別企業の労使関係でも主体的役割を果たす ようになってきた。これら2つの側面を、また そこに生まれつつある新たな可能性を、どのよ うに評価し、新たな役割と機能を果たすことの できる労働組合の地方・地域組織を構想するか は、引き続く探求の課題と思われる。

- 27 この傾向の根深さは体験しないとわかりにくいか もしれない。産別の役員として他の支部の問題に的 確な判断をする幹部が、自分の支部のことになると 容易に企業別組合的弱点に陥ってしまうのだ。
- 28 連合体産別と単一産別の組織形態上の差異と類似 性、実際の運営、要求闘争における特徴・成果など の実証研究を踏まえた論理展開を要するテーマだが いまはその余裕も準備もない。今後の課題としたい。
- 29 ①退職すると、②管理職になると、③倒産すると、「なぜ、組合を抜けるのか」。それは、企業別組合の習慣、考え方が染みついているからだ。JMIUの規約、個人加入の原則に立てば、本人が自分の意思で脱退す

— 47 —

るのでないかぎり、組合員でなくなることはない。

- 30 単一産別では、建交労の前身の1つ運輸一般は、 業種の特性を巧みにとらえ、一定の地域・業種とい う限界はあるが、統一ストを背景に統一労働協約で 高水準の労働条件を実現した経験をもつ(東京清掃 労組や関西生コンなど)。連合体産別では医労連の看 護婦闘争はその一典型といえよう。
- 31 フランスでは68年グルネル協定—68年12月法で企業内組合の交渉権を獲得、77年には組合支部が存在する企業は全企業の56%を占めた。企業内協定の普及は98年のオープリ法(労働時間短縮法)を契機に急増し、適用労働者は全体の15~25%になる(「フランスにおける労使関係と労働組合の変化」松村文人、大原社会問題研究所雑誌No.54、2004年8月)。イタリアでは、68~72年の"熱い秋"期の闘争を通じて、工場評議会は「企業内の正規の組合機関として、(略)企業レベルの協約締結権をも認められた」(『戦後イタリア労働組合史論』(齊藤隆夫著、御茶の水書房、1999年6月)241ページ)
- 32 『企業共同決定法の成立史』(平澤克彦著、千倉書 房、2006年10月)、「経営組織法改正、閣議決定」(『海 外労働時報』2001年5月)ほかによる。
- 33 『イギリス労働運動史』(浜林正夫著、学習の友社、 2009年7月)ほかによる。
- 34 運輸一般一建交労は以前から企業支部の地域(合同)支部への改革をめざし実績もあげている。
- 35 明治大学労働教育メディア研究センターのホーム ページからとった。「労働教育&労働メディア@韓 国」のキム・ヨンジュン労働教育センター事務処長 報告の参考資料「韓国労働組合の教育状況」から。 148組合の平均組合員数668名。2005年8月調査。

3)労働組合の労働者代表性と団体交渉権の拡大 すべての労働者を代表できる地位は

たたたかいとるべき課題 労働組合が、組合員の利益だけでなくすべて の労働者の利害を代表して行動しなければなら ないという考え方は、たてまえとしてはだれも 否定しない。しかし、たてまえと実際の行動が 一致しているかどうかは別の問題であり自己点 検が必要になる。組織綱領草案が「総評は日本 の労働者階級を構造的に代表し、これを統一し て闘う組織拠点であり、且つあらねばならない」 (同あとがき)とし、全労連が「すべての労働者 を視野に」を強調したのは、その自戒があって のことだろう。さらにいえば、私たちの運動の 成果が「すべての労働者の利益」にどこまで及 んでいるかという問題がある。

フランスやドイツ、イタリアでは産業別の労 働組合と経営者団体との労働協約が未組織労働 者にも拡張適用され、組合が獲得した成果は組 合員だけでなく「すべての労働者」に及ぶ。北 欧の労働組合は高い組織率と全国全産業レベル の交渉・協約によって全労働者の代表という位 置を獲得している。欧州主要国の労働協約適用 率は(イギリスを除き)7~9割と高い。これ に対し、日本の労働協約適用率は組織率とほぼ 同じである。日本の労働協約の拡張適用制度は ハードルが高く実際上機能していない。春闘も かつてのような中小・非正規の未組織労働者に 対する「相場」波及効果を失った。

欧州大陸の労働組合は、政府・資本家団体と の間に「政・労・使」交渉の枠組みをもち、す べての労働者を代表して国の立法や行政に大き な影響を与えているが、日本では、各種の審議 会や委員会に席を与えられているに過ぎず、そ の役割は限定されている。しかもその席は、ほ ぼ連合によって独占されてきた。さらに「構造 改革」では事実上「労」抜きの場で労働法制の 改悪さえ強行された。

日本の労働組合が欧州大陸の労働組合と比べ てその成果を「すべての労働者に押し及ぼす」 手立てにおいて大きな制約下にあることは否定 できない。日本の労働組合にとって「すべての 労働者の利害を代表する位置」は法制度上の制 約等を運動で突破することによって、また法制 度の改革によって獲得される目標なのである。

— 48 —

すべての労働者のための

要求闘争と団体交渉権の拡大 労働組合は、その目的を達成するうえで2つ の手段をもっている。1つは、使用者(使用者 団体)との団体交渉一労働協約の獲得であり(協 約闘争)、もう1つは、政府や自治体に対する行 動、交渉を通じての法制度の獲得である(立法 闘争)。ここでは、労働組合固有の権利である団 体交渉権の拡大という視点から、日本の労働組 合の労働者代表性を拡大する課題について述べ ることにする。

第1に、非正規労働者の組織化と結合して、 その処遇改善を個々の使用者に迫るとりくみを 強化する必要がある。たとえ1人でも組合に組 織できれば使用者には団交応諾義務が生じる。 団体交渉をつうじて獲得した成果は、労働協約 の適用範囲自体は組合員に限定されるとしても、 通常就業規則の改定によって当該企業(事業所) 内の非正規労働者全体に及ぶ。もちろん実際の 改善効果は、獲得した条件・権利の内容や水準、 適用範囲、権利行使の可能性などあらゆる面で、 どれだけ多くの非正規労働者を組織できたかに よる。また、その成果はある程度まで企業の枠 を越えて波及する³⁶。

波及効果の範囲は、同種の運動をどれだけ多 くの企業、事業所で組織できるかにかかる。つ まり、非正規労働者の待遇改善は、その組織化 と処遇の改善を結びつけて、産別・地域の統一 闘争として、さらには全国的な統一闘争として 組織される必要があるということである。実際 の運動でも新しい挑戦が始まっている。春闘で、 組合員の賃金引き上げ要求に加え、企業内最賃、 時給要求などの底上げ要求が重視され、その成 果が、春闘共闘一全労連レベルで点検・記録さ れるようになったのは、その一例である。こう したとりくみを幾倍、幾十倍もの規模に広げる 必要がある。

第2に、団体交渉-労働協約権の実質的な拡 大を、使用者・使用者団体に対する運動におい

労働総研クォータリーNo.76•77

ても意識的に追求することが重要である。間接 雇用労働者の処遇の決定に実質上の権限をもつ のは多くの場合派遣先の大企業だが、どこも「団 交応諾義務はない」として交渉をかたくなに拒 んでいる。ここをどう突破するかは焦眉の課題 である。法的には、直接の雇用関係はなくても 労働条件等の決定に実質的な支配力を持ってい れば団交応諾義務が生じる。日本の労働運動は、 この法理を活用した「使用者概念の拡大」を通 じて銀行、親会社など背景資本を交渉の場に引 き出すなど多くの経験を蓄積してきた。今も様々 なたたかいが、派遣先企業 (請負先)、持ち株会 社や銀行、取引先大企業などの背景資本、経営 者団体や政府・自治体に向けて組織されている。 これらを、団体交渉権の拡大という視点から位 置づけ、立法闘争とも結びつけながら全国的な 闘争として強化・合流させる目的意識性が求め られている。

第3に、経営者団体に対する交渉は、労働協 約の拡張制度が実質的に機能していない現実を 運動で突破するという意味でも重要である。要 請でも懇談でもよい話し合いの場をもつことが 一歩となる。大衆行動や世論を背景になんらか の合意がつくられれば、その影響は、その団体 がカバーする範囲で労働者全体に及ぶ。産業、 業種、地域の個々の主要な企業に対する要請や 交渉も同様な意味をもつ。最近の春闘では、地 方・地域センター、産別組織が全労連の統一要 請書を活用して、組合のない企業にも申し入れ 懇談する活動が行われるようになったが、これ はその好例である。

こうした形での、協約闘争と法制度の改定を 求める立法闘争を結合して強める必要がある。

36 JMIU丸子警報器支部の女性「臨時者」が長野地裁 上田支部でかちとった賃金是正の判決を機に、周辺 の企業を中心にして同様の立場にある臨時労働者の 処遇改善がみられた(『臨時・パートだって労働者 新しい扉を開いた丸子警報器の仲間』学習の友社))。

— 49 —

おわりに―政治的諸課題へのとりくみ

現代の労働組合は、労働団体や潮流の違いを 越えて、政治的課題や社会問題へのとりくみを その目的や活動領域に加えるようになってきた。 政治的要求は、労働条件や労働者の権利に関す るもの、広く国民の暮らしや権利にかかわるも の、平和や民主主義の課題、さらには政治や経 済の根幹にかかわる改革などに分けられるが、 これらすべてが組合運動の対象とされるように なってきた。また、企業の社会的責任とも関連 して、労働組合の社会的役割も問われるように なった。まずこのことを確認しておきたい。政 治的立場の違いを越えて「要求で団結する」と いう労働組合の性格上、政治課題へのとりくみ は、労働者の要求に根ざす自発性を特に重視し、 個人の政治信条に対する配慮を必要とする(先 に述べた「重層的団結」は労働組合の政治闘争 においては特に重視されてよい視点と考える)。 だがそれを理由に労働組合の政治要求を労働政 策や生活課題に狭く限定すべきではない。

本稿の主題にしぼる。組織率が低く、協約闘 争を通じて非正規労働者の処遇改善を図る手立 てが制約されているなかで、国や自治体に対す るたたかいを通じて必要な政策制度を実現する とりくみは決定的に重要である。日本の法制度 には、「人たるに値する」雇用や労働条件、生活 の最低限度を保障するうえで重大な欠陥がある。 これを抜本的に改革するルールの確立が必要で ある。第1は国際基準ではすでに明確な非正規 労働者の保護と非正規雇用の規制を確立するこ とである。目前の課題である労働者派遣法の抜 本改正をはじめ、有期雇用の規制、均等待遇原 則の確立が急がれる。加えて派遣先(請負先) 企業の団交応諾義務、協約拡張制度の条件緩和 なども課題とされるべきではないか。第2に労 働条件と生活の最低限度保障では次の課題があ る。時給千円以上の全国一律最低賃金制の確立、

1日の労働時間の上限規制を含む労働時間の短 縮、失業保障と職業訓練制度の拡充、医療・介 護・年金など社会保障制度の改善、税制におけ る応能負担の徹底、教育、住宅における過重な 自己負担の軽減など。改正、改善措置はいずれ も抜本的である必要がある。

主題からは外れるが情勢との関連で次の2点 を強調しておきたい。第1は、日本の労働組合 が平和と民主主義の課題において発揮してきた 積極的役割を日本国憲法第9条とのかかわりで 再確認し³⁷、継承・発展させるために意識的な努 力を払う必要があるということである。第2は、 長期にわたった「自民党政治」に国民の審判が 下り、民主党を中心とする新政権が誕生すると いう過渡的な政治情勢のもとで、労働組合がど のような役割を果たすのかが問われているとい うことである。「一致する要求での共同」をはじ め全労連がこれまで果たしてきた積極的な役割 を、新しい情勢のもとでいかに発揮するかは、 この変化を労働者、国民の要求に沿った改革へ とつなげる重要な一要素となるだろう。

37 日本国憲法公布直後にでた極東委員会の「日本労働組合に対する原則」(1946年12月)は、労働組合の組織を奨励する3つの目的として、①「労働条件を防護し改善するため」と②「右目的をもって産業労使協約を交渉するため」に加えて、③「平和的民主的日本の建設に団体として参加するため」をあげる。 憲法9条と同様に、それは「2度と政府の行為によって戦争の惨禍」を引き起こさせないとする戦後労働運動の決意でもあり、戦後労働組合の「もう1つの原点」といえるものだと思う。例えば、「教え子を再び戦場に送らない」という決意を抜きに、戦後の教職員組合運動を考えることはできない(『季刊 労働者教育』労働者教育協会会報、2007年7月所収拙稿参照)

(こばやし ひろやす・常任理事)

-50 -

労働総研クォータリーNo.76•77

新しい時代の地域運動、その到達と課題

原富 悟

はじめに

ある研究会で、労働組合運動の今日的な特徴 の一つは、地域の労働運動が発展しつつあるこ とだという私の発言に対して、一人の研究者か ら「地域労働運動というものがあるのか」とい う反応があった。定義づけや概念の整理はとも かく、全労連運動に参加し、地域・地方での運 動と組織づくりに邁進していると自負してきた 運動家の立場からいえば、やや意外な気分であっ たが、冷静に考えると、ナショナルセンターで ある全労連でさえ、政府や財界は「相手にせず」 という態度をとり続け、マスコミも滅多なこと では取り上げず、権力による意図的な「全労連 隠し」の中にあるのだから、その全労連の枠の 中で地域運動が「大きな話題」になったとして も、まだまだメジャーな存在にはなり得ないの かもしれない。

とはいえ、中央レベルではそういう状況が続 いているとしても、地方・地域レベルでは、マ スコミも注目し、社会的な影響力を高めている ローカルセンターの活動がある。地方・地域の 運動は、地域ごとに様々に展開し、情勢に対応 して多様であるだけに、一括りに把握するのは なかなか難しい作業だから、「発展しつつある地 域運動」の全体像を、研究者のみならず全国の 労働者・国民に見せていくのは至難ではある。

だが、地域住民や地域の労働者からは、マス コミなどで知る中央レベルの「労働運動」は、 抽象的で遠い存在であるのに対し、地域の労働 運動は、生身の労働者、人間集団の営みとして 目の前に現れる具体的なものであって、労働組 合運動の確かな存在としてうつる。それは、日 本の労働組合運動が社会的運動としての影響力 を着実に高める力になりうる。

以下、そういう視点で、今日の地域労働運動 の到達を概観し、その発展方向を探ってみたい。 なお、このレポートは、2007年4月に労働総研 の「21世紀労働組合の研究プロジェクト」の研 究会で報告したメモをもとに再構成した。

1. 前進する地方・地域の労働組合運動

『月刊全労連』の2007年3月号は「地域春闘を こうたたかう」という特集を組んだ。

「地域春闘」という概念が、特集を表現する言 葉として提示されているのは、すでにこの時期、 各地方・地域で、地域組織の到達点に対応し、 春闘を地域から自主的に構築し展開する「地域 春闘」が成立し始めていることを示している。

3月号の特集には9つの運動事例が報告され ている。以下、標題を記せば、「市民要求を地域 春闘の課題にすえて」(市民病院を守る運動、 埼 玉・飯能日高地労連)、「共同の拡大で生活改善 と政治の転換」(地域総行動と地域春闘共闘、東 京・板橋区労連)、「目に見える地域春闘、市民 の信頼をもとに」(地域の諸要求実現と大企業包 囲、神奈川・西湘労連)、「糸魚川地区労連07春 闘のとりくみ」(地域総行動、新潟・糸魚川地区 労連)、「大企業の横暴と07春闘」(トヨタ包囲、 愛知・西三河南地労連)、「みんなが主役の地域 春闘」(職場・地域に安全安心ネットワーク、三 重・能勢労連)、「元気と展望がもてる07年地域 春闘」(いのち・くらし・平和と組織拡大、大 阪・西淀川労連)、「ヒロシマ地域総行動」(商店 街・中小企業との連携、ヒロシマ労連)、「聞い

— 51 —

て、知って、広がる地域春闘」(地域的な共同、 福岡地労連)と、地域で起きる具体的な問題を 捉え、市民要求と賃金闘争を結んだ総行動で地 域的な共同を組織し、全国的な春闘の統一行動 を下からつくっていこうという意欲に満ちた、 元気な地域労働運動が見える。

続く4月号の特集の標題は「まちづくり、地 域再生」で、大店舗誘致を住民運動で断念させ た宮城一般労組、商業まちづくり推進条例を実 現させた福島県労連、埼労連の住宅リフォーム 助成制度を全県に広げていく運動、東京春闘共 闘の公契約闘争と自治体キャラバン、東京・不 況打開大田区実行委員会の区内全工場訪問と地 域経済を振興させる新提言、民主市政を支え発 展させる東大阪労連、大阪・八尾市の中小企業 振興条例制定の運動など、各地域で、政策と運 動を発展させ、その社会的な影響力を広げてい る様子が報告されている。こうした地域運動の 前進は、全労連結成後、着実に力量を高めてき た地方労連、地域労連が共同闘争を組織しその 推進軸として機能してこそ可能になった。

2. 地域春闘と賃金・雇用闘争

地域運動は、市民参加型の、いわゆる「住民共 同の運動」が特徴的に見えるが、それだけではな い。「地域春闘」においては、各産別組織の賃金 闘争を激励しながら、地域が主体的な役割をもつ 領域での独自の賃金闘争や権利闘争がある。

2002年に埼玉から始まった、公契約における 賃金改善をめざす自治体キャラバンは、現在で は全国的な取り組みとして展開されている。公 共工事や委託事業における末端労賃の底上げを めざす運動であるが、それは、公契約の現場か ら、民間事業所を含めた地域全体の賃金相場の 引き上げを意識している。とくに、パートなど の「非正規」労働者や不安定雇用・就労の労働 者の賃金相場を、自治体を起点にして地域全体 に波及させていくことをめざしている。 それは、当然に、最低賃金引き上げの運動と 連動する。最低賃金闘争は、全国一律最低賃金 の確立をめざす制度闘争とともに、地域包括最 低賃金の引き上げ、地域内の企業内最低賃金協 定による最低賃金の相場づくりという、地域が 固有に力を発揮しなければならない課題に向き 合うことになる。埼玉では、埼玉労働局および 埼玉地方最低賃金審議会に向けた最低賃金引き 上げを求める個人署名が、春闘のたびに5000筆 から1万筆、1万5000筆と年を追うごとに積み 上げられ、当局の担当者は「最低賃金への意識 が広がってきましたね」と反応している。

労働相談活動は全国的に展開されるように なった。身近に相談する所があってこそ、労働 者が頼りにしてくる。問題解決をはかるために 地域の産別組織と協力し、或いは地域でローカ ルユニオンを組織していく。組合に加入した労 働者は、日常的な組合の助け合いの輪に加わり、 共済や労働者福祉事業にも参加していく。「非正 規」と言われる流動化する労働者は企業内で解 決できない「暮らしの悩み」を抱えるから、共 済とともに社会保障拡充の運動も労働組合の主 要な課題になる。それは、医療や介護、福祉、 生活保護などの制度改善の全国闘争と連動しつ つ、地域では、自治体に対する生活支援を求め る要求運動が展開される。

2008年から09年にかけて全国的に問題になっ た「派遣切り」の問題も、日比谷の「年越し派 遣村」が話題になって以降、地域運動の実践課 題になった。2009年7月の全労連臨時大会では、 相談活動や生活支援、雇用確保のとりくみが、 全国各地の地方労連、地域労連から報告された。 ここでも、労働相談に対応し、個々の企業との 交渉とともに、自治体に対して生活支援と雇用 確保を求める地域運動が広がった。その担い手 は、該当する産別組織とともに、地方・地域の 労働組合であり、ローカルセンターである。

1990年代から2000年初頭にかけて、全国的に リストラの嵐が吹き荒れ事業所の閉鎖が相次い

— 52 —

だときも、市民的な運動で企業を包囲し、自治 体を巻き込んだ地域闘争が展開されたのは、地 方労連、地域労連の存在なくしては語れない。

地域の労働組合運動は、全国的な闘いの構成 部分として全国的な闘争課題に参加しつつ、大 企業や地域の経済団体への働きかけとともに、 地域的な賃金・労働条件の底上げ、雇用と生活 支援など、労働分野の闘争課題を運動の射程に 取り込みつつ、自治体を労働者・住民の暮らし を守る拠点にしていくことを意識した運動とし て発展しつつあるのもまた、今日的な地域運動 の特徴である。

3. 地域からの組織拡大とローカルユニ オン

埼労連が2004年に行ったアンケート調査では、 未組織労働者の7割は「職場に組合があったほ うがいい」と考えている。組合に加入していな い理由のトップは「職場に組合がない」であり、 第2位に「すすめられたことがない」、そして「正 規でないから」の回答が3番目に多い。

1975年以来の労働運動の右傾化の策動、国鉄 闘争をはじめとする国家的な不当労働行為、財 界の戦略による労働力の流動化や企業再編への 対応など、労働組合の組織率の低下にかかわる 要因はいくつも挙げられるが、未組織の労働者 にとっては、2つの理由で労働組合が遠い存在 になってきた。1つは労働組合との直接的な接 点が少ないことであり、もう1つは、中小零細 事業所や非正規の労働者にとって労働組合とは 遠いものとの思いこみである。

労働組合を、多くの未組織労働者にとって身 近な存在にしていくためには、身近な所で目に 見える存在であり、さらに、労働組合が個々の 未組織労働者自身に「自分もかかわれるもの」 として見えなければならない。

とりあえず思いつくままに言えば、労働組合 の活動する姿が目の前にあり、音やチラシが届

労働総研クォータリーNo.76•77

き、声がかかることによって接点が拡大する。 家族や友人、近所の人など、人脈が接点になる 場合もあるだろう。労働者にとって困難が増大 したことは労働相談の激増の背景であるが、そ れとて、労働組合の活動が地方・地域の運動展 開により、多くの労働者の目に触れるようになっ たことの反映である。近年の地域労働運動の活 性化は、より多くの未組織労働者との接点を拡 大し、いま、地域からの組織拡大が前進し始め ている。

既存の労働組合の組織状況は、個人加盟のロー カルユニオンの組織化を必然にしている。

産別組織の単位組織で構成される地方労連・ 地域労連は、地域運動の発展とともに、その地 方・地域の全住民、全労働者を視野に入れた運 動を展開するようになり、傘下の産別組織と協 力して積極的に組織化の運動にもとりくむよう になったが、組合に加入しようとしても、該当 する産別組織がその地域に存在しない場合や産 別の基礎組織が「面倒をみることが困難」とい うような場合に、新たな組織形態が必要になっ た。職場での組織化が困難なケースや職場を移 動する、或いは複数の職場で働くといった流動 化する労働者は、個人加盟の組織を通じて直接 に地方労連や地域労連が面倒を見ることになる。 労働組合が、地域を舞台に、そこで働きあるい は生活する「すべて」の労働者を視野に入れ始 めたことが、個人加盟のローカルユニオンを必 然にした。

ローカルユニオンを、労働相談に対応し団体 交渉をするための便宜的な組織と考え、そこで 組織した労働者が職場でまとまれば既存の産別 組織に「移行」させるという考え方もあるが、 該当する産別組織があるのなら、はじめからそ の組織に加入すべきだろう。ローカルユニオン を含めて、労働者にとって、初めてお世話にな る組合はその瞬間に「信頼しうる組合」であっ て雨宿りや止まり木ではない。面倒を見てもら うだけでなく労働組合を構成する一人の主人公

として階級的に成長していく場である。全労連・ 地方労連の産別組織の現状からは、様々な産業、 業種、就労形態の労働者が集まり、新たな産別 (または業種別や形態別)の労働組合を生み出し ていく母体となって機能することをめざすこと が戦略的に求められるのではないか。それはま た、企業内主義を排し、地域的に横断的な労働 者の団結体をつくり出す契機にもなるだろう。

労働者と労働組合の最初の接点が地方労連・ 地域労連であっても、産別組織との共同作業で 既存の組織に加入し職場組織を作っていく方向 が求められる。同時に、固定した職場を持たな い不安定就労あるいは流動する労働者には個人 加盟の労働組合が必要になる。地域における既 存の労働組合の組織状況とその労働者自身の存 在形態に即した対策が必要なのである。地域か らの組織化において「ローカルユニオンがすべ て」であるかのように考えるべきではないが、 現在の日本の労働組合の組織状況は、組織課題 の相対的な力点として、地方労連・地域労連の 課題としてのローカルユニオンづくりが重視さ れるのである。ローカルユニオンという組織形 態は、既存の労働組合の組織状況と流動化する 労働市場の現状に対応するものだが、組合員を 迎える以上は、日常的な組合活動の中で、要求 をくみ上げ、交渉能力を持ち、統一行動を組織 し、助け合いや世話役活動、労働者教育を含め た、労働組合としての基本的な機能をもつ組織 であることが求められる。地域運動の前進を担 う地方労連・地域労連は、いま、組織化運動で の力量をも強化しようとしている。

4. 地域運動の今日的な位置と課題

全労連は2000年7月の第21回定期大会におい て、「21世紀初頭の目標と展望」という綱領的な 戦略文書を採択した。そこでは、3つの政策的 な提言とともに終章で「労働組合運動の壮大な 共同と『統一』に向けて」と題し、「複数のナ ショナルセンターが存続するもとでも、一致す る要求課題にもとづく長期で継続的な共同戦線 を築くことが土台となる」「全労連が、日本労働 組合運動の『統一の母体』としてその推進力の 役割を果たしていくためには、主体的力量の強 化をはかることが決定的な重要課題となってい る」と宣言している。

地方労連・地域労連は、この戦略的な視点を 持って地域運動を構築しそれを担う自らの力量 を高める努力を重ねている。埼玉では、連合の 地協と地域労連の連名による労働法制に関する 請願の市議会共同提出やメーデーの連合傘下や 中立の労組を含めた共同開催など、地域レベル での共同が行われ、県レベルでも労働者福祉事 業での共同参加や反貧困問題での連携などが行 われている。茨城県での憲法や平和をめぐる問 題での共同をはじめ、個別課題では全国各地で ナショナルセンターを超えた共同が模索されて いる。全労連レベルでの「壮大な共同」に先行 し、産別や地方・地域における個別課題での共 同が蓄積されていくことが、「統一」に向かう労 働組合運動の新しい時代を切り開く力になって いくだろう。

地域における市民的な「総行動」を組織する とともに、雇用対策、賃金の地域的な底上げ、 権利闘争などの領域においても、自治体に対し て影響力を行使していくたたかいが全国で前進 している。

憲法改悪の策動に抗して、憲法を守り生かす 地域運動が全国的に展開されていることも特筆 すべきものである。

こうした地域ぐるみのたたかいは、民主的な 自治体づくりをめざす運動から、地域からの政 治革新のたたかいに発展する。各地で、地方労 連・地域労連が首長選挙に積極的にかかわって いることについても注目しておきたい。

2003年9月の「連合評価委員会」の報告には 「職場から、地域から、空洞化する足元からの再 出発を」という文言がある。連合も「力のある

— 54 —

地域組織」を指向して地区協議会の再編や地域 における労働者福祉運動の活性化に取り組んで おり、いま、日本の労働組合運動の全体が「地 域」を重視し、「地域」に目を向けている。

連合は、その地域組織(地区協議会)を、産 別組織間の地域レベルでの協議・調整の場とし、 連合運動の「手足」と位置づけている。全労連 の場合は、単産と地方組織のそれぞれが主権を 持って全労連を構成する組織である。全労連に 参加する地方労連・地域労連は地方・地域に責 任をもつローカルセンターとしての機能と力量 をもつことをめざして活動しており、一致点に もとづく団体間共闘の水準にとどまることなく、 主権をもつ独立した労働組合組織、労働組合の 地域的な連合体として、地域の経済団体や自治 体との交渉能力を持ち、交渉権を拡大していく 努力が求められるだろう。

5. 地域労働運動がメジャーになっていく

1996年、全労連は、地方・地域の運動強化と それを担う地域組織を確立していくことを主た るテーマに、神戸で大規模な「全国討論集会」 を開催した。その基調報告には「産別と地方の 両面からそれぞれの独自課題での共同行動を通 じて全労連に結集しよう」とあり、地域運動の 独自の発展が意識されていたが、他方では「職 場と地域を基礎に産業別統一闘争の強化」がう たわれ、地域運動は「産別統一闘争」を補完す る位置にあった。

11年を経た2007年の「地域運動(全国)交流 集会」では、地域運動の到達として、「住み、働 き続けられる地域をめざし奮闘する地方・地域 組織」「安心・安全な地域社会をめざして」「現 代版駆け込み寺として一地域からの非正規の組 織化」「自治体を地域住民の守り手に変える」「憲 法、社会保障、消費税など国民的共同の先頭に」

労働総研クォータリーNo.76•77

と5つの運動分野での地域運動の到達が整理され、新たな前進を担う地域組織づくりが提起されている。

2つの全国集会を挟む11年の間、地域運動は 大きく前進し、地域労働運動としての独自の領 域に足を踏み入れ、たたかいを蓄積した。地域 運動は、「産別統一闘争」を地域から補強しつ つ、「地域労働運動」「地域春闘」を労働運動の 独自の領域として発展させ、産別組織とともに 全労連運動を支えている。

2003年2月21日、地方紙である埼玉新聞は「県 内1万7000人がデモ、イラク攻撃反対で労組員 ら」との見出しで1面トップに埼労連、埼玉春 闘共闘の地域総行動を報じた。全国で、憲法闘 争や最低賃金闘争などで、全労連の地方組織が 地方紙やテレビ放送などに登場するようになっ た。地方・地域では、労働組合の運動がメジャー になりつつある。地域からの草の根の共同の発 展を担う労働組合の地域運動には、大きな未来 が見えるような気がしている。

*参考文献

— 55 —

- 戸木田嘉久 「21 世紀日本労働運動の飛躍への条件」 (『労働総研クォータリー』45号、2002年)
- 原 冨 悟 「地域労働運動の新たな展開と発展方向」(『労働総研クォータリー』45号、2002年)
- 原 冨 悟 「労働力流動化の時代と労働組合の組織化 戦略」(『総合社会福祉研究』21号、2002年)
- 大須・原富 「埼玉県における勤労者の仕事と暮らしの 実態調査」(『労働総研クォータリー』59号、 2005年)
- 山垣 真浩 「ローカルセンターにおける組織化の取り 組みー連合埼玉と埼労連の事例」(『労働組 合の組織拡大戦略』お茶の水書房、2006年)

(はらとみ さとる・埼労連議長)

ナショナルセンターと構成組織の役割・課題 ^{熊谷 金道}

ナショナルセンターの役割の重要性 と課題

労働組合の運動主体は、いつの時代でも労働 者が働き・生活する職場や地域の労働組合組織 である。同時に、資本主義の発展にともなう労 使関係の変化により、要求実現をめざす労働組 合運動のあり方は変化してきている。イギリス の産業革命から始まった資本主義は、20世紀を 前後して独占資本主義をつくりだし、さらに、 国家独占資本主義といわれる財界・大企業と国 家権力が一体となった労働者・国民への政治支 配の仕組みがつくられた。したがって、労働組 合の運動も、職場や地域での労働者の団結を基 本に、職場での労使関係のたたかいを重視しつ つも、職場(企業)の枠を超えた同一産業内労 働者の団結や産業別の統一行動、さらには政府 や財界・大企業を追い込む全国的・全産業的な 運動が決定的に重要になり、その組織者として 労働組合のナショナルセンターを不可欠の存在 としている。

わが国の労働組合の多くは企業や事業所単位 さらには省庁や自治体別に組織され、個人加盟 の単一組織や産業別労働組合といっても組織的 にはその多くが企業別労働組合の協議体や連合 体となっている。企業別の労働組合は、企業利 益最優先の企業間競争を口実とした経営側によ る労働者への分断攻撃などと真正面から立ち向 かいきれない企業主義的な弱点が内在している。 この弱点をどう克服するかが、我が国の労働組 合のきわめて重要な課題となっている。また、 我が国の場合、多国籍企業化した大企業と財界 の労働者攻撃に加えて、賃金自粛や人減らし「合 理化」協力など労資協調路線の大企業労働組合 が労働運動に否定的な意味で大きな影響力を もっている。こうしたもとで、財界・大企業や 国家権力の結束した攻撃と立ち向かい、労働者 の要求実現の展望を切り開くには、どれだけ広 範な労働者の団結とたたかいを組織するか、そ のためにナショナルセンターレベルで「一致す る要求」にもとづく企業や産業の枠を超えた広 範な労働者と労働組合による全国的な統一行動 を組織し、これを背景とした経済団体や政府と の交渉の追求が決定的に重要になっている。

したがって、職場や地域でナショナルセンター への加盟の有無を問わずどれだけ広範な労働者 を結集した全国的な統一行動を組織できるか、 また、そのためにも広範な非正規労働者を含む 未組織労働者の組織化を徹底して重視し、産別 や地域の運動を統一的に発展させることなどが 重要になっている。これらは労働組合のナショ ナルセンターが追求すべき最も重要な戦略的な 課題であり、従来にもまして企業別、産業別の 労働組合の要求と闘争の調整をすすめ、共同闘 争を提起していくことが求められている。

ナショナルセンターの果たすべき主 要な役割と課題

(1)「一致する要求」での多数派形成と共同の追求

労働組合の最大の任務は労働者の要求実現で あり、そのために労働組合がもつ唯一の社会的 な力は、思想・信条の違いを超えて要求で団結 し、統一してたたかう「多数の力」である。こ の「多数の力」の有効発揮には、一致する要求 を基本により大きな団結と統一をつくることが

— 56 —

必要である。反共主義や労資協調路線、あるい は特定政党の支持や排除は、労働者の団結を阻 害し「多数の力」を発揮するうえでの重大な障 害となる。したがって、労働者の団結の力を最 大限に発揮するには、「資本からの独立」「政党 からの独立」「共通の要求にもとづく行動の統 一」という労働運動の初歩的原則の堅持が大切 である。全労連はこれに加えて「規約前文」で 「政府」からの独立についても謳っている。これ は全労連が「行動綱領」で掲げている「統一戦 線」の追求で、「革新的」「民主的」政府を実現 したとしても、思想・信条の自由を守るべき大 衆組織・労働組合は、その「政府」とは要求を 土台とした協力・共同の関係で対応すべきであ り、組織決定でその「政府」への支持を労働者 に強制しないことを宣言しているのである。

そのうえで、すべての労働者・国民を視野に労 働条件や社会保障をはじめとした制度・政策課題 など、切実で「一致(共通)する要求」を明らか にし、多数派形成と労働団体間の共同や他の諸階 層・団体との共同・連帯の追求を常に運動の基本 にすえることが重要である。

財界・大企業の利益最優先の新自由主義的な「構 造改革」路線と規制緩和の推進は、労働諸法制改 悪による大規模な雇用破壊、社会保障の連続的改 悪と負担増強化による所得再配分機能の形骸化を もたらし、「貧困と格差」拡大など労働者・国民の 状態悪化をかつてなく深刻なものとしている。

同時に、こうした事態が、財界・大企業本位 の自公政権に対する国民の厳しい批判を引き起 こし、09年8月末の総選挙で民主党政権を誕生 させた。この新しい政治状況は、労働者・国民 の切実な要求を前進させうる可能性を拡大して いる。この可能性を現実のものにできるかどう かは、全労連をはじめとする労働者・国民諸階 層の運動の力にかかっている。

今日の深刻な労働者・国民の状態は、生活改 善につながる賃金引上げや最低賃金制度の改善、 労働時間短縮、雇用確保・労働者派遣法の抜本

労働総研クォータリーNo.76•77

改正、ディーセントワーク、均等待遇、医療・ 介護・年金制度の拡充、改憲阻止など平和・民 主主義の擁護等々、切実な要求にもとづく広範 な労働者と労働組合、国民諸階層の共同発展に 向けた多数派形成の条件をかつてなく拡大して おり、ナショナルセンターの積極的で攻勢的な 具体的要求政策の提起が重要になっている。

(2)要求実現めざす全産業的・全国的統一行動 の組織を

労働者・国民の要求実現のためには、要求へ の広範な労働者・国民の支持拡大と同時に、企 業や産業の枠を超えて財界・大企業や政府に迫 る、職場を基礎とした全産業的で全国的なスト ライキや統一行動などの労働組合としてのたた かいが決定的に重要であり、その中央・地方か らの組織、全国的な「行動の調整と統一」はナ ショナルセンターとしての最も重要な機能と役 割である。

全労連は、結成以来このことを一貫して追求 し、春闘をはじめ国民的共同においても全民主 勢力の中軸的役割を果たしてきた。このなかで、 「年金スト」や「消費税」「労働諸法制」、反戦・ 平和、民主主義擁護など様々な課題で労働組合 としての職場や地域での総決起と同時に、全国 的な共同行動を草の根的運動を含めて展開して きている。また、たたかいの重要な節目には、 広範な民主勢力とともに国民的な総決起を呼び かける大規模な中央集会・中央行動などを開催 してきた。

これらの到達点を、新たな段階でさらに前進 させるためには、以下の点が重要になっている。

第一は、全労働者的に共通する切実な統一要 求を職場・地域から練り上げ、その実現に向け て、全単産・地方組織がストライキを含む全組 合員参加の全国統一行動に総決起することを呼 びかけ、これを確実に実践することである。現 在でも、春闘では、日程的には数波にわたる統 一行動を組織しているが、これを文字通り全単

産の力の集中による全国的な統一行動に意識的 に発展させることである。このことが、他の民 主勢力との間で信頼・連帯を強め、国民的規模 の共同行動に発展させる鍵である。

第二に、課題毎にそれぞれに発展している国 民的諸闘争を、調整・統一して国民的な一大共 同行動や統一行動に発展させる恒常的な組織(国 民大運動実行委員会など)の抜本的な強化、政 治革新の追求と行動綱領でめざしている「統一 戦線」の実現に向けた積極的な役割を発揮する ことである。

第三に、単産・地方組織が独自に運動を展開 している国民的に共通する諸要求・課題につい て、ナショナルセンターを通じて全構成組織・ 労働者全体のものにしていくスタイルを定着さ せ、産別・地方の運動を国民的運動として裾野 を大きく広げることである。また、これらのた たかいを地方政治や国政の革新をめざすたたか いとしっかりと結合してとりくむことも重要で ある。

(3)未組織労働者の組織化と組織的多数派の目 的意識的追求

労働組合のナショナルセンターが社会的な力 を発揮するために重要なことは、広範な国民諸 階層との共同の発展などとともに、雇用者のな かに占める労働組合員数の量的な大きさである。

厚生労働省の調査によれば、'09年6月時点の 雇用者数5,455万人のうち労働組合員数は1,008 万人で推定組織率は18.5%とされている。戦後 まもなくは50%以上で1950年代から80年前後ま で30%代であったことからすれば労働組合の組 織率は大きく後退している。民間労働者につい ていえば組織率は16.9%で、民間労働者につい ていえば組織率は16.9%で、民間労働者数の過 半数を占めている100人未満の小・零細企業の組 織率はわずか1.1%に過ぎないことが明らかにさ れ、パートなど短時間労働者の組織率も5%程 度とされている。この実態は、労働組合員が雇 用者のなかでは少数派であることを明らかにし、 労働組合の社会的影響力を著しく後退させてい る。全労連についていえば、全労働組合員数に 占める割合は約9%、雇用者数比で1.6%にしか すぎない。

しかし、'08年末以来の「派遣切り」に端を発 した未組織の非正規労働者をめぐる問題の社会 化は、広範な労働者・国民、とりわけ青年・学 生の労働組合への関心を大きくひろげ、未組織 労働者の組織化、労働組合の組織拡大の条件、 チャンスを大きく拡大している。

したがって、第一に重視すべき課題は、非正 規労働者を含む未組織・未加入労働者の組織化 など組織拡大である。最賃制度の改善や賃金の 底上げなど要求での多数派形成とも結合しつつ、 増大する非正規労働者を含む未組織労働者の組 織化は、すべての労働者の労働条件改善とも深 くかかわった労働組合にとって喫緊の最重点課 題となっている。ナショナルセンターとして、 すべての未組織・未加入労働者に労働組合への 結集を呼びかける宣伝行動の展開や構成組織と 連携して組織者の配置や全国的な経験交流、労 働組合間の組織調整など、未組織労働者の組織 化をめざす活動援助のために全力を尽くすこと が求められている。また、労働条件が地方・地 域の横断的労働市場で決定されているパート・ 派遣など非正規労働者の組織化のためには、個 人加盟の地域労組(ローカルユニオン)や産別 の地域支部の役割が極めて大きく、ナショナル センターとしての地方・地域組織への援助・連 携が重要である。

第二に、ナショナルセンターの構成組織・構 成員の拡大である。労働組合の社会的影響力拡 大には、ナショナルセンターや産別の構成組織 の拡大と同時に、正規労働者のみならず非正規 を含む多様な雇用形態のすべての労働者の要求 を常に視野に入れ、すべての労働者を代表する 運動と組織をめざすことも不可欠である。全労 連は、組織的には官公労の構成員が大きなウエ イトを占め、民間産業の比重が小さく、企業規

— 58 —

労働総研クォータリーNo.76•77

模でも中小・零細企業などが大きなウエイトを 占めている。友好組織の全労連加盟を当面の課 題として追求しつつ、将来的には、わが国の産 業構造と産業別労働者数に見合った官民すべて の産業を代表する労働者・労働組合や大企業や 中小企業など企業規模別労働者数に見合った労 働者・労働組合の結集など、文字通りわが国の すべての労働者を代表するにふさわしい組織構 成をめざすことも重要である。

(4)すべての構成組織の力でナショナルセン

ター機能の強化

全労連の「行動綱領」は、実現すべき目標と して労働者・国民諸階層の切実な要求課題や我 が国の平和と民主主義の擁護、さらには「非核・ 非同盟・中立・民主の日本を実現する統一戦線 の樹立をめざす」こと、同時に、組合民主主義 の徹底などナショナルセンターとしての活動の 基本を明らかにしている。

ナショナルセンターの体制と機能強化は、構 成組織からの信頼を高め、単産や地方組織の強 化に連動する。今日の情勢で最も重視すべき課 題は、財界・大企業による労働者・国民へのさ まざまな欺瞞的な思想攻撃がマスコミをも活用 して大規模に展開されている社会のもとで、こ れをはね返し、たたかいに確信を持つことがで きる労働者への階級的な宣伝、教育活動をナショ ナルセンター規模で大規模に日常的、系統的に 強めることである。また、単産や地方組織と連 携しながら国際的視野とナショナルセンター的 視野を持つ幹部・活動家を日常不断に系統的に 育成することも不可欠の課題である。

未組織労働者の全国的な組織化をナショナル センター規模で本格的に追求するため、「財政」 と「人」を全労連に集中し、統一した戦略的方 針にもとづき地方・地域へのオルグ配置など、 計画的な組織化の運動を強化することが重要で ある。組織化の問題とも関連して、単産と地方 組織で構成される全労連のスケールメリットを 生かした共済事業や福利厚生活動の強化は、全 労連の構成員の利益のみならず広範な未組織労 働者を組織化するうえでの武器としても極めて 有効な活動である。

要求実現の運動を前進させるためには、労働 者や労働現場の実態、労働者の意識・要求など を正確に把握し、それにもとづく説得力のある 政策活動が不可欠であり、労働組合としての調 査・政策活動の強化とその担い手としての専門 スタッフの育成が重要になっている。そのため、 労働総研や単産と連携している研究所、弁護団 や政党などとのいっそう緊密な協力・共同を重 視する必要がある。

経済のグローバル化やわが国大企業の多国籍 企業化と海外展開、わが国への外資系企業や外 国資本の拡大などが、労働者・国民のくらしや 雇用・労働条件に大きな影響を与えているもと で、労働組合としての国際活動もナショナルセ ンターとしての重要な役割になっている。世界 の労働組合・国際組織、とりわけアジアにおけ る労働者・労働組合との情報交換や交流、共通 の課題にもとづく国際的な連携・共同をいっそ う重視する必要がある。

戦後初めて、自民党が政権の座を追われ第二 党に転落し、民主党政権が誕生した新しい政治 状況の下で、戦前・戦後の我が国労働運動の積 極的伝統を引き継ぐ全労連が、行動綱領にも掲 げられている「統一戦線」の確立と社会変革の 担い手として広範な労働組合・国民諸階層とと もに大きな役割を発揮すること、そのための大 きな構えでの運動の提起が歴史的にも求められ ている局面である。

ナショナルセンターを構成する単産・ 地方組織の課題

全労連は、単産といわれる産業別全国組合と 地方労連といわれる都道府県別組合で構成され ている労働組合の全国的連合体としてのナショ

— 59 —

ナルセンターである。

全労連の規約は、第3条において「規約に賛 同し、規約の定めにより加盟を承認された産業 別全国組合および都道府県別組合で構成する」 こと、第6条で加盟組織の「権利」について、① 加盟組合の地位と権利はすべて平等、②規約を 守ることのほか全労連によって組織の自主権を 侵されない、ことを明らかにし、第7条で加盟 組合の「義務」として、①規約を守り、全労連 の機関決定にもとづく運動の発展に努めなけれ ばならない、②会費・特別会費を定められた期 日までに納入しなければならない、ことを明ら かにしている。このように、全労連を構成する 単産と地方は、対等平等の関係にあり、全労連 との組織関係も上部・下部という関係ではなく、 全労連の議決機関である大会や評議員会で決定 された方針の執行を構成組織から付託されてい る全労連幹事会や専従・事務局ともども、全労 連の組織と運動に連帯・共同して責任を持つ関 係にある。

(1)単産(産業別全国組合)の基本的な役割と課題

単産の基本的役割は、共通の労働環境にある 同種・同一産業内で苛酷な企業間競争にさらさ れている個別企業の労働者や労働組合を総結集、 企業の枠を超えた産業別の団結で企業内主義の 弱点を克服し、ナショナルセンターに結集しつ つ、同一産業に働く労働者の賃金や労働条件の 改善と最低規制、雇用確保や権利擁護に責任を 持つことにある。この目的に沿って単産の運動 と組織をさらに発展させるには、これまでの運 動の到達点を教訓に以下の課題の追求が重要で ある。

第一は、単産がより強力な産別機能を備える ことである。産別機能の基本は、企業別に分断 されている賃金・労働条件を、産業別の統一要 求・統一闘争・統一協定によって、企業間格差 を是正し、より積極的な産業別統一労働条件と して確立することである。また、そのために単 産が個別企業や経営者(業界)団体との交渉機 能を持ち、統一ストライキの指令権を持つこと がきわめて重要である。多くの単産は、大会で 統一要求を決め、単産としてのスト権集約も行っ ている。しかし、産業別の最低労働条件の確立 など産別統一労働条件を目的意識的に追求して いるところは実態としては少なく、産別として の統一ストライキ権の行使もごく一部の組織に 限られている。要するに、産別に責任を負う単 産といっても実態としては単組(企業)連合体 の範囲を大きくは脱却できないでいるというこ とである。したがって、この現実を改革するに は、困難があっても単産は以下の課題を検討・ 追求することが重要である。

- ① 組合民主主義の徹底で組合員が確信の持てる統一要求を練り上げ、産別交渉・集団交渉などにとりくみ、全力をあげて企業を超えた統一協定づくりをめざすこと。このとりくみは、企業単組間の到達闘争により"競争"意識を高め、統一ストライキの基盤をつくり、産別の団結強化につながる。
- ② 地域の膨大な未組織労働者の結集を大き く前進させるため、産業別統一闘争を基礎 に、企業・事業所別に組織された単組を、 業種や地域を単位とした個人でも加盟でき る産業別の横断的単一組織に再編成するこ と。既に幾つかの民間単産では、地域的ま たは業種別の単一組織としての地域支部や 業種別支部などの実践が蓄積されているが、 産業別統一闘争はその条件を成熟させるう えで重要である。
- ③ 労使間では実現できない制度・政策要求実現の展望とのかかわりで、企業・産業の枠を超えた全国的・地域的な統一闘争の重要性を明らかにし、職場組織や単組が積極的に地域の諸活動に参加するよう指導・援助することである。このとりくみは、企業内主義の弱点の克服や地域運動の前進、他の労働組合・民

— 60 —

https://rodosoken.com/

主団体などとの交流を通じて職場組織を活 性化させるうえでも極めて重要である。

第二は、企業間競争を口実としたダンピング にさらされている同一産業・業種内の未組織労 働者、とりわけ非正規労働者の組織化など、同 一産業・業種内での多数派形成を目的意識的に 追求することである。全労連結成の際の分裂攻 撃との熾烈なたたかいなど歴史的経過や背景も あって、少なくない単産が企業内での少数派と いう現実にある。加えて、最近特に増加してい る非正規労働者の圧倒的多数は未組織労働者の ままで放置されている。労働総研の調査によれ ば、「非正規の組織化は必要」と考える単組書記 長が8割を上回るのに、具体的な方針の具体化 や実践が追求されているのは2割にしかならな い。その理由として「組織の仕方が分からない。 攻撃に対処する自信がない。責任をもてない」 があげられている。この悩みを解消するには、 単産の指導と援助が重要である。

第三は、国民的に共通する産業政策、産別運動 を全労連の課題にすることである。雇用や労働条 件の改善と結合しながら産業政策をとりまとめる ことは単産機能の重要な一環であり、全労連の多 くの単産が独自的あるいは専門家や研究者と共同 で積極的な提言活動をとりくむなど、政策面で産 業界をリードしてきた実績は評価されるべきであ る。同時に、産別課題の多くは広範な労働者・国 民に共通する課題であり、その実現を全国民的課 題として追求するために、単産としてその課題を 全労連に積極的に持ち込み、全労連全体の課題と するための努力が重要である。

(2)地方組織の役割と基本的課題

地方組織はローカルセンターと呼ばれるよう に、地方における全労連の中軸組織であり、地 方に働く広範な労働者・労働組合の結集軸であ る。全労連を構成する産別組織の下部(地方) 組織や上部組織に加盟していない単独労組、全 労連未加入単産の下部(地方)組織で構成され

労働総研クォータリーNo.76•77

ており、全労連よりも幅広い労働組合を結集し ているのが特徴である。地方・地域直加盟の労 働組合は、土建関係労働者の約25万人を筆頭に、 あらゆる産業の労働組合に広がっており、30万 人を超えている。また、47都道府県の地方組織 (地方労連)に結集する地域組織(地域労連)は 470組織に到達している。

全労連の地方組織は、地域の労働者・住民の切 実な要求と地域政策にもとづく自治体への要求闘 争など切実な要求前進と「地域を変える」運動を 前進させてきた。とりわけ、最低賃金の引き上 げ、公契約闘争、リストラ規制条例、工場閉鎖撤 回・雇用確保、大店舗進出規制など多くの実績を 積み上げてきた。多くの地方組織が、さまざまな 問題で、自治体決議・意見書採択の活動にとりく んでいる。革新自治体誕生のための選挙闘争も旺 盛にとりくんでいる。これらの運動は総評時代の 県評や地区労が争議支援や春闘時などの地域共 闘、特定政党の選挙活動などの範囲を超えなかっ たことからみれば、大きな前進である。これらの たたかいを、もっと大規模・大衆的に推し進め、 ナショナルセンターの提起する国民的課題の闘争 と結合させて、ローカルセンターとしての統一闘 争に発展させることが今日きわめて重要になって いる。その運動と組織の前進に向けての主要な課 題は次のとおりである。

第一は、地方・地域労連に結集する労働者の切 実な要求実現や構成組織が抱えている争議の解決 などに向けての相互連帯・相互激励や共同行動の 組織である。とりわけ、地場企業などの働く労働 者や非正規労働者の賃金・労働条件は地域横断的 に一定の水準が形成されており、自治体非常勤職 員の低賃金なども地域のパート労働者の賃金に大 きな影響を与えている。したがって、その底上げ は地域の労働者全体の賃金水準引き上げに不可欠 の課題であり、最賃闘争や公契約運動とも結合し てすべての構成組織の結集で地方・地域から「地 域春闘」を強化し、労働条件の底上げをめざす運 動の強化が重要になっている。

— 61 —

第二は、地域の労働者・住民とも共通する構 成単産・単組の課題や要求を地方組織の運動を つうじて地域に広げ、産別や企業の枠を超えた 地域的な共同の大衆行動で要求と運動を前進さ せることである。自治体行政や教育、医療、金 融、交通それぞれの産別課題は、地方・地域で こそより深刻で組合員に身近なものとなる。地 方組織への結集をつよめ、地方組織を通じて産 別課題を全ての労働者の課題にすることが、中 立組合や他の潮流の組合との共同につながり、 民主団体との共同を発展させるのである。

第三は、労働者が働き・生活しているそれぞれ の地方独自の制度・政策要求を明確にし、経営者 団体や自治体闘争を強化することである。70年代 後半以降の新自由主義的な臨調・行革路線や構造 改革路線と大企業の身勝手な地方への進出・撤退 などの横暴は、その矛盾を地方・地域で最も深刻 なものとしており、地域住民とも共同した運動の 強化・発展が切実に求められている。

第四は、地方・地域から非正規労働者を含む 未組織労働者の組織化に全力をあげることであ る。全労連に結集する地方・地域の常設労働相 談所には、年間1万数千件を超える労働相談が 寄せられ、面談による労働相談からの労働組合 組織化も急増している。しかし、年間の労働相 談件数は行政機関の扱いを含めると100万件以上 とも言われており、常設労働相談所を地方から 労働者の身近な地域段階に増やすことが求めら れている。あわせて、加盟単産・単組の力を総 結集して、地域の労働者の眼に見える運動の日 常的な追求、組織化のための大宣伝行動、加入 促進行動を共同で推進することも重要である。

未組織・未加入労働者を組織化する際の基本 的な「受け皿」は、同一産業・業種の単産(産 業別全国組合)の地方・地域組織である。しか し、すべての地方・地域に下部組織をもつ全労 連の構成単産は限られており、未組織労働者と りわけ膨大な非正規労働者の組織化にあたって は、個人でも加盟できる労働組合の役割が極め

て重要になっている。この点では、地方労連の 運動と同時に、各地方の「地域労組」(ローカル ユニオン)が一人でも加入できる労働組合とし て大きな役割をはたしている。したがって、こ のとりくみを引き続き追求しつつも、未組織労 働者の組織化をより本格的に追求するためには、 産別組織自身の地域的多数派形成への努力と地 方・地域労連の協力で、個人でも加盟できる産 別の地域組織を全国各地に確立することがきわ めて重要になっている。それは、共通の産業政 策と労働環境のもとで企業間競争にさらされて いる同一産業の労働者の要求の共通性は、より 強固な団結を生み出し、労働組合としての運動 と組織を発展させる基盤となるからである。こ の点で注目すべきは、土建・年金者・ダンプな ど、個人加盟で地域を組織単位とする産業別労 働組合が前進し、最近ではJMIUの地域支部が 非正規など未組織労働者の組織化に大きな力を 発揮していることである。

第五は、加盟組織の拡大である。そのため、 地域の広範な中立・独立労働組合に労働者の切 実な共通の要求にもとづく共同の働きかけを日 常的におこなうことが極めて重要である。今日 の社会情勢で要求実現の展望を切り開くには、 企業や産業別の枠を超えたナショナルセンター 規模での全産業的・全国的統一行動が不可欠で あり、この点を率直に明らかにし、広範な労働 組合に「一致する課題」での共同行動を積極的 に働きかけること、また、まだ地方組織に結集 できていない約10万人の全労連構成単産のすべ ての地方・地域組織の結集やナショナルセンター に所属していない全国単産の地方組織や地域の 単独労働組合の総結集を目的意識的に粘り強く 追求することも重要である。

※本稿は、國分武(元全労連副議長)氏が「労働組合 プロジェクト」に提起されたメモを元稿に同氏の了 解の下に加筆・補強したものである。

(くまがい かねみち・代表理事)

-62 -

経済のグローバル化のもとでの わが国労働組合運動の役割

斉藤 隆夫

はじめに

2008年6月、ILO総会は全員一致で、「公正な グローバル化のための社会正義に関するILO宣 言」(以下、「グローバル化に関する宣言」)を採 択した。事務局長ファン・ソマビアは、宣言が 「仕事の世界における不確実性が広がり、労働の 権利の侵害が続き、グローバル化の行方に対す る懸念が増し、国際機関がこれらの問題に協調 してさらに取り組むことが求められる今」採択 されたと述べるとともに、この宣言が1919年の ILO 憲章以来、ILO が採択した3つ目の重要な 原則・政策文書であるとしている。グローバル 化への対応は労働組合にとって歴史を画する重 要な課題になっていると言えよう。小論は、こ うしたなかで、先行研究に依拠しつつ、わが国 労働組合運動の立場から経済のグローバル化の 意味を捉えなおすとともに、課されている役割 について整理を試みたものである。

1. 経済のグローバル化をどう捉えるか

(1)諸説の検討

経済のグローバル化をどう捉えるかについて は様々な説がある。いま、「グローバリゼーショ ンと社会政策」というテーマで開催された社会 政策学会第103回大会での代表的な説を挙げれ ば、次のようになる。「資本主義経済のグローバ リゼーションとは、戦後資本主義の『黄金時代』 の終焉に直面した先進国政府、多国籍企業、国 際機関が危機克服のために採用した戦略的行為 の集積が生み出した過程とみなすことができる」 〈中村、文献1〉。あるいは「本稿では、〔この語 を一引用者〕『多角的な貿易・資本移動の自由化 による各国経済の相互依存関係の拡大・深化』 という意味で用いる」(井口、文献1)。前者に おいては経済過程と政策過程との区別と関連が 欠けているし、後者では『多角的な貿易・資本 の自由化』が先進国政府によって推進されると されるため、資本=多国籍企業の姿が浮かび上 がってこない。その他の説においても〈青山、 文献2〉、グローバリゼーションの本質を「アメ リカの自己利害に基づく市場開放要求や金融自 由化政策の強制」など政策過程にみる説や「資 本主義経済が『世界市場の開発をつうじて、あ らゆる国々の生産と消費を全世界的なものにし、 諸国民の全面的な交通、その全面的な相互依存 関係を生み出す過程』」と捉える説が多い。筆者 もグローバリゼーションを各国の相互依存関係 の拡大・深化と捉えることに大きな異論はない が、ここではそうした経済過程の変化を資本の 蓄積様式の変化、とりわけ多国籍企業の発展と の関係で捉え、その変化の歴史的意味を考えて みたい。

(2)私の説

もともと資本主義的生産は世界市場を前提と して成立したが、欧州の幾つかの国で確立した それは原料の輸入・商品の輸出をつうじて一層 多くの地域を経済的相互依存関係のなかに組み 込んだ。だが、自由競争段階の世界の相互依存 関係は主として商品の輸出・輸入によるもので あったのにたいし、20世紀以降の帝国主義段階 になると先進資本主義国の輸出にとって資本の

— 63 —

輸出が決定的な役割をもつにいたる。それは資 源の確保や商品輸出の拡大を保証する役割を果 たすのである。しかし、この時期の資本の輸出 は主に国債等への間接投資であり、利子の取得 が目的であったのにたいし、1960年代以降アメ リカの巨大企業が、70年代には西ヨーロッパ企 業が、さらに80年代に入ると日本企業が対外直 接投資に乗り出した。直接投資の対象も先進工 業国から80年代以降には発展途上国にひろがっ た。その直接的きっかけはEC関税障壁の克服や 貿易摩擦の解消などであるが、各国の巨大企業 が厳しい国際競争に促されつつ、市場拡大、安 価な労働力の調達、資源の安定的確保のために 採らざるを得なかった必然的行動であった。資 本主義は今日の段階において、市場、安価な労 働力、資源等の諸要因を考慮した世界最適地生 産体制を築くにいたったのである。一つの資本 の下に国境を越えた生産体制が築かれ、技術者・ 経営管理者等の移動もかってないほど活発にな る。同時期、貿易の自由化によって商品の輸出 入も拡大され、過剰な貨幣資本の世界を駆け巡 る投機的活動もかつてないほど強まっている(資 本主義の腐朽性の深化を示すもうひとつの今日 的特徴)が、資本が他国の労働力・資源をさら なる利潤拡大のため国境の壁を越えて自由に利 用するに至った、その結果、資本主義経済が生 み出す諸国民の全面的な相互依存関係が生産の 場にも達したという点にこそ、グローバリゼー ションの今日的特徴があると言えよう。

外国企業の直接投資や外国人労働者の受け入 れは各国政府の権限事項であるから、グローバ リゼーションを定義するとすれば「先進国政府、 多国籍企業、国際機関」の「戦略的行為の集積」 となることに間違いはないが、それを進める原 動力は基本的には多国籍企業にあり、各国政府 や国際機関の政策はそれに動機を与えられ、資 本や労働力の移動を促進する役割を担っている と捉えることが重要なのではなかろうか。今日 の経済グローバル化の原動力は植民地体制の崩 壊=新興独立国の出現、アメリカ型大量消費財 の生産と消費がもたらした高度経済成長の終焉。 旧社会主義圏の崩壊・中国における市場経済へ の移行などの60年代以降の世界の政治・経済条 件の変化のなかで、新しい競争条件に促されて 各国巨大企業が進めた資本蓄積様式の修正にこ そあり、その修正のなかで外国への直接投資が 強まったという点こそ資本主義の今日的段階を 示すのである。したがって、各国資本主義の蓄 積様式の違いによって追求されるグローバリ ゼーションのあり方は異なってくる。アメリカ が多国籍企業展開において先端を走るばかりで なく、自らが主導権を握る IMF、WTO などの 国際機関をとおして新自由主義的規制緩和政策、 「貿易の自由化」、「金融の自由化」を進めること によって、商品・サービス貿易の拡大や金融取 引の規制緩和を世界に強制したのも、成熟産業 分野で競争力が低下している、大量の投機的貨 幣資本が蓄積しているなどのアメリカ的資本蓄 積構造の特徴から発することなのである。

(3)地域経済統合の意味

他方、グローバル化と対抗する側面をもちつ つ EU や南米など幾つかの地域では地域経済圏 が形成され、個別の経済協定(FTA、EPA)も 急増している。わが国でも、ASEAN+日・中・ 韓を中核とする「東アジア経済共同体」形成へ の機運が高まっている。奥田・日本経団連会長 (当時)のもとで出された新ビジョン『活力と魅 力溢れる日本をめざして』は、「東アジアの連携 を強化しグローバル競争に挑む」として東アジ ア自由経済圏の遅くとも2020年の完成をめざす ことを明記した。その前提としての個別のEPA (経済連携協定)の締結も急速に進んでいる。こ うした動きは、ヒト、モノ、カネの国境を越え た移動を促進する点ではグローバル化と同じで、 移動の範囲がグローバルではなく一定地域内に 限られ、グローバル企業からの市場の防御や地 域内での安価な労働力の調達を狙うという点で、

— 64 —

労働総研クォータリーNo.76•77

グローバル化に対抗的だが、資本の同じ本性か ら発した動きなのである。

2. 経済のグローバル化がもたらすもの 一日本企業の多国籍的展開を中心に一

(1) グローバル化の一般的帰結

企業の多国籍的展開は、資源の確保、安価な 労働力の調達、依然として関税障壁で守られて いる市場などを目指して生産拠点の開設・撤退 を活発にする。先進国では「産業の空洞化」= 失業の増加が進み、発展途上国では「経済成長」 を生み出す。だが、新自由主義的規制緩和政策 によって促進されるグローバル化は「経済成長」 を遂げた途上国において不安定雇用を生み出し、 インフォーマル経済を拡大したばかりでなく、 先進国においても雇用の不安定化を推し進めた。

発展を遂げた途上国では、一方で新しい富裕 層を生み出すとともに、開発によって土地を失 い都市部へ流入した人々の間に貧困を広げてい る。先進国を含めて格差が拡大しているのであ る。途上国に進出する企業は、進出国の政府か ら補助金、減税などの利便を受けるばかりでな く、経済主権や労働基本権など基本的人権をも 侵害する。

「グローバル化に関するILO宣言」は、「経済 協力と経済統合のプロセスは多くの国が高度経 済成長と雇用創出の恩恵を受け」ることに寄与 してきたが、「他方で、グローバルな経済統合の ために、多くの国及び産業部門が、所得格差、 高レベルの失業率と貧困の継続、外部ショック に対する経済の脆弱さ、保護されない仕事やイ ンフォーマル経済の拡大という、雇用関係とそ れが提供する保護に影響を及ぼす重要な課題に 直面することとなった」と述べている。以下で は、日本企業の多国籍的展開にしぼって、それ が進出国の労働者にどのような影響を与えてい るか見てみたい。 (2)日本企業の多国籍的展開の影響

日本企業の多国籍的展開は、〈**奥村、文献3**〉 によれば、次のような諸段階をへて今日に至っ ている。

第1段階(1970~1984年)。国内販売プラス輸 出分の合計で、生産規模の経済性を追求し、全 世界市場で、品質・コスト面で競争に勝利しよ うとする段階。

第2段階(1985~1989年)。日米・日欧間の貿 易摩擦を背景に国内工場の北米・欧州への移転 によって海外生産の拡大に転じた段階。ただし、 この段階での米欧での完成品製造工場で使用さ れる部品は日本ないし東アジアからのもので あった。なお、東アジアに国内工場を移転し、 米欧に輸出する迂回輸出型の生産体制が出来上 がったのもこの段階であった。

第3段階(1990~1994年)。 日・米・欧の三 極同時景気後退が進み、地域ブロツク化の傾向 が強まる中で、米欧各国からの現地生産比率の 引き上げ、現地国での部品調達比率の向上ばか りでなく、中核部品の生産や企画・開発機能の 移転要求が強まった段階。日本企業は日本(ア ジア)・北米・欧州の三大拠点を基盤とするマル チ・リージョナル体制の構築に向かわざるをえ なくなった。

第4段階(1995~2000年)。世界の工場として の中国の台頭の中で、日・米・欧にアジア(東 アジアと中国)を連結した四極体制の構築が始 まった段階。この段階は日本企業のこれまでの いわば受動的なグローバル化とは違って、世界 商品の最適地生産、商品企画や開発の現地化が 推進された。96年には日本の海外生産が日本の 総輸出額を上回るに至った。

第5段階(2001年~)。メガコンペティション と呼ばれる世界的な競争激化のなかで、生産の 現地化によって技術的に優れた製品を製造する だけでは競争に勝てないことが明らかになり、 「販売の現地化」が必要になった段階。そのた め、現地で売れる製品の企画力・開発力と価格

— 65 —

競争力が求められた。

こうした日本企業の国際的展開には次のよう な大きな特徴が見られた。すなわち、アメリカ の多国籍企業が最高度の技術開発力や資金力を 武器に外国企業の買収・合併も推進しつつ世界 の主要な地域に進出してきたのに対し、日本企 業の多国籍的展開は「エレクトロニクス、自動 車、産業機械などの量産タイプの加工組立産業 が中心で、製品はかなり成熟化しており」、その もとで日本の得意とする物づくり技術を駆使し て進められた。この物づくり技術の品質、コス ト面での相対的な優位の故に日本企業の海外展 開はこれまでのところ一定の成功をみてきたの である〈**三菱総研、文献4**〉。

したがって、日本企業の多国籍的展開が他国 に与える影響を考える場合、いわゆる「ジャパ ナイゼーション」が主なテーマとなる。以下、 欧米やアジアにおいて日本的生産システムの移 入が労働者に与えた影響について、見ておこう。

トヨタ生産方式については、近年では、海外 でも一時期の礼賛論一辺倒にかわって、その問 題性を指摘する声も挙がっている。例えば、エ ルガー=スミスは次のように述べている。「トヨ タ自動車での JIT や品質管理についてのイノ ベーションは労働強化を体系的に進めることに 関わって」おり、「トヨタ自動車の利益は全体的 に従属した労働や労働強化、長時間労働、カイ ゼンへのワーカーの厳しい動員の結果である」。

〈丸山、文献2〉によればアメリカでの状況は こうである。アメリカにおけるジャパナイゼー ション普及のきっかけになったのはGMとトヨタ の合弁で設立した NUMMI がトヨタ生産方式を 導入することによって、それまで全米一効率が悪 く閉鎖せざるをえなかった工場を全米一効率の良 い工場に再生させたことにあった。しかし、この 効率向上はアメリカ的働き方の様々な修正による ものであった。「あんどん」の導入はつねに緑色 である作業部署での資源の削減か作業負担の増加 をもたらした。「チーム方式」は、もし誰かの作 業が遅すぎたり、間違いをしたりすると、仲間が その結果の埋め合わせをしなければならない。労 働者が相互に助け合うのではなく、相互に他人の 目を意識し、相互に監視しあうことになる。特に 欠勤については強いプレッシャーがかかる。GM で8.8%であった欠勤率が NUMMI では2%に なったという。さらにジャパナイゼーションは、 アメリカの労働組合運動が長い歴史のなかで作り 上げてきた職務区分や職務内容の規制を廃止し、 チーム作業、多能工化、ジョブ・ローテーション などを持ち込むことによって労働のフレキシビリ ティをおしつけたのである。

日本的生産システムの国際移転を研究している 海外の研究者の多くもそれが労働強化とストレス をもたらすことを指摘している〈川上、文献5〉。 だが、〈熊沢〉によれば、イギリスやドイツでは、 「拒否すれば解雇」の脅しによって配転命令権は 確保されているものの、チームワーク・多能工化 など日本的働かせ方の「母胎」としての品質チェッ ク・工程の改善などの作業を労働者に受け入れさ せるには至っていないという。

インドネシアでは、ソニー・グループ100%出 資の子会社でテレビやステレオを生産している SEIがJITシステム導入に反対する労働者を解雇 する事件が起こった。1999年10月、一人の従業 員が複数の作業を効率よくできるように「立ち 作業」方式を取り入れ、さらに2000年から12の 生産ラインに全面導入することを決めたのに対 し、労働組合が「座り作業」に戻せと反発し、 職場放棄を続けていた労働者を解雇したのであ る。職場放棄した社員は「たまつていた不満が、 立ち作業導入で爆発した」と述べているが、不 満の背景には厳しすぎる規律があると言われて いる。資本主義的工業化が急速に進む多くのア ジア諸国では、生まれ始めたばかりの「労働の エートス」と過剰なほどの工場規律を要求する 日本企業とのぶつかり合いは必然的といえよう 〈**丸山、文献2**〉。アジアに進出した日本企業で の規律の厳しさについては〈熊沢、文献6〉も

— 66 —

指摘しているが、ここでは、タイのある企業で 「即刻、手当てなしの解雇」をされる事由とし て、「会社に敵対するポスター、リーフレット、 ビラ,印刷物を意図的に掲示、展示」等するこ とが挙げられている点のみ触れておこう。

3. わが国労働組合運動の役割

経済のグローバル化と地域統合の動きは労働 組合運動に新たな役割を課している。資本の移 動は国内で産業の空洞化と労働条件の引き下げ 圧力をもたらすと同時に移動先では低コストに よる利潤追求のなかで人権無視の低賃金、長時 間・過密労働をおしつけ、非正規雇用の拡大、 団結権の侵害などをもたらしている。労働力の 国際的移動は非正規雇用供給源を増大させてい る。わが国においても外国人労働者はすでに自 動車、電機などの生産現場の最底辺に組み込ま れており、一部の地域では定住化もすすんでい る。金融、保険等の分野ではアメリカなどの外 国企業の進出によって日本の労働者の権利が踏 みにじられる状況も生じている。

労働組合は自国労働者のより良い雇用を守り、 労働条件の改善・権利擁護をすすめるために単 なる連帯にとどまらず国際的共同闘争に取り組 むことが必要になっている。こうした状況にあっ て、全労連には、すでに取りくまれていること もふくめ、以下のような国際活動が期待されて いる。

(1)多国籍企業の横暴とたたかうとともに中・ 長期的には「企業の社会的責任原則」に関す る協約の締結や国際枠組み協定による企業活 動の規制をめざし、これまでの二国間交流や テーマ別の国際シンポジウム開催で培われて きた日本のたたかうナショナルセンターとし ての全労連への信頼をベースに、各国の労働 組合との共通の課題での連帯と共同闘争に取 り組む。

労働総研クォータリーNo.76•77

- (イ)日本企業の進出先での日本的生産システム導入による長時間・過密労働のおしつけ、 解雇、団結権の侵害等にたいするたたかいへの連帯。全労連はこれまでもメキシコ・マキナドーラでの日系企業での争議支援、インドのトヨタやホンダ現地工場での争議 支援などわが国多国籍企業の進出先で発生する争議の支援や、団結権侵害を是正させるたたかいに取り組んできたが、こうしたたたかいを飛躍的に発展させる。
- (ロ)トヨタ総行動はわが国多国籍企業に雇用 の維持、健康で人間らしく働くルール遵守 などの社会的責任を追及する活動として一 定の成果をあげている(内野過労死裁判で の勝利判決確定)。こうした活動を広げ強め るとともに、わが国多国籍企業にILOの掲 げる雇用差別の禁止などの中核的労働基準 を守らせ、ディーセントワーク(長時間・ 過密労働の是正、暮らせる賃金)を実現さ せるたたかいで成果をあげることはわが国 労働組合運動の国際的責務であり、進出先 諸国の労働者にたたかいの展望と励ましを 与える国際活動でもある。経済のグローバ ル化、とりわけ日本のそれはトヨタ的働か せ方の改善を国際的共同闘争の課題にして いると言えよう。
- (ハ)日本における外国人労働者の非人間的労働を改善させるたたかい。全労連はすでに「外国人労働者問題連絡会」を結成し、外国人研修生・実習生をはじめとする外国人労働者の労働条件改善の取り組みを進めてきた。こうした取り組みを一層強めるとともに、ブラジル人など定住労働者とその家族の教育・医療・社会保障などの権利擁護に努めることが求められている。研修生・実習生問題では中国・ベトナムなど送りだし国の労働組合との交流を深める中で制度のあり方を含めて問題改善の方途を探る必要がある。

— 67 —

- (ニ)日本に進出する外国多国籍企業の人権侵 害とたたかう。
- (2)政府にILO条約・勧告の批准と完全実施を 求め、ディーセントワーク実現に責任を果た させる。全労連はこれまでも公務員制度や労 働基本権、全医労の賃金職員問題や教員の地 位・評価問題など国際労働基準の完全適用を 求める取り組みを行ってきた。こうしたたた かいを今後も強化するとともに、ILOの掲げ る中核的労働基準やディーセントワークの実 現に努力する。なかでも労働時間関連ILO条 約の批准、非正規雇用規制、男女雇用平等を 実現することは、公正な国際競争実現のため にわが国労働組合運動に課された重要な課題 である。
- (3) 国際自由労連はこれまでもグローバル化が 社会的格差の拡大、勝者と敗者への二極化、 貧困国のいっそうの貧困化などをもたらして いるとして「社会正義のグローバル化」を求 めてきた。そのため基本的要求として、ILO の掲げる中核的労働基準(結社の自由および 団結権、同一報酬、雇用及び職業における差 別待遇禁止などの8条約)があらゆる分野で 尊重されることを提起している。2006年、国 際自由連合と国際労連の統合によって結成さ れた国際労働組合総連合も同様の姿勢を示し ている。国際自由労連傘下にあった国際産別 組織は多国籍企業との団体交渉をとおして、 企業の社会的責任を明記した「国際枠組み協 定」を実現してきた。さらに、2007年9月に 結成された国際労働組合総連合アジア太平洋 地域組織は、その「行動プログラム」におい て、「この地域の多くの国で労働組合権があか らさまに侵害されている」、「雇用差別は依然 横行し、増加している」、「労働者の約60%が インフォーマル経済に従事し、その大半は女

性である」などと述べて、これらの問題での 取り組みの必要を指摘している。これらの国 際組織の活動には依然問題点も残されている が、全労連が上述のような課題に取り組もう とすれば、これらの組織との関係を視野に入 れねばならないことは明らかである。新しい 国際組織の方針と活動について正確な分析と 評価、そして対応が求められている。

(4)世界の平和に貢献し、真の東アジア共同体 を実現するための国際連帯を強める。労働者 の生活と権利を守り向上させるたたかいと平 和を守るたたかいは不可分であるとの立場か ら、憲法9条を守り、日米安保条約の廃棄を めざす。アメリカの求める「経済連携協定」 に反対し、単なる経済共同体にとどまらない 平和、互恵・平等、基本的社会権尊重の原則 に基づく東アジア共同体創設にむけ、各国労 働組合運動との要求の一致を追求し、対話を ひろげる。

〈参考文献〉

- 社会政策学会編『グローバリゼーションと社会政 策』(法律文化社)
- 2 相澤・黒田監修『グローバリゼーションと「日本 的労使関係」』(新日本出版社)
- 3 奥村・夏目・上田編著『テキスト多国籍企業論』 (ミネルヴァ書房)
- 4 三菱総研編著『日本企業のグローバル戦略』(ダイ ヤモンド社)
- 5 川上義明著『生産システムの国際移転』(税務経理 協会)
- 6 甲南大学総合研究所編『ヨーロッパ、アジアにお ける日本的経営』
- 7 伊予谷登士翁『グローバリゼーションとは何か』

(さいとう たかお・常任理事)

く労働組合運動に関する論点提示論文> 非正規労働者の組織化活動から見えてきたもの

生熊 茂実

2008年秋から激増した非正規労働者の組 織化

非正規労働者の労働組合への組織化が、2008 年秋の「派遣切り」「期間工切り」と称する「非 正規労働者の大量解雇」とのたたかいのなかで、 従来になく前進した。ただ多くの場合は、「解 雇」された後での労働組合加入や結成であり、 その後の非正規労働者の労働組合活動としての 発展や組合員の動向については、まだ確定的に 述べることができる状況にはない。

こういうなかで JMIU (全日本金属情報機器 労働組合)は、いすゞ自動車栃木工場でのJMIU 支部結成を皮切りに、多くの職場と地域で非正 規労働者を JMIUに結集して、解雇撤回、雇用 継続、賃金支払い、解決金、住居の保障など、 派遣先の責任を果たさせることを基本にしなが らも、派遣元との団体交渉、そして宣伝・集会 など、必死になってとりくんできた。対象者に は、数百人の日系ブラジル人など外国人労働者 もおり、本当に悪戦苦闘し、あまりに背伸びし て倒れるのではないかと心配する状況まで生ま れた。

先の2008年12月3日のJMIUいすゞ自動車支 部の結成大会は、マスコミ注視のもとでおこな われ、当日夕方のニュースで「ついに労働者が 立ち上がりました」と、テレビニュースでは聞 きなれないフレーズで全国に放映された。マス コミは、「企業内部」から立ち上がる労働者を探 していたのである。いずれにしろ、いすゞ自動 車でのJMIU支部結成の報道は、全国の非正規 労働者に「あきらめずに、労働組合に加入して たたかおう」というメッセージを発信したので あり、ひとつの流れをつくる契機になった。

同時に、全国各地で地方労連やそれと一体に なったローカルユニオンが、非正規の仲間を組 織し、派遣会社との団体交渉、派遣先への申し 入れをはじめ、宣伝や集会などでも大きな力を 発揮して、従来に見られなかった組織化と運動 の前進をかちとってきている。これらのとりく みから、非正規労働者の組織化から何を学ぶか、 JMIUの経験を中心に述べてみたい。

JMIUの「偽装請負」や派遣労働者の組織 化への挑戦

JMIU が本格的に非正規労働者のたたかいと 組織化にかかわることになったのは、徳島・光 洋シーリングテクノでの「偽装請負」とのたた かいであった。それまでにも、派遣労働者が労 働相談のなかで JMIUに加入することもあった が、個別の事件への対応で終わっていた。こう いうなかで、派遣労働者の組織化は、企業横断 的・職能的な「派遣労働者支部」という形でし か組織化できないのではないかという議論が、 JMIUでは支配的であった。

ところが、光洋シーリングテクノの「偽装請 負」労働者がJMIUに加入してたたかいはじめ たとき、私たちの認識は変わり転機が生まれた。 「偽装請負労働者」は正社員と混在して、いっ しょに働いている。派遣労働者や「請負」労働 者という雇用形態でも、集団的に製造現場で働 いている労働者は、これまでの組織化の経験が 活用できるという問題意識が共有された。非正 規労働者の場合も職場を基礎に要求で団結でき ることが明らかになったのである。非正規労働

労働組合運動に関する論点提示論文

者の職場での組織化にあたって、「雇用主が違う ので、要求実現が困難」とか「契約を破棄され ないか」など、団結や権利問題での心配がある ことは事実だが、基本は「要求にもとづいて職 場で団結する」力を土台にして要求実現をはか るという原則は生きている。「偽装請負」労働者 は「請負先」では「非正規」労働者だが、派遣 (請負)会社においては、「契約社員」という有 期雇用の繰り返しになっており、長期に働いて いる実質的な「正社員」といえ、職場で団結す ることでたたかいの力を生むことができる。

光洋シーリングテクノの「偽装請負」の仲間 たちは、職場で20数名のJMIU徳島地域支部の 分会という団結体をつくり、JMIU の全国的と りくみと全労連の支援のもと「偽装請負」解消 のたたかいを始めた。社会的たたかいとともに、 職場で長く働き製造の根幹をにぎっていた「請 負労働者」としてかんたんに解雇できない状況 もあり、またストライキなどで直接生産に影響 を持つたたかい方ができた。そして2006年10月、 ついに直接雇用をかちとった。それは、就労し た順に集団的に「偽装請負」から直接雇用をか ちとるという、画期的な到達点だった。2009年、 組合員44名のうち22名が正社員、9名が契約社 員、13名が「請負」労働者という構成となって いるが、たたかいをすすめるなかで、2010年1 月1日付で「請負」労働者13名の直接雇用をか ちとることができた。ついに44名全員の直接雇 用を実現したのである。しかし、まだ半数が正 社員になっていない。今後も、全員正社員化め ざしてたたかいをすすめていく。

この過程で、以前から正社員で組織されてい る JMIU 光洋シーリングテクノ支部の労働者の なかでも、「請負がいるから、正社員は高いボー ナスがもらえる」など、「非正規労働者=安全 弁」などの議論も繰り返し出てきた。しかし「偽 装請負」の労働者がたたかいに立ち上がると、 正社員の組合員のなかでも、「本当は、ボーナス 支給日は1年で一番うれしい日のはずなのに、 いっしょに働いている『請負』労働者が支給ゼ ロだと、自分もうれしい顔もできなくなる」な どと、働く者の連帯を大事にする意見が強くなっ ていったのである。「偽装請負」とのたたかいの 経験があったから、JMIU は「非正規切り」に も機を逸せずに対応できたといえる。

またJMIUでは、職場にいる派遣労働者の組 織化や待遇改善にもとりくんできた。鈴木シャッ ター支部では、派遣労働者が来ると、まずJMIU 組合員が声をかける。事情がよくわからずにき た職場で、だれが最初に声をかけ、だれが親切 に教えてくれるかは、労働者の信頼感をかちと るきわめて大事なとりくみだ。そして、仕事を 教え信頼をかちとるなかで、まじめに長く働く 気があるならJMIUに加入して正社員をめざそ うと呼びかけ、加入してもらう。そして管理職 にも働きかけ、労働組合としても要求し、会社 にとっても必要な人材になることも説得し、直 接雇用や正社員化をかちとっている。このとり くみは、JMIU の方針にある「すべての仲間の 賃上げを」、つまり雇用形態の差別なく、職場で 働く労働者全員の待遇改善をめざすという方針 を真剣にとりくむなかで生まれたものであり、 JMIUの少なくない職場でとりくまれてきた。

しかしJMIUでも、2008年秋の時点では、自 分の職場以外での非正規労働者の組織化にとり くんだ経験は、一部の地方、一部の組合員だけ にとどまっていた。そういうなかでおこなった 2008年11月末の組織建設全国会議で、私はこう 提起した。「非正規労働者の大量解雇が出てきて いる。相談をうけたとき、非正規労働者だから と、権利の弱さを心配して組織化をためらうこ とが生まれるかもしれない。しかし仮に思うよ うな結果にならなかったとしても、当事者といっ しょに誠実にたたかえば必ず納得できる解決を することができる」、だから、「結果を恐れるな」 と呼びかけ、非正規労働者の組織化に積極的に とりくむことを呼びかけた。

「非正規労働者」など、未組織労働者の組 織化の方向について議論が必要

JMIU はこの間、未組織労働者の組織化につ いて、JMIU という産業別労働組合への加入を 土台にして、可能な限り職場に「団結のとりで」 をつくるために組合員を増やすことを追求して きた。私は JMIUの組織化の経験について各地 で話す機会があるが、「職場に労働組合組織をつ くる」ことを重視する問題提起をすると賛否両 論という状況がでてくることがある。非正規労 働者をはじめ、いま未組織労働者の組織化につ いて、ここ10数年なかった大きなチャンスを迎 えているとき、あらためて労働組合の組織化を どういう方向で追求するかについて、積極的な 議論をおこない、今後の組織化のとりくみに生 かしていくことが必要ではないだろうか。

いま従来にない多様な組織化のとりくみがす すんでいる。労働組合の組織化は、現実にぶつ かりながら、実践的に解決していく必要がある ので、さまざまな試行錯誤や意見の違いがあっ ていい。しかし、労働組合の組織化の方向につ いて正面から組織論を議論しないでいていいの だろうか。労働組合の組織論についていまこそ 議論すべきではないかと考える。

その場合、どんな議論の視点が必要なのだろうか。第1は、自らの経験は大事だが、狭い経 験だけにとらわれていてはならない、つまり日本の労働組合運動の先達たちの血のにじむよう な貴重な経験や教訓を学んで、労働組合運動強 化のための組織論を考える必要がある。

第2は、日本は世界有数の発達した独占資本 主義経済のもとにあるなかで、独占資本の労働 者に対する攻撃と有効にたたかううえで、日本 における労働組合組織のありかたをどう考える べきか、こういう視点で検討することが求めら れている。

現在検討しなければならない論点は何か。私 は、当面二つの論点の整理が必要であると考える。

労働総研クォータリーNo.76•77

その第1の論点は、職場に「団結体」=労働 組合組織をつくることの重要性である。すでに ふれたが、私が言うところの「職場に労働組合 組織をつくる」という意味は、産業別労働組合 の組織をつくるということだが、とりあえず、 「職場に労働組合組織をつくる」というように一 般化してもよい。

第2の論点は、当面の入り口はさまざまあっ たとしても、私たちのめざす労働組合組織の方 向として、全国的な産業別労働組合への結集の 必要性、重要性をどう考えるか、ローカルユニ オン(地方・地域労組)の役割をどう考えるか という問題があると考える。以下、二つの論点 について述べる。

職場に「団結体」をつくる-「共通の要 求」と「仲間をつくれる人」がそろえば 職場に組織はできる

1) 第1の論点は「職場に労働組合組織をつく る」ということである。労働相談として単産 や地方労連に寄せられるものは、解雇、退職 強要、賃金(残業代)未払い、労働条件切り 下げなどが多い。つまり多くは、雇用関係を もつ労働者である。相談があった場合、多く のところでおこなわれているのは、相談者の 「要求」を解決するために、相談者を労働組合 に個人加入させて、当事者の問題について団 体交渉や行政への申告をして「解決」するや り方である。場合によっては労働審判や裁判 になることもある。そういうなかで労働相談 担当者は、団体交渉や場合によっては裁判所、 労働審判などに走り回らなければならない状 況にある。そういう場合、一過性の労働組合 組織はできるが、職場に労働組合組織が確立 することはほとんどない。

だから、「労働相談から労働組合の組織化は できない」という結論を出す人さえいる。私 は、「労働相談から組織化はできる」、問題は

— 71 —

労働相談に対応する視点であり、やり方であ ると思っている。また職場に労働組合組織を つくると「企業内労働組合」になるので、職 場に労働組合組織をつくるべきではないとい う考え方もある。

さらに異なる考え方もある。一人ひとりの 事件を解決すること自体が大切なのであり、 職場に労働組合組織をつくることを追求する 必要はないという考えもある。労働相談は人 生相談的にもなることがあるが、その「人助 け」こそ喜びであり、労働組合の組織化は必 要がないという考えさえある。そうなってく ると、労働組合運動の本質的流れからずれた 人生サークルのようなものになっているとい う気がする。

こういう状況のなかで、労働相談から職場に 労働組合組織を確立するという意識的とりくみ は、きわめて弱い状況にあると感じている。

2)労働相談での事件は、違法であることが多い。だから、ひとりの労働組合加入でも、団体交渉や行政への申告で解決できることもある。違法を是正すること自身が、労働組合に加入しなければできないという事態があることも事実である。しかし、そこにとどまっていていいのだろうか。労働組合にとって違法を直させることは重要だが、それで満足していいとはとても思えない。

直接的にどんな問題が起こるかというと、 職場に労働組合組織を確立し、ともにたたか う仲間がいなければ、事件が「解決」したと しても、勇気をもって違法を告発し立ち上がっ た労働者が、経営者のいやがらせなどによっ て、職場から追い出されたりする可能性が高 いし、現実にそういう事例は後を絶たない。 また、いったん違法な状態がなくなったとし ても、職場に労働組合の組織が確立できなけ れば、再び違法が繰り返されることも少なく ない。これでは、根本的な解決にならない。 3)もっと強調したいことは、労働組合運動を 「違法」をなくすことだけに「矮小化」させて はならないということである。労働組合運動 の本質は、「労働者の団結の力」で、労働条件 や権利の向上、経済的社会的地位の向上をは かることである。「違法」をなくすだけでな く、法律で決められている最低限を上まわる 労働条件や権利などをかちとらなければ、労 働組合の本来の意義を失うといってもよいの ではないだろうか。

残念なことに現在の日本では、主要な労働 条件や権利は、企業ごとに決定されている状 況にある。それは、日本の大多数の労働組合 が企業別に組織されており、企業の枠を超え て労働条件を決定する方針をもっていること が少なく、またそれを実現する力ももってい ない。またヨーロッパなどと異なり、日本で はそのシステムがない状況にある。もちろん JMIU は、全国的、産業別的、地域的に労働 条件の統一水準をめざしているが、その実現 はかんたんなことではない。そういう条件の もとでは、産業別労働組合とともに、職場で 団結した力を確立し、経営者に対して労働条 件の改善を求める力と組織をつくらなければ、 労働条件や権利の向上は不可能ではないだろ うか。

「事件解決型」から「組合づくり型」への とりくみ

1) JMIUは、4年ほど前から「職場に団結体 をつくる」ことを重視して、「事件解決型」か ら「労働組合づくり型」へという方針を提起 している。この方針は、職場に労働組合組織 をつくることによって、違法の是正だけでな く、労働条件や権利を向上させようという基 本的な考え方がある。同時に事件解決だけに 終わっていたら、多くの労働者を組織化し労 働組合組織を拡大強化するチャンスがあるの に、それをみすみす失っていることをふまえ てスローガン化された方針である。

- 2) 労働組合は要求で団結する。つまり職場の労 働者に共通の要求があれば、労働者の団結の土 台があるということであり、労働組合づくりの 可能性の第1段階が準備されているということ になる。だから、労働相談があったときに、相 談者の話をよく聞くと同時に、「その問題はあ なたひとりの問題ですか」と必ず問う。相談者 の話だけでなく、相談者の後ろにある「職場を 見る」ことを意識的に追求することが大事であ る。そして他の労働者にも同様の要求があるな らば、ひとりの問題だけで団体交渉や行政への 申告をするのでなく、要求で一致する仲間を集 めて労働組合を組織化してたたかう準備をする ことが先決である。「解雇」など緊急性のある 問題でも、いったんは組織化の可能性を追求し てみる姿勢が必要ではないか。
- 3)もうひとつの課題は、「仲間をつくれる人」 を見つけることである。相談者が組織者になれれば、事態は大きくすすむ。しかし相談者 が組織者に向かないような場合は、職場で相 談者が信頼できる人につながりをもち、相談 者と同様な要求を持っていれば、そこから組 織化の可能性がぐっと広がる。

「職場に共通の要求」があり、「仲間をつく れる人」を見つける。この「二つのキーワー ド」がそろえば、職場に労働組合組織をつく れる可能性は一気に広がるが、とくに「仲間 をつくれる人」が決定的に重要である。そし て、しっかりした労働組合組織をつくれば、 違法を是正させるだけでなく、労働条件や権 利の向上をかちとり、労働者の団結権が大き く拡大していくのである。

4)「そんなことは当たり前」という人がいるか もしれない。しかし事態はそうなっていない。 このテーマを真正面から議論すると、先に述 べたように「労働組合組織化よりも、いま困っ ている人をどう救うかが大事だ」という反論 が返ってくる。JMIUで論議を始めたときも、

労働総研クォータリーNo.76•77

「困っている人を見捨てるのか」「JMIU はそ んな冷たい労働組合なのか」などの批判があっ た。「困っている人を救うな」などと言ってい るのではない、ひとりの事件だけやっていた ら、一時は違法が是正されたとしても、結局 は、当事者も職場にいられなくなるし、根本 的な解決にならない。だから、労働組合を組 織化するという視点をもって労働相談にあた ろうということなのである。JMIU でも提起 して以降3年ぐらいたったら、みんなが「事 件解決型から組合づくり型へ」と口をそろえ るようになり、全国でとりくんでいる。実際 には、こういう立場で相談にあたっても、組 織化につながるのは20件~30件に1件しかな いかも知れない。しかし、組織化の視点がな ければ、労働組合の組織化は限りなくゼロに とどまる。つまり、労働組合の組織化は自然 発生的にしかできず、相談者が「労働組合を つくりたい」と言ってきたときにしかチャン スは生まれないことになる。

職場での組織化、同時に職場を超えて産業 別・地域的にも、たたかう労働組合の力を大 きくしていく。こうして大きな労働組合組織 ができなければ、労働者の経済的社会的地位 の向上はない。

実践的経験の事例

1) Tという職場、これは大手電機メーカーの 構内下請け企業である。労働者は、下請け企 業の正社員と派遣社員がいる職場だが、実際 には同じ仕事をしており「偽装請負」的要素 も強い。この職場で、就業規則上は実働8時 間であったが、請負先の業務と合わせるため 実働7時間45分を続けてきた。しかし残業代 の計算基礎は8時間になっていた。おかしい と気づいた労働者が地方労連に相談をして、 その結果労働基準監督署に申告した。そして 労働基準監督署の指導により、いったん是正

されたが、次に会社は、就業規則どおり実働 8時間とするとして、実際には労働時間が延 長されてしまった。

2)そこで数人の労働者が、もう一度相談にき てJMIUに結びついたのである。JMIUのオル グは、当事者の怒りを受け止めながら、少数 で告発するとか、急いで労働組合をつくって 団体交渉をしても、なかなか要求実現に結び つかない。多くの労働者が不満をもっている のだから、少し時間をかけてしっかりした労 働組合組織をつくろうと呼びかけた。当事者 は一日も早く会社と団体交渉し是正させたい という思いがあるが、労働者の団結の力で要 求を実現しなければならないことを説得した。

最初におこなったのは、集まっていた仲間 の「労働組合とは何か」の基本的学習である。 労働組合をつくることへの確信を持つことが 重要である。それに少しずつ参加する仲間を 組合員として増やしていった。残業が多い、 自動車通勤がほとんどというなかで、集まる こと自体がたたかいであった。

そして、職場の要求をつかむ、「実働7時間 45分にもどせ」とともに、職場の切実な要求 をつかむ努力をした。そのうえで、絶対に公 表してはならないが、要求がまとまってくる なかで、仮の「労働組合結成の訴え」をつくっ てみる。この作業のなかで、自分たちの要求 の正当性や多くの労働者が共感するアピール の仕方などを学んだのである。

3)しかし、上記のような労働や通勤の実態があり、組織化は遅々としてすすまない。あせりもでる。こういうとき大事なことは、どういう力をつけたら、公然化=会社と団体交渉ができるかということをはっきりさせることである。

JMIUでは、これを定式化している。①何 よりも大事なのは、組織化の中心的働き手= 「核」の確立である。できれば複数が望まし い。どんなに数が多くても、中心がぶれたら 組織は崩壊する。何よりも核の確立が第1で ある。②第2は、基本的な学習や討論のなか で、労働組合づくりは正当なものであり、労 働組合づくりへの妨害は不当労働行為という 犯罪であるなど、労働組合づくりへの確信が どれだけもてたかである。③第3に、組合員 の共通な要求を明確にすることによって、組 合員の団結がどこまで強くなっているかが重 要である。④そして最後に、組合員対象者の 過半数を目処としながら組合員がどこまで増 えたかである。職場が分かれている場合は、 できるだけ空白をつくらないなども考慮の要 素となる。しかし、あくまでも数だけでもの ごとを判断してはならない。繰り返すが、い くら数がそろっても、中心的核がなければ労 働組合組織はあっという間に崩壊する。

4) 2009年1月に35名で公然化し、団体交渉を 申し入れた。構内下請け会社ということも配慮 し、中小企業を発展させる労使関係の確立を重 視した。そういうなかで、実労働時間を7時間 45分にする、土曜休みを復活するなどの要求を 実現し、その後、これまでほとんどなかった夏 季一時金を1か月分獲得することができた。こ れらのとりくみをすすめるなかで、いま組合員 は64名まで増えて、過半数を達成した。

最近、病気休職をしている組合員から、こ んなメッセージが届いた。「労働組合ができて いてよかった。もしできていなかったら、病 気をすれば退職に追い込まれていただろう。 ありがとう」というものであり、私はこのメッ セージを感動をもって受け止めた。

「事件解決型」から「組合づくり型」への実 践として、私たちはこの経験をいっそう確信 にしてとりくんでいきたい。問題は、最初の 相談のときの視点である。そして相談につい て、複数の担当者で組織化の可能性があるか どうかを徹底して論議し、追求することが必 要だと考えている。

— 74 —

労働総研クォータリーNo.76•77

組織化戦略の基本は、産業別全国組織へ の結集

第2の論点である。現在、「非正規切り」とのたたかいで、地方労連の活躍が目立っている。そのなかで、地方労連が中心に組織化するローカルユニオンの組合員が増えている。これは重要な成果であるが、だから「いまや未組織労働者の組織化は、ローカルユニオンが中心だ」という議論が出てきているが、これは早まった議論だと私は思う。ローカルユニオンが奮闘していることを評価すること自体に異論はない。ローカルユニオンは、身近な地域に存在し、敷居が低く団結しやすいという条件をもっている。また労働者がまとまって働いている状態にないなど、労働実態によってはローカルユニオンが組織しやすいということもある。

しかし、日本の労働組合組織を「ローカル ユニオン」強化という方向のみに位置づける ことが、日本のたたかう労働組合運動の前進 に有効かどうかは、しっかり検証しなければ ならない。あらためて、日本の労働組合の組 織化についての歴史的経験の検証、発達した 独占資本主義経済にある日本という二つの面 から、労働組合の組織論を理論的にも検討す る必要性が高まっている。

2)戦後日本の労働組合運動のなかでも、その 転機となった1959年から1960年にかけてたた かわれた三井三池闘争、このたたかいから教 訓をくみだすことは、現在でも重要である。 このたたかいは、アメリカ主導の日本経済支 配強化のためにおこなわれた石炭から石油へ のエネルギー転換が背景となっていた。一方 では、当時日本最強の企業別労働組合といわ れた三井三池炭鉱労働組合と炭労つぶしをね らった1200名もの指名解雇、とりわけ400名も の活動家排除をおこなおうとした日本の財界 と労働界の正面からの激突であった。 全国の労働者・労働組合の支援のもと、き わめて戦闘的にたたかわれた三池闘争であっ たが、資本による卑劣な分裂攻撃や国家ぐる みの攻撃のなかで、ごまかしの中労委あっせ ん案によって三井三池闘争は「敗北」的な解 決を余儀なくされた。

その要因は、石炭積み出しに使うホッパー の争奪をめぐる物理的局地戦に闘争が集中し てしまった戦術上の誤りがあるが、根本的に は、国家独占資本主義のもとでの「合理化」 攻撃には、職場を基礎にたたかうとともに、 企業内や地方でのたたかいにとどまらず、全 国的産業別統一闘争としてたたかう、そして 国民的要求とも共同する全国的なたたかいに 発展させきれなかったことにある。

三井三池闘争は、資本の全国的な攻撃との たたかいでは、地域だけにとどまるたたかい では勝利できない、産業別に全国的闘争とし てたたかいを広げること、国民的な要求とと もにたたかうことが不可欠であることを明ら かにしたのである。

3)日本の労働組合運動においても、未組織労 働者の組織化のために、繰り返し「地方・地 域合同労組」がつくられ、さまざまな形で労 働者の要求実現のためたたかってきた。これ は、現在ローカルユニオンと言われている労 働組合と本質的には同じといっていいだろう。 しかし結果としては、多くの場合、それらの 組織は全国的組織への統合という形にならざ るをえなかった。

国家独占資本主義のもとでの産業再編をふ くむリストラ攻撃には、産業別労働組合を軸 として全国的統一闘争でなければ対抗できな い。こういうなかで、全国的な統一闘争とし てたたかおうとすれば、地域を土台としなが らも全国的組織にならざるをえないのではな かろうか。全労連が産業別と地方で構成する という意味でいう地方とは、いうまでもなく 地方労連であり、ローカルユニオンではない。

— 75 —

全労連は、ローカルユニオンの連合体ではな い。

また世界的に発達した資本主義各国におい て、産業別労働組合に属さない「ローカルユ ニオン」という労働組合組織が、どんな状況 でどんな位置づけになっているか、調べてみ ることも必要だろう。

これらを考えると、実践的にも理論的にも、 日本のような国家独占資本主義国での労働組 合の組織化は、産業別全国労働組合を基軸に し、全国的統一闘争、国民的闘争としてたた かわなければ、資本の攻撃に対応し得ないと いう基本的な方向を明確にすることが必要に なるのではないか。そのためには、すべての 全国単産の労働組合にとって個人加盟が可能 な地域組織をつくりあげることが求められて いる。

4)では、ローカルユニオンはどんな役割を果た すべきなのだろうか。その役割として、地域で の労働条件の水準を引き上げるたたかい、地域 の労働者の要求をもとにした自治体への要求闘 争、地域の労働組合との相互支援などがあるだ ろう。同時に、地域の未組織労働者の組織化の 前線に立つ役割を担っている。

現在、全労連のもっている力にも限界があ り、すべての産業別労働組合組織が全国に組織 化されているわけではない。また多くの単産で 個人加盟が可能な組織をつくってきているが、 まだすべての単産や地域に網羅されていない。 地域で労働相談があった場合に、職場に労働組 合を組織化するとしても、ローカルユニオンが 対処することは少なくないし、大事な役割でも ある。ローカルユニオンは未組織労働者の組織 化に対処する重要な位置にあることは明らかで ある。「地域が組織化の焦点になっている」と いわれているが、それはローカルユニオンに組 織して終わらせることと同じではない。体制が 十分にとれてはいないが、産業別労働組合も具 体的には地方で組織するのである。 重要なことは、ローカルユニオンで「完結」 させないことではないだろうか。将来的には 全国的産業別労働組合組織への結集を念頭に おいてとりくむことが必要ではないかという ことを私は強調したい。それぞれの産業別組 織のもっている情報やノウハウと地方での身 近で具体的な組織力、これが結び合ったとき に全国的に労働組合の組織化がすすむという 実感を持っている。

いま、今後の労働組合の組織化に向けての 活発な議論と組織化の前進が期待されている。

新たな政治状況のもとで

2009年8月の総選挙の結果、民主党を中心と する政権が誕生し、戦後長期に続いた「自民党 政治」の崩壊が始まった。新政権への評価は、 まだ確定的にいうことはできないが、「自民党政 治」ではできなかったことに着手している面も ある。しかし「日米同盟を基軸とする」という 基本方針のために、安保・基地問題では腰が定 まらない状況にあるし、大企業の横暴を許さな いという立場にたちきれないため、雇用・労働 問題へのとりくみがすすんでいない。いまこそ 労働者・労働組合の要求とたたかいにとって、 民主党がかかげたマニフェストをふくむ雇用・ 労働対策の実行を迫るたたかいは、いっそう重 要になっている。何よりも、これまでは、ほと んど法改悪とのたたかいであった労働者・労働 組合にとって、世論とたたかいを背景に大きな 運動を起こせば、真の意味での「法改正」をか ちとる可能性が生まれていることは重要である。 それは、民主党が労働者・国民に背を向ければ、 次の選挙では政権からひきずりおろされること がわかっているからである。つまり、民主党政 権に対する大企業とアメリカの圧力、それを打 ち破る労働者・国民のたたかい、この運動によ る力関係と世論がどう変化するかが、私たちの 要求実現の程度を決めるのではないかと思う。

労働者派遣法抜本改正でいうと、2009年末に 労働政策審議会から出された答申は、きわめて 問題があり、今後のたたかいで抜本改正をかち とる必要がある。問題点は、①登録型禁止につ いても、実際は専門業務でないものも含む26業 種などを除外、②製造業への派遣も「常用型」 は除外されたが、有期雇用の繰り返しでも「常 用」とみなされており、実効性がうすい、③① ②とも3~5年先まで先延ばしとされ、絶対容 認できない、④違法派遣の場合「みなし雇用」 も「違法と知っていること」が前提とされ、ま た「直接雇用を申し込んだものとみなす」にと どめられ、さらに派遣のときの条件をひきつぐ ものとされ雇用安定にならなく、⑤「均等待遇」 や「派遣先の団交応諾義務」も保障されていな い、など多い。

これらの問題点を労働者・国民に訴えて、改 正をかちとらなければならない。このところ、 労働者派遣法抜本改正の宣伝をすると、従来に

労働総研クォータリーNo.76•77

ない反応がかえってきている。運動と要求の前 進は、必ず未組織労働者の組織化につながる。 また多くの労働者が働く中小企業への直接支援、 金融支援なども、運動と世論によって実現させ ていかなければならない。これらのとりくみも、 労働者の団結を広げるとりくみに生きてくる。 労働者や中小企業をまもる運動をすすめている 労働組合に対する信頼は、着実に強まっている。

このように、職場での要求実現のたたかいと ともに、政治状況の変化を生かして労働者・国 民のくらしと雇用や中小企業の経営を改善する 要求を積極的におこない、たたかいをすすめる ことが求められている。「要求したって、どうせ ダメ」というあきらめもあるかもしれないが、 この政治状況の変化は、他ならぬ労働者・国民、 私たちがつくりだしたものであり、このチャン スを生かすかどうかは、私たちのたたかいにか かっている。

(いくま しげみ・JMIU委員長)

労働総研設立20周年記念労働総研奨励賞 論文募集
募集要項
<応募要領・応募資格>
①個人部門は、40歳未満(2010年3月末現在)、応募論文は2009年1月1日から2010年3月末日までに作
成されたもの、または発表されたもの。 ②団体部門は、労働組合調査部などによる調査研究活動で、2009年1月1日から2010年3月末日までに
で国体的」は、力動組合調査的などによる調査が元伯勤で、2009年1月1日から2010年3月末日までに 作成されたもの、または発表されたもの。
<応募時期・発表>
○個人部門、団体部門とも2009年9月1日から2010年3月末日までに、労働運動総合研究所事務局に郵送
またはメールで提出する。提出は本人の責任でおこなう。
○入選者は、2010年7月の上旬頃に本人宛に通知し、7月下旬予定の2010年度労働総研定例総会で表彰する。
<表彰・賞金> 労働総研奨励賞1席1編、 賞金 30万円 (個人部門、団体部門それぞれ同じ)
労働総研奨励賞2席2編、賞金各15万円 (個人部門、団体部門それぞれ同じ)
<選考委員>
委員長 日野秀逸常任理事・東北大学名誉教授
募金のお願い
表彰事業をすすめるのに必要な資金について、多くの方々のご協力をお願いする次第です。
募金は1口2000円で何口でもかまいません。事業の趣旨をご賢察の上、募金いただければ幸いと思います。 なお、ご送金の際には、下記の口座をご利用下さい。
郵 便 振 替 00190-8-706685 口座名 労働運動総合研究所
三菱東京UFJ銀行 滝野川支店(普)0220498 口座名 労働運動総合研究所

大企業職場における 労働組合運動の展望をどう考えるか

藤田 宏

大企業職場における労働組合運動の展望をど う考えるか――これが本稿に与えられたテーマ である。

大企業職場における労働組合運動の展望を考 えるとき、大企業職場の現状がどうなっている のか、労働者はどのような状況に置かれている かが、大企業における労働組合運動の「土台」 となり、「出発点」となる。労働組合の「主人 公」である組合員こそが、労働組合の行方を左 右する力を持っているからである。この点の分 析をぬきにして、大企業職場におけるたたかい の展望を語ることはできない。

本稿では、大企業職場における労働者状態の特 徴について、財界・大企業の労働者支配とのかか わりで明らかにすると同時に、そのなかでうまれ ている職場の矛盾と労働者のたたかいにふれるこ とをとおして、大企業職場における労働組合運動 の展望について考えていくことにしたい。

財界の労働者支配戦略と労働者状態の悪化

大企業職場は、財界・大企業の牙城であり、そ の労働者支配の網の目は労働者一人ひとりをから め取るように細かくはりめぐらされている。その 中心的柱に反共主義が位置づけられ、労働者の要 求実現の先頭に立っている日本共産党員など職場 活動家を孤立化させ、職場でのその影響力をそぎ とるために、共産党員・活動家差別など人権侵害 が横行している。財界・大企業はまた、その一方 で、労働者支配の重要な要として、労資協調の労 働組合幹部を積極的に「育成」し、「労資協調路 線」による職場支配を強めている。

最近の大企業の職場状況をめぐる大きな特徴 は、大企業の労働者支配の矛盾が深まり、支配に 亀裂が生まれ始め、労資協調路線の矛盾もこれま でになく激化していることである。その背景に は、1995年に日経連が打ち出した『新時代の「日 本的経営」』にもとづく財界の新たな労働者支配 戦略の破たんがある。この戦略は、経済のグロー バル化が進展し、メガコンペティション(企業間 大競争時代)をむかえるなかで、日本の大企業が 国際競争に打ち勝つためには、国際競争力の強化 が必要であり、そのためには徹底して総額人件費 コストを削減しなければならないとするものであ り、それにふさわしい労働者支配の体制を新たに 構築しようとするものであった。

財界・大企業は、それまで「年功賃金」「終身 雇用制」「企業別組合」という日本的労使関係の もとで、膨大な中間管理職を活用し、労働者一 人ひとりの生活まで管理する「個別管理」によ る労働者支配を確立してきた。大企業は、中間 管理職層を労働組合幹部に"登用"するなど労 働組合への積極的な介入・支配を強め、生産性 を上げて"パイ"を大きくすれば賃金も上がる という「パイの理論」をふりまき、労働者を「企 業第一主義」に取り込んできたのである。

新たな財界戦略は、これまでのそうした労働 者支配の方策を大きく転換するものとなった。 ME 技術革新が進展する中で、その役割が低下 したにもかかわらず、相対的に賃金が高い中間 管理職の徹底したリストラ・首切りが強行され、 その攻撃と一体で「年功賃金」と「終身雇用制」 の解体が進行した。かわって導入されたのが、

— 78 —

「成果主義」と「正規労働者の代替としての非正 規労働者へのシフト」という2つの柱にもとづ く労働者支配であった。その最大の特徴は、一 言でいえば、労働者を個々ばらばらに分断する ことによって、企業にたいして"異議申し立て" ができなくする支配体制ということができる。

大企業労組は、この財界戦略に全面的に協力 し、当時の自公政権は、有期契約などの労働基 準法改悪、労働者派遣法の相次ぐ改悪など労働 法制の規制緩和をおこない、この財界戦略を後 押しした。

こうして確立された財界戦略は、大企業労働 者に何をもたらしたのか。以下、具体的に見て いくことにしよう。

(1)成果主義による労働者支配と労働者状態

成果主義賃金は、業績・成果をあげれば、そ れにふさわしく賃金があがるというふれこみで 導入された。しかし、実際には、企業の思うま まの恣意的な評価制度と一体のチャレンジ的な 目標管理による達成度によって賃金が決まるも ので、成果を労働者に競い合わせる労働者間競

労働総研クォータリーNo.76•77

争を組織し、労働者を個々バラバラに分断する ことによって新たな職場支配の体制を構築しよ うというものであった。

成果主義賃金のもとでは、労働組合の賃金決 定機能も奪われた。春闘で賃上げが決まっても、 労働者一人ひとりに、その配分がどうされるか は、労働組合すらわからないという状況になり、 分断された労働者の賃金は低下の一途をたどる ことになる。恣意的な評価制度のもとで、目標 を100%達成しても、あまり賃金は上がらず、多 くの労働者は賃下げという結果がおしつけられ ることになったのである。

グラフ1は、バブルが崩壊した91年3月期決 算時点を100として、大企業の経常利益と配当 金、賃金の伸び率をみたものである。バブルが 崩壊しても成果主義賃金制度が本格的に導入さ れる90年代後半までは、「平成不況」といわれる 状況のもとでも、労働者の賃金はわずかながら でも上昇している。ところが、成果主義賃金制 度が本格的に導入された90年代後半以降は、労 働者の賃金は下がる一方である。総額人件費削 減というねらいをもった成果主義賃金制度の役



— 79 —

割が、この数字に如実に示されている。

それでも、大企業は、アメリカ市場など海外 で大幅に売り上げと利益をのばしている間は、 所定内賃金は伸びなくても、業績配分として一 時金だけは増やされた。ところが、リーマン ショックを契機にした経済恐慌が勃発し、08年 後半以降、売り上げが急速にしぼむと、成果配 分の目玉だった一時金が業績悪化を口実に大幅 にカットされたのをはじめ、残業抑制による残 業代の減収や交代制勤務にともなう諸手当が削 減された。総額人件費削減という成果主義の本 性がむき出しの形で労働者を襲うようになった のである。たとえば、トヨタの正規労働者の場 合、一時金が年間67万円減になったのをはじめ 残業代・諸手当削減によって、年間賃金は、100 万円も減収することになった。トヨタの労働者 は、30歳代後半になると、ほとんどの労働者が 持ち家を購入し、毎月8万円、ボーナス時30万 円程度の住宅ローン返済金をかかえることにな る。ほぼ年間の住宅ローン返済額に近い収入減 となった。毎月のローン返済すら困難になると いう状況に追い込まれたのである。

トヨタ労組は、組合員の家計の破たんをさけ るために、新たな融資制度を設け、「減収によ り、大幅な家計の見直しが避けられず、当面の 住宅ローン返済等の資金が不足する場合」、融資 額100万円を限度に利息1.5%で貸出をすること を決めた。そこまで労働者生活は困窮するよう になっている。

長時間・過密労働も深刻である。成果主義賃 金が導入される中で、成果を上げるために、い くら残業しても、残業の申告をすれば、決めら れた時間内で成果を上げることができない証拠 とされ、能力が低いからだといわれることにな り、残業代など請求できない状況になっている。 ホワイトカラー労働者を苦しめているのは、成 果主義賃金と一体となって導入された、国際的 には例のない日本独特の「裁量労働制」である。 実際に何時間働いたかに関係なく「労使協定で 決めた時間だけ働いたものとみなす」制度であ り、それが成果主義賃金とむすびつくと、いっ そうの長時間労働を強要し、サービス残業の温 床となるなど、労働者の苦難を増大させるもの となっている。

労働者の心と身体も蝕まれている。成果主義導 入に伴って要員が削減され、生産ラインでは死傷 災害が重大化している。また、成果をめぐる労働 者間の競争が激化し、それが職場のチームワーク を壊し、職場の人間関係がギクシャクするなか で、メンタルヘルス障害が激増している。06年4 月に日立のある事業部で開かれた部長会議では、 病気による1カ月以上休職者の会社状況は極めて 深刻で、「前年と比べ大幅に悪化し、過去最悪の 水準」「とりわけ精神障害による休職者の増加に 歯止めがかからない」ことが報告された。長期休 業者が続出し、社員の1%を超えるまでになった のである。日立の産業医はあまりの多発ぶりに 「日立病・日立シンドローム」と名付けて警告を 発する状況にまでなっている。

メンタルヘルス障害は、昨秋以来のリストラ・ 賃下げ攻撃が激化するなかで、いっそう加速し、 日本産業カウンセラー協会の調査によると、「メ ンタルヘルス不調者の増加」を指摘する回答が 7割をこえるまでになっている。

成果主義賃金は、低賃金による労働者生活の 悪化ばかりではなく、その心身を蝕み、生命ま で脅かすものとなっている。

(2)非正規労働者へのシフトと労働者状態

非正規労働者が、これまで正規労働者が働い ていた部署に、正規労働者の代替として大量に 進出している。とくに、大企業職場では、1999 年の労働者派遣法の改悪による「派遣の原則自 由化」につづく03年の製造現場への解禁によっ て、製造業への派遣が可能になると、生産ライ ンへの進出が際立って進行することになった。

これら非正規労働者はほとんどが未組織労働 者であり、一人ひとりが分断された状況に置か

— 80 —

れ、企業にたいする"異議申し立て"をするこ とができない状況に置かれている。財界・大企 業は、成果主義によって正規労働者をばらばら に分断すると同時に、非正規労働者を孤立した 無権利の労働者として酷使しているのである。

派遣労働者の賃金は低く、正規労働者の2分 の1から3分の1である。財界・大企業は、こ れら派遣労働者を安上がりな戦力として大量に 活用するために、自ら自公政権につくらせた法 律である労働者派遣法すら守ろうとせず、それ を無視して違法・脱法行為を日常茶飯に行って きた。もともと孤立している派遣労働者が企業 への要求をだすことすら困難な状況にあること をいいことにして、派遣法で「最大3年」と期 間制限が加えられているのに、それを無視して 同じ仕事を「班」だけ替えて5年間も働かさせ る(日立のグループ企業)、偽装請負から通算す ると4年から6年も派遣のまま働かせ、直接雇 用の申し出もしなかった(いすゞ)など、大企 業は違法・脱法行為を繰り返してきたのである。

こうして低賃金・無権利の状態に置かれた派 遣労働者・非正規労働者は、景気が悪化すると、 大企業が率先して開始した「派遣切り」「非正規 切り」と呼ばれる雇用破壊によって、「使い捨て ライター」同様に、その職を奪われることになっ た。その数は派遣業界団体の調べでは、40万人 にも及ぶと推定され、厚生労働省の調査でも26 万人余に上っている。

これら労働者の少なくない部分が、職を奪わ れるとともに、住んでいた寮からも追い出され、 ホームレス化した。

その実態を鋭く社会的に告発したのは、08年暮 れの「派遣村」のとりくみであった。職と住居を 奪われた非正規労働者が、着の身着のままで、残 りの現金数十円を手にして派遣村にたどりつく、 所持金が数千円しかなく、仕事を見つけることも できず、生きる展望を失って自殺を図ろうとした 非正規の青年労働者がテレビのニュースで派遣村 の取り組みを知って、派遣村に望みを託してかけ

労働総研クォータリーNo.76•77

つけたなど、この取り組みは、非正規労働者の命 をつなぐとともに、それまでばらばらにしか見え なかった貧困の実態を社会的に見える形で告発す るとともに、もうけのためには非正規労働者を 「使い捨て」にしてはばからない大企業の横暴を だれの目にも分かる形で明らかにした。「派遣村」 のとりくみは、社会に衝撃を与えるものとなり、 全国各地に広がった。

(3)財界・大企業の収支決算

財界・大企業は、90年代後半以降、「成果主 義」と「正規労働者に代替しての非正規労働者 へのシフト」という、労働者の分断を最大の特 徴とする労働者支配をつづけてきた。この労働 者支配戦略によって、日本の大企業は、人件費 コストを削減し、「国際競争力」を強化し、アメ リカを中心にした海外市場に進出し、急速に売 り上げを伸ばすなど、膨大な利潤を手にするこ とになった。

たとえば、トヨタは2002年以降、金融・住宅 バブルにおどるアメリカを中心に売り上げを大 きく伸ばしている。そのなかで、トヨタは、ア メリカ市場での収益をさらに拡大するために、 "アメリカ型経営"をとるようになった。"アメ リカ型経営"のアメリカ企業は日本のように膨 大な内部留保をため込むことはないが、トヨタ は膨大な内部留保をため込むと同時に、"アメリ カ型経営"を導入し、株主重視の配当をするよ うになる。トヨタ全体の売り上げは、02年度の 16兆円から07年度には10兆円以上も伸ばして 26.3兆円に急増、08年度決算では世界的経済危 機の影響で20.5兆円に落ち込んでいるが、それ でも02年度比で1.3倍近くになっている。内部留 保も、8.5兆円から13.4兆円へと飛躍的に増やし ている。その伸びが著しいのは株主配当で、不 況下でも02年度の1258億円から08年度の3135億 円へと2.5倍近くに伸ばしている。

このトヨタの大儲けの最大の"源泉"となっ たのは、派遣労働者や期間工などの非正規労働

— 81 —

者である。この間、トヨタグループ全体では、 2002年に3万人だった派遣や期間工などの非正 規労働者は、2008年には8万8000人にまで増や している。

これら非正規労働者は、正規労働者と同じライ ンで働いている。その賃金は、たとえば、トヨタ の期間工の場合、基本給(18万9000円)に加え て、連続2交代勤務に伴う深夜勤務・交代手当 (3万5000円)、月20時間の残業手当(3万8000 円)をくわえて、月25万円、年間300万円ほどで ある。トヨタの正規労働者の平均賃金は800万円 だから、その4割の賃金で働かせてきたことにな る。低賃金の非正規労働者の大量活用が、トヨタ の大儲けの"源泉"となったのは明らかだろう。

2 大企業職場に渦巻く矛盾と支配体制 の動揺

財界・大企業の新たな労働者支配は、労働者の 状態悪化を加速させる中で、みずからつくり上げ た職場支配の体制を「土台」から揺るがす深刻な 矛盾を広げるものとなっている。注目されるの は、この矛盾が、財界・大企業の新たな労働者支 配戦略に協力してきた大企業労組にたいする職場 組合員の批判となって噴出していることである。

90年代半ばころまで続いた「年功賃金」「終身 雇用制」「企業別組合」という旧来の「日本的労 使関係」のもとで、労資協調路線に立つ大企業労 組は、「経済整合性論」、つまり、生産性を上げて "パイ"をおおきくすれば賃金も上がるという「パ イの理論」を掲げていた。大企業も、大企業労組 が「合理化」を容認することと引き換えにではあ るが、賃金への"配分"をおこなってきた。この 時期は、大企業労組のもとに労働組合員をつなぎ とめるうえで大きな役割を果たした"パイの理 論"はそれなりに機能していたのである。

「新時代の『日本的経営』」にもとづく労働者 支配は、その構図を大きく変化させることになっ た。大企業労組は、国際競争力強化を旗印にし た総額人件費削減策にもとづくリストラも賃下 げもという財界の攻撃に抵抗しないだけでなく、 それを容認し、「パイの理論」は名実ともに破綻 することになった。大企業労組は、財界の新た な労働者支配戦略に全面的に協力するように なったが、"パイ"がいくら大きくなっても、そ の"見返り"としての成果配分は実現されず、 労働分配率は低下の一途をたどることになった。

大企業労組の一部には、ついには、成果主義 や非正規労働者の大量活用の財界戦略に呼応す る形で、労働組合の「変質」を図る動きも生ま れることになった。それは、「労使協調路線」か ら「労使一体路線」への大企業労組の企業への いっそうの傾斜、労働組合は組合員の利益を守 るという労働組合の原点をも踏みにじる「変質」 であった。

たとえば、トヨタ労組は、2002年の労組大会 で、賃金をはじめとする「基本的労働条件」の 改善闘争はやめて、「働き方の『質』の向上の課 題に対応する」という方針を決めた。具体的に は、「組合員一人ひとりが、より付加価値の高い 仕事に挑戦し、より多くの成果を上げていくた めに、意欲・活力を高めつつ、いきいきと働け る、魅力ある働き方を実現していく」ための活 動に、労働組合として主体的に取り組んでいく というものである。これは、「労働者が団結して 自分たちの生活と権利を守る組織」であるとい う労働組合の存在意義を否定し、労働組合が企 業の生産活動の補完物になっていく方向を打ち 出したものといえる。

大企業労組の「論理」は、成果主義人事管理 のもとでは、労働組合員が成果を上げるために 努力すれば、それなりに賃金が上がっていく、 そのために、労働組合として生産活動に責任を 持って協力する、そうしてこそ労働者も成果を 上げることができ、賃金も上がり、労働者の利 益は向上することになるというものである。

しかし、この「論理」は、財界の新たな労働 者支配戦略が展開される中で、破綻することに

— 82 —

なる。実際には、大企業は大もうけを続けてい るのに、労働者の労働と生活は、大きく脅かさ れるばかりという現実が、この「論理」のでた らめさを証明するようになったからである。そ の矛盾が、リーマンショック後の経済恐慌のな かで、「労使一体化」路線をすすむ労働組合批判 として噴出している。

第1。成果主義の矛盾である。成果主義賃金 が導入される中で、労働者の賃金は抑制されて きた。それでも、大企業労働者の場合、企業の 業績が好調な時は、一時金への業績反映、残業 収入などによって、総額人件費コスト削減策と しての成果主義賃金の本質がみえにくくなって いたが、経済危機が深刻化する中で、その本質 が労働者に実感されるようになっている。09年 春闘は、大企業職場では、不況とは言え、企業 が膨大な内部留保をためこんでいるにもかかわ らず、きわめて低い低額回答に終わった。東芝 の職場では、会社から提案された事実上の賃下 げにたいして、「労使一体」の労働組合は、「会 社がつぶれたら元も子もない」と、会社提案を 受け入れることを決めた。しかし、支部の一つ が代議員会でこれを否決したのである。成果主 義への不満が、労使一体の労働組合にたいする "ゲリラ的反発"となって表面化する事態にまで なっている。

この背景には、成果主義賃金によって、「いく ら努力しても賃金が上がらない」ということと 同時に、労働者同士が成果を競わされることに よって、長時間労働が強要され、しかも職場の 人間関係が悪化することによって、メンタルへ ルスが深刻化している職場状況への労働者の不 安と怒りがある。実際、この職場では、残業代 削減策の一環としてフレックスタイムを撤廃し ようとした攻撃を受け入れようとした労働組合 中央の提案も否決している。成果主義によって 分断された労働者が団結して、大企業や労使協 調組合にたいして、"異議申し立て"を公然とす るようになっているのである。

労働総研クォータリーNo.76•77

第2。正規労働者に代替して、非正規労働者 にシフトしていく戦略の破綻も明白である。財 界は、国際競争に打ち勝ち、企業が生き残り、 正規労働者の雇用を守るためには、人件費コス トを削減する必要があり、そのためには、非正 規労働者を大量に活用しなければならないと いって、正規労働者を非正規労働者の分断をは かり、正規労働者を非正規労働者に大々的に置 き換えていった。大企業労組も、国際競争に打 ち勝つためには、非正規労働者の大量活用も必 要と、積極的に容認する姿勢をとってきた。

しかし、非正規労働者が職場に大量に進出す るようになると、劣悪な賃金・労働条件のもと で、まともな教育もせずに、"即戦力"として、 派遣など非正規労働者を働かせることによって、 製品の品質管理に重大な問題がうまれるように なった。非正規労働者の増大と比例して、製品 リコール件数も急速に増えるようになったので ある。正規労働者の間からは、まともな技術を 継承するためにも、非正規労働者の正社員化を 図り、きちんとした教育をする必要があるとい う声があげられるようになった。

大企業労組は、この職場の声を無視するだけで なく、経済危機が深刻化し、生産調整が始まり、 大企業が率先して「派遣切り」「非正規切り」に 乗り出したことにたいして社会的な批判が高ま り、マスコミがどんなに大きく取り上げるように なっても、他人事のように"沈黙"を決め込ん だ。しかし、そうした大企業労組への組合員の批 判・疑問も出されるようになり、それが労働組合 を動かすようになっている。

「労使一体」路線をとるトヨタ労組の代議員会 では、「一緒にくるまづくりに汗を流した非正規 労働者が首を切られるのを黙って見過ごすことは できない」「非正規労働者のこれまでの苦労にこ たえるためにも、非正規労働者の雇用を維持すべ きだ」という職場の声を反映した発言が公然と出 されるようになった。これを受けて、全トヨタ労 連の中央委員会では非正規労働者である期間従業

員や派遣社員などの雇用維持のため、本人が希望 すればできる限り契約期間を延長するようにトヨ タに要請する方針を決めたのである。

職場労働者の批判が、「労使一体」路線をとる労 働組合を動かし、会社方針に"異議申し立て"をせ ざるをえないような状況が生まれたのである。

正規労働者と非正規労働者とを対立させ、労 働者の分断を図ることによって労働者支配を続 けようとする財界・大企業の戦略が大きく動揺 していることを示す出来事と言える。

3 反撃を開始した大企業労働者

大企業職場の情勢の最大の特徴は、労働者支配 体制の動揺にとどまらず、大企業労働者の反撃が 端緒的な形であるが、開始され始めたことであ る。大切なことは、そのなかで、「労使一体」の 大企業労組の階級的民主化を展望するうえで、教 訓的な取り組みが前進していることである。

(1) 職場を基礎にした反撃

職場は、労働者が搾取され、抑圧されている ところであり、したがってまた階級闘争が萌芽 的であれ、絶えず発生しているところである。 職場は、階級闘争の根源的で日常的に資本と労 働が切り結ぶ領域である。職場こそ労働組合運 動の出発点であり、階級闘争の最前線なのであ る。労働組合運動は、この職場を基礎にして、 産業別統一闘争を軸に、地域との共同を強め、 全国的にたたかいを発展させてこそ、大きな前 進を勝ち取ることができる。

大企業労組の階級的民主的強化の展望も、こ うした労働組合運動全体の発展のなかで考えて いくことが重要である。その点で、注目すべき は、いま、財界戦略の矛盾が噴出し、財界の労 働者支配の動揺が開始される中で、職場を基礎 にして、労働者が要求で団結してたたかい、要 求を前進させ、労働者の要求にもとづいて、労 働組合を動かし始めるという経験がうまれてい ることである。

*職場の団結を力に要求を前進させる

一つは、職場を基礎にして、要求を前進させ る経験が生まれていることである。トヨタ労組 は、先にもふれたように、企業の発展のための 生産活動に労働組合が「責任」をもつという方 針を掲げる、自他共に認める「労使一体路線」 の組合である。そのトヨタ労組にも変化が生ま れ始めている。

成果主義が導入されたトヨタでは、05年4月に 高岡、堤の両工場の一部生産ラインに監視カメラ が据え付けられた。「労働の見える化」と称して、 労働者の一挙手一投足を監視し、労働者同士を競 争させ、いっそうの過密労働をおしつけようとす るものであった。これにたいして、職場の労働者 が職場活動家に、「監視カメラを会社がつけた。 人権侵害だ」「こんな監視下で、いまでさえ大変 な労働強化なのに、これ以上過密になったらうつ 病になってしまう」と声を寄せてきた。職場活動 家は、労働組合の役員に働きかけ、監視カメラを 撤去させるように要求、職場では、活動家の呼び かけにこたえて、労働者一人ひとりが課長にたい して、抗議の発言をあげた。トヨタ労組も、職場 組合員の声を無視できず、執行部が職場に駆けつ け、反対した。その結果、監視カメラによるビデ オどりをやめさせることになったのである。

「労使一体」の労働組合といえども、職場を基礎に 労働者が団結すれば、切実な要求には耳を傾けざる を得ないことを示す経験ということができる。

*職場のたたかう運動組織とその力

もうひとつは、職場を基礎にした「運動組織」 がつくられ、その力で労働組合を動かし、職場 労働者の切実な要求を実現していることである。

その典型例が、「私鉄連帯する会」のとりくみ である。「私鉄連帯する会」は、職場を基礎にし たとりくみを図りながら、労働組合にたいして も「節度ある批判と道理ある説得」という立場

— 84 —

で活動する「運動組織」である。組合員の要求 を職場から練り上げることを重視し、各職場で 毎年9月に春闘アンケートを取り、このアンケー トにもとづいて、要求実現のために労働組合が その力を発揮するよう労働組合に働きかけたり、 職場世論をつくり上げるための多彩な活動を労 働組合の運動として取り組んでいる。

この間、「連帯する会」は、電鉄各社が人件費 コストを削減するために、正規労働者を非正規 に置き換える攻撃を加えてきたのに対して、安 全を守らなければならない職場で、安全に責任 を持つ労働者が、身分の不安定な非正規雇用で いいのかと訴え、各職場で「職場非正規労働者 が増えていますが、どうしたらいいですか」と 職場労働者に声をかけ、「3年たてば正社員にす べき」「福利・厚生は直ちに正社員並みに」など の対話をアンケートにもとづきおこない、その 結果を職場新聞で知らせてきた。

この取り組みを基礎に、労働組合に対しても「非 正規労働者の正規化」の取り組みを方針化するよ うに働きかけてきた。職場から非正規労働者の正 社員化の声が高まる中で、阪急などの労働組合が 「非正規労働者の正社員化」を方針に掲げるように なり、私鉄総連の方針にも反映するようになった。

いまでは、この労働組合の力によって、電鉄各社が、「非正規の正社員化」を図るようになっている。

「私鉄連帯する会」は、正規労働者、非正規労 働者を問わず、職場に働くすべての労働者に視野 を広げ、職場労働者の切実な要求を取り上げ、要 求実現の方向を示して、労働者を激励するだけで なく、要求を実現するための職場を基礎にした 「運動組織」として活動しているところに特徴が ある。「連帯する会」の活動は、自らが所属する 労働組合を労働者の要求を実現する労働組合とし て強化するために奮闘する「運動組織」を職場か らつくり上げることの重要性を示している。

そうした職場を基礎にした「運動組織」が、 企業別の労働組合を動かすだけでなく、私鉄総 連という産業別組織を動かすことになったのも 教訓的である。

*大企業職場に非正規労働者の労働組合

大企業が率先して開始した昨年来の「派遣切 り」「非正規切り」にたいして、職場を基礎にし た取り組みと全労連の取り組みが相乗効果を発 揮して、非正規労働者の組織化が始まり、大企 業職場に全労連系の労働組合が誕生するという 新たな局面が生まれている。

たとえば、いすゞでは、非正規労働者がたちあ がって JMIU の組合を結成した。組合結成にあ たっては、職場で働く大企業労組の職場活動家が 大きな役割をはたした。職場活動家は大企業労組 の組合員だが、同じ職場で働く非正規労働者と団 結して、非正規労働者の要求を実現しようと、勤 務時間の30分前から出勤し、非正規労働者が働く 生産ラインを回って、「何か困ったことがあった 相談にのる」と非正規労働者に話しかけ、非正規 労働者の要求を聞き、その要求にもとづく職場政 策を職場新聞に掲載し、その実現を正規、非正規 を問わず職場に働くすべての労働者に呼びかけ た。そうした職場を基礎にした粘り強い取り組み は、「派遣切り」「非正規切り」の嵐が吹きすさぶ ようになると、その標的とされた非正規労働者が 職場活動家に連絡を求めるなど、「どう対応した らいいのか」と非正規労働者が職場活動家に相談 を寄せる契機となったのである。

職場活動家は、非正規労働者の要求を聞き、 JMIUと連絡を取って、非正規労働者が労働組 合に結集する援助と協力をおこなったのである。

いま、いすゞやマツダ、トヨタ関連の下請け など多くの自動車メーカーでJMIUや全労連の 地域労組に結集して非正規労働者が立ち上がり、 非正規の正社員化を求めてたたかっている。そ の多くは、こうした職場を基礎にした粘り強い 取り組みの上に結成されたものである。

しかし、大企業は、依然として、低賃金で無 権利の使い捨て労働者として、非正規労働者を 活用しようとしている。

— 85 —

それだけに、結成された労働組合のはたすべ き役割は大きなものがある。これらの労働組合 が、非正規労働者の切実な要求の実現と非正規 労働者を対象にした組織化を引き続き前進させ ると同時に、財界の労働者支配のねらいを暴露 し、非正規労働者だけにとどまらず、正規も含 めたすべての労働者の切実な要求実現の方向を 政策的に明らかにするなどの政策的イニシアチ ブを発揮していくことが重要になっている。

職場における不安定雇用の拡大は、労働者相 互の競争を制限する力を弱めることになる。そ の結果、正規労働者と非正規労働者の間でも、 非正規労働者同士のなかでも、労働力の安売り 競争が激化することになり、賃金・労働条件の 悪化が進行することになる。正規労働者の要求 も非正規労働者の要求も、そうした財界・大企 業の労働者支配とたたかうなかでこそ実現され るからである。

そうした非正規の労働組合の活動が軌道に乗 れば、それは大企業労組の階級的民主的強化の 取り組みに大きく貢献することになるだろう。

(2)大企業の弱点を突き、地域、社会から包囲 する

大企業における労働者の反撃は、大企業の不 法、無法を社会的に追及するたたかいの広がり の中で前進していることも特徴である。大企業 の違法・無法行為は、利潤追求のためには違法・ 無法もおかまいなしという日本の大企業の異常 な利益第一主義の表れである。しかし、違法・ 無法を追及されれば、大企業にとって申し開き をすることのできない弱点ともなっている。こ の点を突いて、労働者の要求を実現することが 大切である。要求を実現することは、たたかえ ば要求が実現できるという労働者の確信につな がり、労働者の団結を促進するからである。

*サービス残業根絶のたたかい

この問題で大きく前進したのは、サービス残

業・不払い残業根絶の問題である。サービス残 業は労働基準法違反の歴とした犯罪行為である。 にもかかわらず、大企業も含めどの企業でもサー ビス残業が公然としておこなわれているのが実 態である。

02年、日本共産党の国会議員団がサービス残 業の実態を国会で何度も告発し、政府に違法状 態の改善を要求し、それと結んで全労連をはじ め職場の活動家や新日本婦人の会など民主団体 が中心になってサービス残業の実態をまとめ、 労働基準局に提訴するなど、サービス残業根絶 のたたかいは全国的闘争として発展した。

このなかで、トヨタの実態についても国会で 追及され、トヨタの地元でも大きな社会問題に なり、職場活動家のサービス残業の実態を掘り 起こす活動も前進し、新婦人が「夫を過労死さ せない」など、サービス残業を根絶するための 取り組みを地域から発展させ、労働局への申告 活動を強化した。これらの取り組みはマスコミ にも大きく取り上げられ、地域からの"トヨタ 包囲網"がつくられた。結局、トヨタは03年1 月、生産ラインを止めて緊急ミーティングを開 き、「働いた時間はすべて申告するように」とい う報告が行われたのである。こうした問題でト ヨタが生産ラインを止めるというのは、これま でなかったことである。

そのなかで、トヨタ労組もサービス残業根絶 の方針を掲げるようになり、トヨタでは、それ まで15分単位でしか残業代がつかなかったが、 いまでは5分単位でつけることができるように なるなど、サービス残業は基本的にできない仕 組みがつくられるようになっている。

この経験が示した大切なことは、全労連をは じめとした階級的労働組合が、労働者・国民の 要求を実現するために奮闘している状況の下で、 「労使一体」の大企業労組といえども、労働者の 要求をすべて無視することはできないという弱 点をもっていることを明らかにしたことである。 全労連は、国民の生活全体が脅かされるよう

— 86 —

な状況の下で、国民生活擁護の課題で、新婦人 や民商、農民連など国民各層の民主的中央団体 と共同ができる唯一の労働組合のナショナルセ ンターであり、数百に上る地域組織を確立し、 国民各層の要求にもとづくとりくみを地域別・ 全国的たたかいとして発展させることができる という組織的優位性をもっている。全労連は、 この組織的優位性を発揮して、さまざまな運動 でイニシアチブをとっている。

全労連のこうした活動を視野に入れながら、 職場を基礎に労働者の切実な要求の実現を大企 業労組に迫る取り組みを発展させていくことが 大切になっている。

4 職場の団結強化と職場活動家集団

冒頭にも述べたように、大企業の職場支配の 網の目は、きめ細かく重層的に強固に張り巡ら されている。財界・大企業が、労働者の団結を 敵視し、職場を基礎にした労働者の団結を破壊 するために、戦後、一貫して重視してきたのは、 事業所ごとに確立されてきた団体交渉権を企業 連に集約し、職場団体交渉権をはく奪すること であった。1955年の日経連「職場闘争とその対 策」では、「交渉の対応関係と交渉事項の明確 化」をあげ、職場における職制の決定権限を経 営上部に引き上げることによって、職場団交の 形骸化を図ってきた。

財界・大企業は、こうして歴史的に系統的に 職場労働者の団結を破壊する攻撃のうえに立っ て、成果主義と非正規労働者へのシフトという 2つの柱にもとづく、労働者の分断を特徴とす る現在の労働者支配戦略をとっているのである。

それだけに、大企業職場の労働組合運動の展 望は、職場の労働者の団結の前進なしには切り 開くことはできない。重大なことは、これまで みてきたように、労働者支配の2つの柱が大き く揺らぎ、激化する矛盾の中で、職場労働者の 団結の芽が生まれ、大企業労組の民主的強化に

労働総研クォータリーNo.76•77

つながる端緒的な経験がうまれていることであ る。そうした経験と教訓をどう生かしていくか が、大企業職場の労働組合運動を大きく前進さ せるカギとなっている。

分断された職場の労働者の団結を回復する取 り組みは、地道でねばりづよい日常的な努力が 必要である。なかでも、職場活動家が果たす役 割は決定的といっても過言ではない。大企業の 多くの職場には、会社側の長年の反共主義的労 務管理にもとづく差別・分断攻撃にもかかわら ず、職場活動家集団が存在している。

すでにみてきたように、これら職場活動家集 団が、職場新聞を発行するなど、正規・非正規 を問わず、職場に働くすべての労働者を視野に 置いて、労働者の切実な要求にもとづいて、情 勢を分析して要求打開の方向や展望を示し、労 働者を激励するだけでなく、ときには、大企業 労組を動かす力になり、要求を実現するなどの 成果を上げるようになっている。

いま、大企業の多くの職場活動家が、職場で 労働者と日常的に結びつき、人間的信頼関係を つくることを重視しながら、労働者が興味を持っ ている趣味、スポーツなどをふくめて労働者の 全生活にわたってつきあう、仕事で信頼される ようになる、活動家の苦難は労働者みんなの苦 しみであることを明確にして、一致する要求に もとづく団結を前進させる努力を開始している。

こうした取り組みを前進させる中で、職場活 動家が職場にしっかりと根を下ろした「信頼さ れる職場活動集団」として発展し、職場にその 影響力を拡大していくことが何よりも大切に なっている。そうした職場労働者から信頼され る「職場活動家の集団」を確立・強化すること が必要になっており、そのための活動家を養成 していくことも焦眉の急となっている。

大企業の労働組合運動の展望を切り開くうえ で、職場活動家集団の確立・強化は不可欠の課 題になっている。

(ふじた ひろし・常任理事)

— 87 —

女性労働者の状況変化と労働組合運動の課題

はじめに

全労連そして女性部も結成20周年を迎えたが、 激動する現代史のもとで女性労働者の状況にも多 様な変化が進行している。

その大きな特徴は、女性運動の基本課題である 男女平等の実現が21世紀の重要な課題の一環と して国連、ILOなど国際機関でも位置づけて、その 理念と運動が国際的規模で前進しつつあることで ある。それは急激な技術革新の進展による「国際 化、情報化」など、資本主義経済社会自体の発展、変 化、またそれに伴う女性労働者の数の増加をはじ めとする主体的条件の変化の進行を基盤としてお り、社会発展史の合法則的到達点とも言えよう。

同時にその一方で、とりわけ日本国内では財界・ 政府一体での新自由主義・構造改革路線により「貧 困と格差」が進行、それと結合してとりわけ雇用労 働の分野では性差別の巧妙な再編、強化がすすめ られていることが、もう一つの特徴である。

資本主義社会における性差別は、女性をより安 い労働力として利用し、それをテコに労働者全体 への搾取を強める手段であり、社会構造的につく り出され、その形態は職場に鋭く現れる。これらの 変化の現状は、性差別の本質を見えやすいものに し、男女平等の問題を女性運動だけでなく、むしろ 労働組合運動にとって一層大きな課題としている と思われる。

こうした視点から、変化の現状、諸特徴・課題を 紙幅の範囲で検討したい。

国際的動向…「ディーセント・ワークの核心としてのジェンダー平等」

2009年、男女の伝統的性別役割を見直し「女性 にたいするあらゆる形態の性差別撤廃」をめざす 国連条約の採択から30周年を迎えた。とくに2009 年は、同条約締結国の実施状況を審査する「国連女 性差別撤廃委員会」で、日本政府の報告が6年ぶり に審査の俎上にのぼったことから、傍聴と意見表 明に日本の女性団体代表らがニューヨークへおし かけた。同委員会の最終見解は、日本政府の対応は 「不十分」と「遺憾」を表明し、是正勧告をふくむそ の内容はマスメディアも報じている。

ILOはすでに1950年代から、男女賃金格差の是 正(100号)、雇用・職業の差別是正(111号、日本は 未批准)、「家族的責任を有する(男女)労働者」の機 会・待遇の平等(156号)などの諸条約、勧告を採択 してきたが、90年代末以降はグローバル化時代の 新たなビジョンとして「ディーセントワーク」(働 きがいある人間らしい仕事)を掲げ、ジェンダー平 等をその核心と位置づけている。

各条約の「専門家委員会」による各国の状況審 査も行っており、最近は日本からの労働組合や NGO、および野村証券、兼松など賃金差別訴訟 原告らの申立を受け止め、個別の差別是正勧告も 出されている。さらに2002年出版の『ジェンダー 平等の促進』は、差別是正への政・労・使の具体 的な取り組み、とくに労組における役員や大会代 議員等の女性比率を高めることなども含め労組運 動への男女共同参画の方向も示唆しており、日本 ILO協会はこれを『ILO・労働組合とジェンダー 平等』として訳出し普及している。

国際機関のこうした動向は、男女平等が人権、

- 88 -

民主主義の不可欠の課題として国際的に重視さ れ、広がりつつある現状を示すと同時に、日本 の根深い性差別が国際舞台で改めて問われてい ることを物語っている。また女性労働者の運動 も、国際的な広がりを持ちつつあることにも注 目したい。

日本の現状…形式的平等の前進と、実 質的不平等の再編

(1) 法制度の一定の前進

日本は1985年、上記の国連条約を批准、そのため の国内法整備として「男女雇用機会均等法」を制定 したが、これとセットで労働基準法の母性保護規定 を縮小した。当時、労働戦線の右傾化のもとで、「労 基法改悪反対、実効ある平等法の制定」を求めて大 きな役割を果たしたのが全労連女性部の土台と なった統一労組懇女性連絡会の7年余にわたる運 動であり、闘うナショナルセンター結成をめざす運 動と結合して闘われた経過は周知の通りである。

均等法の制定は、募集・採用から退職に至る職 場の全ステージでの性差別の形態を具体的に提 示して法の規制をかけた点で、一つの画期であっ た。1997年、2006年の改定によって制裁措置をふ くむ禁止規定に強化され、セクハラ規制、ポジティ ブ・アクション推進、実態として女性に不利をも たらす「間接差別」も禁止の対象に広げた。

さらに1999年に制定された「男女共同参画社会 基本法」は、伝統的な性別役割を見直し、仕事も 家庭責任も、社会活動も、男女が共に参画し担う 社会をめざす方向を示した。この理念に基づく 「基本計画」も策定され、各地方自治体でも条例、 指針等の作成がすすめられてきた。また当初は特 定職種の女性に限定した「育児休業法」(74年制 定)も改定を重ね、すべての男女労働者を対象と する「育児・介護休業法」に改定された。

これらの国内法はいずれも欧米等に比べても 不十分であり、問題点も残しているが、それで も法制度上一定の前進は明らかである。

労働総研クォータリーNo.76•77

それは国際的動向の反映と共に、高度経済成 長期以降激増した女性労働者が、今日では2千 万人を超え、全労働者の4割を占めるに至った 数の増加、それにともない1972年以降は未婚、 既婚の比率が逆転し、現在女性労働者の約6割 による共働きの常態化など、「男が稼ぎ、女は家 庭」という伝統的な性別役割が崩れつつある状 況を土台に、労組女性部などの運動の成果であ る。またこうした変化への財界・政府のもはや 避けられない対応でもあった。

(2) 是正されない男女の賃金格差

しかし、実際の性差別の是正は遅々として進 んでいない。

雇用分野での昇進や、職務の性別分離その他多 様な性差別の集中的表れである賃金の男女格差で 見ると、女性が多く働いている小・零細企業をふく む統計(「毎月勤労統計調査」規模5人以上。常用労 働者の月間現金給与額の平均)では、女性の賃金は 今日なお男性の半分(50.8)である。これは常用 パートもふくむ数値であるが、常用以外が多くを 占める非正規雇用を加えれば、男女の格差はさら に開くと推測される。

また正社員だけの「所定内給与額」における男女 格差(「賃金構造基本統計調査」)を1990年と2008 年で比較すると、60.2から67.8へ格差は縮小して いるが、それは差別是正よりも、賃金抑制政策によ る男性労働者の賃金低下を主たる要因とする見解 が多く、二宮厚美氏の表現を借りれば「イコール フッティング」(下降平等)も進行している。

即ち、法制度上の形式的平等は一定進んだが、実 質的平等は進まず、むしろ後退も懸念されるのが、 日本の現状と言えよう。

財界・政府の新戦略と、性差別の構 造的再編

さらに注目されるのは性差別の構造的再編が 行われていることである。それは90年代後半以

— 89 —

降、国際化に対応する財界・政府一体の新戦略 により労働者全体の雇用破壊、労働条件悪化と 結びついて進行している。

(1)非正規雇用の増加、雇用形態に隠蔽される 性差別

その一つは、従来の正規雇用を中心とした終身 雇用慣行を投げ捨て、人件費コスト削減と容易な 雇用調整策としての非正規雇用の増加である。と りわけ女性労働者では、非正規雇用が過半数(52.8 %・男性は17.9%)に達していることが示すよう に、これは女性差別と重なり合う雇用形態の差に 隠された性差別でもある。

多様な非正規雇用の最多数を占めるのは、中高 年の主婦を中心(現在も7割)として増え続けてき た「パート」である。私的領域として女性に負荷し てきた家事、育児、介護など家庭責任が今日なお女 性に重く、子育て期を経ての再就職口は「パートし かない」のが現状で、これらを放置したまま安い労 働力として「活用」する政策の結果にほかならな い。パートの平均賃金は男女格差の大きい女性正 社員のさらに7割、特に賞与が激減しているのが 最近の特徴である。

公務職場でも臨時・非常勤職員など非正規雇用 は広がっており、自治労連調査では保育所、医療や 介護の施設など福祉関係の職種を中心にその7割 は女性である。

また2度の法改定によって近頃急速に増えてい る「派遣」も、6割が30代を中心とする女性である。 派遣の一部にはシステムエンジニアなど、女性に も高学歴、専門職で比較的高賃金の「常用型」も見 られるが、多くは雇用が不安定で社会保険や有給 休暇もない「登録型」であり、しかも事務機器操作、 清掃、受付など低賃金職種に集中している。

さらに最近は雇用者には分類されない「在宅 ワーク」の新たな形態として、IT技術の進歩を 利用した自宅でのデータ入力、文書処理などを 行なう「テレワーク」が、女性を主力に増加し ていることも軽視できない。これらは労基法も、 また製造加工の仕事を対象とする「家内労働法」 の最低工賃などの適用からもはずされ、法の谷 間に置かれている。

(2) 業績、成果主義管理による性差別の再編

もう一つは、民間大企業の正社員から始まった 「コース別管理」、最近は公務職場にも広がりはじ めた業績・成果主義管理など、新たな人事管理手法 による性差別の再編である。

賃金、昇進のきめ方を、従来重視してきた年功制 を廃止、修正し、個々人の能力や仕事の達成状況な ど企業への貢献度を規準に、企業側が評価、査定し てきめるこの管理手法は、労働者間の競争を煽る ことによって労働効率を高め、同時に査定の権限 を企業側が掌握することによって総額人件費を削 減する政策である。対象は男女「機会均等」であり、 従って能力や業績によっては女性にも昇進、昇格 の機会を保証する側面も有している。しかし評価、 査定には、査定者の恣意性を伴うことは避けられ ず、しかも人件費削減を大前提とすることから実 際は、「能力、業績の差」として性差別が維持、温存 され、むしろ強められている。

また査定によって降格や減給もあり得ることか ら、残業や休日出勤も辞さない権利放棄や「自主 的」労働強化が職場に広がり、男女ともに長時間・ 過密労働を増幅している。とりわけ母性を有し、家 庭責任の負荷が重い女性たちの競争原理はいっそ う過酷であることは明らかであろう。従って現実 は、男性なみの体力や諸条件を具え(実際は少数 の)上昇志向を強める女性と、耐えきれずに昇進を あきらめ低賃金に甘んじ、さらには非正規雇用を 余儀なくする(おそらく多数の)女性と、「勝ち組」 「負け組」の2極化、選別と分断が進行している。

(3) イデオロギー攻撃、社会保障後退による「性別役割」の再編

新戦略によるこれら性差別の再編は、「パートも 派遣も、選んだのは貴女」「貴女自身の努力の問題」 とする「自己責任」イデオロギー攻撃も加わって、性

- 90 -

差別がさらに見えづらく、闘いにくくされている。

その上均等法は、「指針」に「雇用管理区分」を設 けて性差別の有無はこの区分内で比較・判定する としており、雇用形態による性差別是正には無力 である。また「間接差別」の対象も「身長・体重」や 「転勤用件」等に限定されており、人事管理による 実質的性差別に法の規制は及ばない。

最近はまた、「産休切り」「育児切り」の攻撃も あって、労働強化とともに母性破壊がさらに広 がっている。全労連女性部の調査によれば、最近は 夫の被扶養の範囲でのパートや登録型派遣を肯 定、望む声すらもあるという。男女共通のこうした 個人単位化、選別と分断は、職場の連帯と団結の破 壊であり、それは労働者の意識にも影響しつつあ ることを軽視できない。

雇用における男女平等要求は、雇用の入口から 出口まですべての差別是正と共に、その前提とし て母性の保障と保護、仕事と家庭責任の両立のた めの保育所や老親の介護、医療等の社会的整備、つ まり社会保障制度と公的福祉の充実を不可欠と し、ふくむものである。労組女性部の要求と運動の これまでの歩みもそれを物語っている。

しかし母性破壊と共に、「小泉構造改革」以来 の新自由主義路線は、もともと先進国としては低 位の日本の社会保障制度に応能負担の原則を応益 負担へ転換するなどの市場原理を導入、加えて国 の社会保障費削減と「民営化」促進も相俟って、 保育、医療、介護、年金等の福祉の崩壊が進行し ている現状を重視しなければならない。

政権交代後の今日でも、政府の地方分権改革 推進委員会は、待機児童が増え続けている保育 所や、高齢化でいっそう充実が必要とされてい る医療、介護施設等の、配置人員等を定めた国 の最低基準を撤廃し、地方自治体の裁量にまか せる危険な動きも浮上している。

なお、保育士、看護師、介護士など福祉労働の 担い手の多くは女性であり、低賃金の非正規雇用 である。最近は仕事の内容に相応しないあまりの 低賃金に耐えかねる退職者も多く、人手不足が深

労働総研クォータリーNo.76•77

刻化しており、性差別に支えられた低福祉が、今 日社会問題として改めて問われている。

そしてこれらの社会保障、公的福祉の崩壊は、 長時間・過密労働と共に女性の就労継続、能力 発揮を妨げ、同時に男性の家庭責任への参画を も阻んでおり、男女共同参画理念は"絵に描い た餅"になっている。こうして共働き増加の一 方で、男女の「性別役割」は、古い意識の残り かすよりもむしろ「やむをえない形」として再 生産されている。

労働組合運動発展へ、新たな可能性と、 課題

以上述べたように女性労働者は、財界・政府 の新戦略のもとで新たな困難に直面しているが、 同時にこの新戦略は新たな矛盾、運動前進への 可能性もつくり出し、新たな課題も提起してい ることに注目したい。

少子化、「ワーク・ライフ・バランス」から、男女共同の「ディーセントワーク」へ

女性労働に関わる矛盾の典型は少子化であり、 「ワーク・ライフ・バランス」論の提唱である。

「次世代育成支援対策推進法」制定(2005年) などにもかかわらず一向に止まらない少子化は、 結婚できない不安定な雇用や低賃金、子供を産 むことをためらう男女労働者の過酷な労働実態、 つまり財界・政府の新戦略がつくりだしたもの にほかならない。

また、その対応策として政府は2007年、「ワー ク・ライフ・バランス憲章」と「行動指針」を 公表し、日本経団連の「経営労働政策委員会報 告」も最近は「ワーク・ライフ・バランス」を 基本理念の一つとしている。そしてこうしたス ローガンを掲げる根底に、将来の労働力不足や 消費低迷をもたらす「少子化」への、財界・政 府の危機感があることを隠していない。

ただしその内容は、労働と生活の調和がとれ

— 91 —

る「柔軟」「効率的」な「多様な働き方」として 非正規雇用を奨励し、「ホワイトカラー・エグゼ ンプション」導入や労働時間の規制緩和重視な ど、新戦略をさらに推進するものであり、その ための新たなイデオロギー攻撃であることを軽 視することはできない。

しかし同時に、「ワーク・ライフ・バランス」 を真に実現するには何が必要か、また今は国際 的動向となっている「リプロダクティブ・ヘル ス・ライツ」(出産についての女性の選択権と健 康の保障)についても、改めて問う契機ともな り得よう。即ち求められているのは、労働時間 短縮、正規雇用を当たり前とする安定した雇用 制度、最低賃金制度、社会保障制度など、制度 の改善と、各職場の労働条件の改善であり、言 い換えればジェンダー平等を核心とする「ディー セントワーク」の実現である。また、そのため に新自由主義路線に立ち向かう性別や雇用形態 のちがいをこえた、とりわけ労組運動の強化で あろう。

「ワーク・ライフ・バランス」とは、女性労働 者が男女平等への不可欠の要求として掲げてき た「仕事と家庭の両立」と同義語であり、それ が今日では男女共通の課題になりつつある。さ らに前に述べた性差別と異なる雇用形態格差、 男女機会均等の成果主義管理とのたたかいもま た男女労働者の共同を必要としている。このよ うに労組運動へのより実質的な男女共同参画を うながす可能性も新たにつくり出されているこ とを、前進的変化としてとらえたい。

(2) 男女共同参画で、労働組合組織と運動の階 級的・民主的強化を

男女の差別、および雇用形態による差別是正の 運動はこれまで、多くが裁判闘争を余儀なくし、一 定の前進もかちとってきた。これらは全労連傘下 の芝信用金庫、丸子警報器など、労組をバックとす る訴訟もあるが、とくに民間大企業では労組の支 持、支援を得られず、個々の女性労働者自身によっ て担われてきたことは、労使協調的企業内労組が 多数を占めてきた日本の労組運動の状況と深く係 わっている。

労組内でも、母性保護をはじめとする女性労働 者の要求は、女性だけの独自な要求として女性部 に丸投げし、とくに性差別是正は掲げてはいても 労組全体の要求になりにくく、男性中心、正社員中 心の傾向であったことは否定できないであろう。 今日でも例えば、「派遣村」はワーキングプアを可 視化したとされるが、前述したようにその底辺に 位置する女性を主力とする「テレワーク」には、 「いっこうに目が向かない」「先進国なみに正社員 化だけを追求しても現状打開はおぼつかない」(神 尾京子『家内労働の世界』)状況は、「階級的、民主 的」と称する潮流もふくめ、どれだけ打開されたの だろうか。

最近はこうした状況を反映し、女性労働者だけ の個人加盟による労組の組織化と運動も、新たな 動きとして見られる。その評価は別として、根底に ある既存の労組運動への不信を軽視することはで きない。

しかし同時に最近は、国際的動向を背景に全労 連、連合共に「男女平等推進委員会」を新たに設置 し、労組運動の男女共同参画へ向かいつつあり、今 日の前進的変化と到達点として期待される。

なお蛇足ながら男女共同参画とは、平等実現へ の道程であって即平等ではないし、従って女性部、 青年部など内部組織の解体、改変に、即連動するも のでもない。問われているのは、こうした新たな動 向を契機としてどう生かし発展させるか、より具 体的な運動と組織の民主的・階級的強化であろう。

それには日本の労組の特徴でもある女性部、青 年部が、職場、地域を基礎に、性や世代による独自 の要求・課題を中心とする連帯と独自の活動を通 して、労働者としての自覚を高め、労組への結集を 果たしてきた役割は、団結破壊、組織率低下に対応 する上でもいっそう重視すべきであろう。とりわ け労組女性部は、単組や企業の枠をこえて共通す る要求で労組運動と市民的運動をつなげる環の役 割も果たしてきた。社会保障制度など全国的運動 や各地域の共闘の発展のためにも、視野を広げた 活動強化が求められよう。

なお男女平等に係わる課題の一つとして、ILO の「同一価値労働同一賃金」原則適用が法の改定も ふくめて国際機関から要請されており、雇用形態 差別もふくめた賃金の格差是正が一つの課題とし て浮上している。すでに与えられた紙幅をオー バーしているので詳細はさけるが、欧米と異なり 職種別労働市場が確立していない日本でどう考え るべきか、また業績、成果主義の人事管理のもと で、「同一価値」の規準と職務の分析、評価をめぐっ

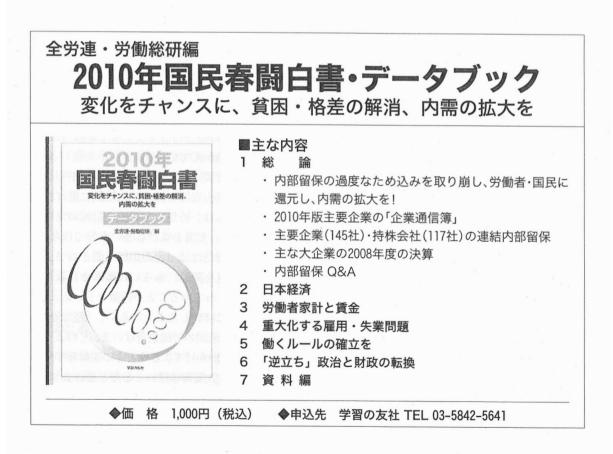
労働総研クォータリーNo.76•77

て、さらに賃金の「水準」と「形態」の問題も含めて 理論と運動の検討が問われていることも指摘して おきたい。しかしこれもまた、男女平等への理論、 運動の前進が、労組運動にも避けられない課題と なっている、今日の到達点を物語るものである。

労組にとってジェンダー平等の視点は、階級的、 民主的視角の深化にほかならない。

労組運動の発展を、とりわけ女性組合員の割合 が高い(48%)全労連と傘下労組の運動の発展を期 待したい。

(かわぐち かずこ・理事)



オバマ米新政権下の労働組合運動

岡田 則男

バラク・オバマ大統領になってからの米国で は、スローガンの「チェンジ」が、すでに起き ています。2008年11月の大統領選挙で民主党の オバマ上院議員が勝利し、2009年1月に新政権 が発足、さらには「最初の100日」では主として 経済危機への対応に追われたオバマ大統領でし たが、4月5日、訪問先のプラハで演説し、核 兵器廃絶をめざすことを米国の「国家目標にす る」と世界にむけて宣言し、米国の政治、世論、 社会に歴史的な一つの転換の道をひらきました。

しかし同時に、オバマ政権は、アフガニスタ ンにおける「テロとのたたかい」と称する戦争 について、イラク戦争のように明確に「手を引 く」決断をするにいたっていません。米大統領 として初めて、広島・長崎への原爆投下につい て米国の責任をのべたオバマ大統領ですが、在 日米軍を撤退させる方向ではなく、その重要性 を強調し、日本に協力を求め続けています。8 月30日の日本の衆議院総選挙で民主党が大勝し、 政権に就くことが確実になると、ホワイトハウ スは声明で「強力な日米同盟と両国間のパート ナーシップが、日本の次の政権のリーダーシッ プのもと、引き続き開花していくものと確信し ている」と強調しました。9月2日オバマ大統 領は、次の日本の首相になろうとしている鳩山 由紀夫民主党代表との電話会談でも、そのこと を強調しました。

こうした、なかなか変化をともなわない事態 もつづいているのですが、米国内では世論の動 向、労働運動などで、いくつかの重要な変化が おこりつつあります。

アフガニスタンでの戦争継続のような米国の 世界への関与がいいのか、という問題が、議会 内を含め真剣に提起されはじめているほか、医 療保険制度改革と、労働者が組合を結成するの を容易にする法案をめぐる攻防が、新たな段階 で繰り広げられています。

これらの課題は、とりわけ、未曾有の経済危 機のなかで、いっそうの苦しみをおしつけられ ている労働者の生活と権利をまもる課題であり、 オバマ大統領は基本的に、労働者の立場を尊重 しています。それにたいし、大企業やその利益 を代表する政治的イデオロギーの勢力(シンク タンクなど)は、かつてない激しさで「改革」 への抵抗をつよめています。

そうしたなかで、本来国民の進歩的世論と運動をひっぱる役割をはたしていくべき労働組合 運動はどうなっているのかというと、資本との 対決や、反戦平和の運動への関与などで、一定 の前進をみせてきましたが、全国的規模で、労 働者の根本的利益をまもるための戦略的統一が できないまま、いろいろなところで組織的対立・ 内紛問題をかかえています。

オバマ大統領は、広範な労働組合や平和運動 その他草の根の支援を受けて大統領に選ばれま したが、それは、特定の労働組合組織の立場を 代表するとか、支援を受けるという形ではなく、 むしろ、組織的には一定の距離を置きつつ、い ろいろな意見を聞く、あるいは議論できるよう な余地をつくっていることが特徴だといえます。

これまでに経験したことのない、「親労働者」 政権のもと、米国の労働組合はいま、どのような 要求,課題をかかげて、どのように運動をすすめ ているのか、大変興味深いことだと思います。

グローバル化した経済のなかで、米国と日本 の労働者は、共通の苦しみを押し付けられてい

— 94 —

ます。とりわけレーガン政権以来の「新自由主 義」政策が、30年近くの間、米国から日本にど んどん「輸入」されてきた結果、今日の非正規 雇用の急速な増大にいたるまでさまざまな反労 働者政策があり、それとのたたかいについては、 たがいによく情報を共有し、連帯、共同のたた かいをつくりだしていくことが大事ではないか と考えます。そのことを念頭におきつつ、米国 の今日の労働運動の見所を整理してみようと思 います。

焦点 2つの課題をめぐって

いま、米国で労働組合が所属全国組織(ナショ ナルセンター)のちがいを超えて、共通の課題 として取り組んでいる課題が2つあります。労 働組合が全国的課題で、政府、議会にはたらき かけて一致してたたかいを組むというのは、過 去にあまり例がなく、注目される点でしょう。

7月、労働組合運動の2つのナショナルセン ター(AFL-CIOとCTW)と米国最大の労働組 合である全米教育協会(NEA)でつくる「全米 労働調整委員会」(National Labor Coordinating Committee、約16,000,000人)はオバマ 大統領と非公開で会談し、焦眉の課題となって いる医療改革や労働組合結成を容易にする「労 働組合自由選択法(EFCA)」案の成立を話し合 いました。このとき、オバマ大統領は、これら の要求について「できるだけのことはする」と のべましたが、そのために具体的に何をどうす る、ということには言及しなかったそうです(こ の「調整委員会」については、あとでのべます)。

医療改革

米国は、先端医療の国の一つです。しかし、 国民の医療保険は、民間の保険です。労働者が 勤務先で保険に加入し、保険料のコスト負担の 分担は、労働協約改定交渉で決めるのですが、

労働総研クォータリーNo.76•77

経営側はそのコスト負担を減らし続けてきまし た。また、非正規雇用が増大した結果、医療保 険は、各個人が民間の保険会社と契約を結ぶの が一般的になり、その負担に耐えられず無保険 になる人が増大し、いま全米で4,800万人にもの ぼるといわれます。そうしたなかで当然のこと ながら、医療保険改革は「国民のだれもが保険 で医療を受けられるようにする」という方向が、 労働組合運動はもちろん広範な国民のコンセン サスになってきました。

医療保険改革については、1993年に当時のク リントン大統領とその「ファストレディ」ヒラ リー・クリントンの音頭で、改革の動きがおこ りましたが、医療産業とりわけ保険会社、製薬 会社などからの抵抗であえなく頓挫。その後何 年もの間、医療保険改革の動きはありませんで した。

この数年の間にふたたび、起こってきた医療 改革の動きは、しかしながら、これまでの単純 な繰り返しではありませんでした。ひとつは、 改革の内容や方向をめぐってさまざまな提案が なされ、議論が全米的に起きたことがあげられ ます。

米国では、新自由主義のイデオロギーにもと づく市場原理主義を当然の前提として医療保険 改革が語られることが多く、他の「先進資本主 義国」では当たり前になっている「国の単一の 保険制度」(シングルペイヤ・システム)のよう な方向への改革が、長い間議論の対象になりま せんでした。しかし最近では、抜本的な改革の 方向としては、やはり市場原理主義ではなく国 の責任で医療保険制度をつくっていくべきだと いう議論が「市民権」を得るようになりました。 そして、そういう議論がおこなわれるようになっ ています。

オバマ政権になってから、さらにいろいろな 議論がおこなわれていますが、いま争点になっ ているのは「パブリック・オプション」。雇い主 が従業員にたいし、医療保険負担をするか、あ

— 95 —

るいは、公的保険に拠出して、無保険者がなく なるようにするかのいずれかを選択できるよう にするもので、この考え方には、米国医師会 (AMA) も賛同を表明しています。

オバマ大統領、ホワイトハウスは、民間の保 険会社の役割を認めつつも、公的保険制度をつ くって、貧困層や仕事についていても企業が保 険に加入しない、などの問題を解決しようとい うものです。いまでも、低所得層のメディケイ ド、老人のためのメディケアという公的医療費 補助制度はありますが、医療のすべてをカバー するものではなく、当座のお医者さんに診ても らう程度の医療費を保険で負担してもらうこと です。

ところが、この「パブリックオプション」を 打ち出したことにたいして、全米医師会(AMA) は賛成したのですが、政治に影響力をもってき た医療産業の企業などは、かえってコストが増 える、国の財政負担を増大させる、「社会主義で もあるまいし」といった反対を唱えて強く抵抗 しています。

このなかで、労働組合は、ナショナルセンター である米労働総同盟・産別会議(AFL-CIO) も、4年前にAFL-CIOから分裂した組合によっ て結成された勝利のための変革(CTW)も、パ ブリックオプションを支持しています。ただ、 これらの労組は、国の単一の保険制度(シング ルペイヤ)を正面から支持するまでにはなって いません。

連邦議会が夏休み(サマー・リセス)にはいる と、全国のあちこちで、政府の医療改革の提案を めぐる市民対話集会(town hall meeting)が 開かれ、賛成派と反対派がはげしく対立したこと が、内外で大きく報じられました。

EFCA

米国では、労働組合の組織率が12.4%(労働 組合の団体交渉の対象となる労働者の割合はそ

— <u>96</u> —

れよりやや高く13.7%。いずれも2007-2008年 についての米労働省労働統計局の推定)で、民 間だけみると7%近くにまで落ちています。と きどき世論調査機関がおこなう労働組合につい ての国民の意識調査では、4割以上の人が、「労 働組合があったほうがいい」と答えています。 世界最大の大規模小売チェーンのウォルマート が典型的ですが、医療費負担もない、賃金も最 低賃金すれすれ、おまけに労働組合を認めない という経営者が多い中、米国の多くの労働者は、 賃金や労働条件の改善の要求を組織し、たたか いとる手段を求めていることがわかります。

ところが、米国では、労働組合を結成するの がきわめて困難です。労働組合を経営者に認め させるために、役員選挙を労働関係委員会 (NLRB)の監督下で行い、半数以上の支持を獲 得しなければなりません。これには経営側の妨 害がつきもので、選挙を実施すること自体が、 労働者への脅迫、暴力などで阻まれることが多 いといいます。そのため、労働組合を結成しや くする法律を既存の労働組合は一貫して要求し ています。ことし3月のギャラップ社による世 論調査では53%が、この法案を支持するとこた え、反対は 39%でした。

ことしようやく、議会に提案されましたが、 ここでも、医療改革と同様、大企業などの執拗 な反対キャンペーンに直面し、下院では昨年可 決されたものの、上院での法案検討は続いてい ます。その争点は、いま議会に出されている法 案のなかで、「カードチェック方式」といって、 労働者が組合に加入して組合員カードを受け取 り、その数が半数を超えれば、全米労働関係委 員会は、それを承認しなければならない、とい う条項です。

現在の制度では、たとえカードにある企業の 労働者全員が署名したとしても、経営側はこれ を否認し、無記名投票を実施しなければならな いとして、妨害されるのが一般的になっていま す。労働組合を立ち上げやすくするこの条項に

労働総研クォータリーNo.76•77

ついて、反対派は、骨抜きにしようと猛烈に抵 抗しています。

もし、民主党の議員がこの点で妥協して法案 を通してしまうと、法案が目指した趣旨からは ずれることになります。たとえば、原案にあっ た、労働組合結成について、一定の期間内に経 営側と労働者側の一致がみられないばあいには、 連邦政府の調停で、最初の協約を強制的につく らせることができる、という厳しい条項などが 危うくなっているといわれています。これは、 じっさいに、労組ができても、1年目は五割ぐ らいのところでは経営側が協約交渉に応じてい ない、といった問題があり、これを解決しなけ ればならないのです。このため、速やかに経営 者に労組を承認させ、協約を結ばせることが大 事だといわれています。

ところで、資本家側は、「カードチェック方 式」を認めれば、「民間部門で、労働者が秘密投 票によって労働組合を結成するかどうかを決定 する権利を奪ってしまう」などといって、反対 しています。しかし、法案は議会にすでに出て いるので、なんとか水で薄めた内容にすること をねらうようになっています。

オバマ大統領は、議会が、同法案を承認すれ ば署名すると、前向きになっていますが、共和 党が抵抗、審議引き延ばし戦術にでようとして おり、予断を許さない状況です。

経済危機の打開、景気回復策への対応

最近の米国の経済危機をいかにして脱してい くか。労働者にとっては、雇用確保と所得増大 が焦眉の課題になります。オバマ政権は5月、 施策を発表しましたが、それは、雇用、それも 賃金のよい仕事をあらたに作り出すことが何よ りも優先課題だとするものでした。6月初めに オバマ大統領は、2月に発表した経済回復対策 で成果があがっていることをのべたうえで、「今 後100日で60万の雇用を創出ないしは守るべく 財政出動を加速させ失業の増大を抑える」との 考えを明らかにしました。「人々は職を失い、財 布のひもを締めれば、経営者にとってはお客さ んがいなくなるということです。そうすると、 さらにレイオフが増大することになる」からで す(オバマ大統領)。

米国の失業率は、9.4%(7月)で、二桁%も すぐそこまできているという深刻な事態ですが、 仕事を失っても就職活動を諦めている人、仕事 にありつけても、限られた日数あるいは時間し か働けない人などを含めると失業率は16%にな ると、シンクタンクなどは指摘しています。

オバマ大統領は、企業が国内に投資するより も海外に投資して、その結果国内の雇用を減ら し、税金逃れをはかっていることを問題にして います。たとえば、製薬のファイザー、ゼネラ ル・エレクトリック、ジョンソン&ジョンソン、 グーグル、ヒューレット・パッカード、インテ ルなど、海外進出で優遇税制措置をうけてきて おり、オバマ大統領は、この点でのさまざまな 税逃れの抜け穴を埋め、増税をはかり、今後10 年で2,000億ドルの税収増をはかるとしていま す。また金融機関にたいしては、米国内の富裕 層が、銀行口座にひらき、米国での税のがれが しにくいようにするというのです。

労働組合ナショナルセンターのトップは、7 月のオバマ大統領との会談で、7,870億ドルの景 気対策法を成立させたことを評価し、「アウト ソースできない雇用を何百万と創出するための」 追加パッケージを求めたのにたいし、オバマ大 統領は積極的な回答はしなかったそうです。

7月24日、米国では全国最低賃金が時間あた り70セントひきあげられて7.25ドルになりまし た。経済政策研究所(EPI)の試算では、今回 の引き上げで、今後1年で政府の支出を増やさ ずに、消費支出が55億ドル増えるとしています。

労働運動内の対立深まる

2009年4月7日、さきに触れたオバマ大統領 との会談に参加した AFI-CIO, CTW それに米 国最大の労働組合組織である NEA (教員組合 320万人)からなる全米労働調整委員会が創設さ れました。これは、2008年の大統領選挙で、そ れぞれの労組団体がオバマ候補(当時上院議員) の勝利めざして運動をおこなったことがきっか けになったものです。2005年に AFL-CIO から 有力加盟単産が分裂してCTWを結成するにいた りましたが、今回の動きは労働組合ナショナル センターの再統一か、とも見られました。事実、 この動きを推進したのは、民主党のデイビッド・ ボニア下院議員でした。分裂当時、政治行動か、 あるいは組織化が先か、と労働組合の重点のお きかたのちがいによる分裂といわれました。は じめから、それ以外の路線上の大きな相違はな かったので、権力闘争にも見えました。

9月には AFL-CIO 大会が開かれ、ジョン・ スィーニー議長が退任し、後任を選出すること になっています。AFL-CIO からは7加盟組織 がCTWにいってしまいました。これは、AFL-CIOの財政状況を困難にしました。

しかし、米国の労働運動は、すくなくとも全 国レベルでは分裂・対立が目立ちます。

労働者の圧倒的多数がオバマ大統領の当選、 就任で、労働運動は、これまでにない可能性が でてきたと思われるのですが、皮肉にも、いく つかのところで内部対立、分裂現象が起きてい ます。主としてCTW内の、最大規模の単産をほ こるサービス労組(SEIU、200万人)内の本部 指導部と地方組織のあいだの対立です。SEIU は2005年にAFL-CIOからいくつかの加盟単産 が脱退して、新しいナショナルセンターCTWを 立ち上げたさいの最大の推進者でした。SEIU 内ではアンディ・スターン議長の組織運営にた いする批判がでており、とりわけ西海岸のカリ フォルニア州オークランドに本部がある西部統 一医療労働組合(UHW、15万人)がそうした 批判の急先鋒にたち(SEIUの大会で)、これに たいしてSEIU本部は、UHWの資産「差し押さ え」を強行し、UHWの役員体制を一方的に解 散させ、スタッフを解雇してしまい、SEIUの 支部UHWをのっとってしまいました。SEIUの UHW「襲撃」事件は、CTW加盟組織のなかか らも、食品商業労働組合(UFCW)やチームス ターズ(トラック運転士組合)、大工組合(カー ペンターズ)、建設労働組合(レイバラーズ)な どからも批判が噴出しました。

排除されたUHWのロッセリ議長らは、新し く「全米医療労働組合」(NUHW)を結成しま した。SEIUといえば、「急成長」のサービス部 門の労働組合としてマスコミでも話題になって きました。

もうひとつは、SEIUがともにAFL-CIOから 脱退しCTWという新しいナショナルセンターを つくった労働組合組織のうち、ホテル・レストラ ン労働組合(HERE)とアパレル産業労働組合 (UNITE)との深刻な対立です。UNITE、HERE はCTWを結成した後、合併しました。このUN-ITE-HEREの支部が、NUHWを支持したとい う理由でSEIU本部との対立が生まれました。

さらに、UNITE-HEREから、旧UNITEの メンバーが脱退し、SEIUに加盟しました。し かし、UNITE-HEREの指導部の多数は、CTW ではなく、AFL-CIO への復帰を主張している といいます。

これらの動きは、いろいろな医療、介護の職 場における団体交渉権の争奪合戦のようにも見 えます。労働組合加入自由法案(EFCA)はど の組合も支持しているはずなのに、です。

平和運動への参加

ブッシュ政権時代、イラク侵略のときから、 多くの労働組合がイラク戦争開始反対、イラク 戦争中止、イラクからの撤退の要求など、大会

— 98 —

決議のなかに反戦平和の課題が目立ちました。 それは、AFL-CIO に代表される米国の労働運 動が歴史的に(とくに米ソ対決の「冷戦時代」)、 反共主義の立場から米国の外交・軍事政策を支 持し、あるいは批判しない、という立場でつら ぬかれていたことからみると、歴史上特筆すべ きことだったと思います。そして、港湾労働者、 空港保安関係従業員その他に見られるように、 侵略戦争遂行のために、労働組合、労働者の基 本的権利を踏みにじる事態がおき、労働者の権 利と生活をまもるたたかいとむすびついた戦争 反対のたたかいが発展しました。

イラク戦争は間違っていたとの立場を鮮明に して大統領選挙に勝利したオバマ大統領は、ほ ぼ公約にしたがって、イラクからの米軍撤退に 向けてうごきだしました。すると、労働組合の 行動を含め、反戦平和のキャンペーンがめっき りかげをひそめてしまいました。

ところが、アフガニスタンでは、タリバンの テロを許さないと、オバマ政権下でもなお、米 軍の「出口戦略」が見出せないままの状態がつ づいています。9月2日現在、アフガニスタン

労働総研クォータリーNo.76•77

における米軍の死者は、2001年以来738人に達し ています。しかし、オバマ政権は、アフガニス タンへの米軍増派まで打ち出し、米軍の介入が ベトナムの失敗の繰り返しになるのではないか との懸念をひろげています。そんななか、まだ、 それほど目にとまるようなものにはなっていま せんが、反戦運動がふたたびわきあがろうとし ています。米国で最大の平和行動組織 (United for Peace & Justice) が10月7日にアフガニ スタン戦争反対の行動や学習会などを全国でお こなうよう呼びかけています。反戦労働組合連 合のUSLAWは、議会に提案された「国防総省 はアフガニスタン駐留米軍の出口戦略計画をこ とし年末までに議会に提出すべし」という法案 を支持し、アフガニスタンからの米軍撤退を実 現し、アフガニスタンにおける紛争解決のため に、人々の生活を向上させることを目的とした 経済発展、外交、タリバンや隣国を含めた話し 合いを要求する決議を、各労働組合で採択する よう訴えています。

(おかだ のりお・会員・ジャーナリスト)

現代のナショナル・ミニマムと「最低生計費」

はじめに

自公政権による「構造改革」・新自由主義に基 づく政策の結果が、今日深刻な「貧困と格差」 を生み出し、2009年夏の総選挙によって民主党 政権が誕生した。国民は、「構造改革」に明確な 意思表示を示したことになる。この小論は、歴 史の大きな転換点において、「国民生活の再構 築」のために、これからの労働運動がめざすべ き一つの方向性としてナショナル・ミニマムに ついて考察することを目的としている。その場 合、まず第1に、その理念が問われなければな らない。その理念は、言うまでもなく、憲法25 条「健康で文化的な最低限度の生活」保障=「生 存権」であろう。しかし、それは、必ずしも明 確ではない。それは、50年前に朝日訴訟で問わ れた問題であり、そしてまた、今日、老齢加算 や母子加算の廃止を巡って問題とされている。 この小論では、まず、「健康で文化的な最低限度 の生活」とは何かをまず第1に検討している。 その内容をより豊かにすることが、今、求めら れているからである。その検討に際して、キー ワードは「生活の質QOL」である。それは、た だ単に、功利主義者や厚生主義者が政策目標と する幸せとか豊かさとか欲望の充足 (welfare) といった内容だけではない。「どういったことが できるのか (doing)」「どういった状態になり うるのか (being)」といった最低限必要とされ る「生活の質」が達成できるかどうか (wellbeing) が問われなければならない。

その上で、「健康で文化的な最低限度の生活」 を「営む」ためには、何が必要かを検討する。 もし、人間が等しい存在であるならば、最低限 の所得保障だけで、「健康で文化的な最低限度の 生活」を「営む」ことができるかもしれない。 しかし、人間は、身体的・精神的特徴の違いや 人々が置かれている社会状況の違いによって、 必ずしも等しい存在ではない。したがって、所 得を「生活の質」に変換する際の変換率が、個々 人の多様性によって異なる点が重要となる。人 間存在の多様性を配慮することにより、労働者・ 国民の労働と生活の幅広い領域が対象となる可 能性が膨らむのである。

この小論では、労働者・国民の労働と生活に かかわる幅広い最低生活保障をナショナル・ミ ニマムの体系としている。その体系を考える場 合には、上記の最低限必要とされる「生活の質」 を理念として人間存在の多様性を配慮した体系 を考えている。その体系の構成要素は、相互に 関連したものである。例えば、教育や住宅、医 療制度の在り方が変われば、労働者・国民の家 計支出構造は大きく変わり、最低所得保障にも 影響することになる。

以上のことを配慮しながら、最後に、現在の 社会制度を前提とした最低所得保障について検 討する。著者の責任監修においてまとめられた 2006年の京都総評による「最低生計費」試算、 2008年の首都圏労働組合による「最低生計費」 試算、そして2009年の東北地方労働組合による 「最低生計費」試算について触れることにする。 それは、ナショナル・ミニマムの重要な柱の一 つとして、最低賃金、生活保護基準、最低保障 年金、課税最低限などの最低所得保障を目指す 運動の基軸となるものと期待される。

1. 今日問われている「健康で文化的な 最低限度の生活」とは何か

朝日訴訟以降、「健康で文化的な最低限度の生 活」の考え方は、大きく変化した。それは、貧 困の考え方の変化と見ることができる。「健康で 文化的な最低限度の生活」は、いわばそれを満 たす貧困ライン=最低生活基準を意味する。こ の貧困ライン以下が貧困ということになる。し たがって、貧困をどのように考えるかによって、 「健康で文化的な最低限度の生活」の内容も変わ ることになる。ここで、貧困の考え方の変化に ついて、詳しく触れるつもりはない。しかし、 簡単に触れる必要があるだろう。絶対的貧困か ら相対的貧困へと貧困概念が拡大するが、今日、 その相対的貧困の考え方のあいまい性が顕在化 し、その克服が、社会的に要請されている。そ の克服を試みる必要がある。

(1)貧困概念の拡大-絶対的貧困から相対的貧 困へ-

例えば、19世紀から20世紀の前半までの貧困 の考え方は、「絶対的貧困」といった考え方が強 かった。それは、飢餓水準をもって貧困とする といった生物的生存水準といえるものである。 主に主食を中心に最低生活を考えていたといえ る。端的に言えば「食えるか食えないか」といっ た水準である。こうした考え方は、ラウントリー やウェッブ夫妻、ベヴァリッジの最低生活費に 色濃く表れている。

それに対し、第2次世界大戦後、タウンゼン トの「相対的剥奪」(注1)の考え方は、産業の 発展とともに、一方ではさまざまな商品やサー ビスが新たに開発され、これらの商品やサービ スがさまざまな姿で洪水のように労働者・国民 の家庭の中に入り込み、新たな社会慣習的生活 が見られるようになり、他方では、労働のあり 方が共働きなど労働の全般的社会化をもたらし、 それに対応するように家庭内労働の外部化・商

労働総研クォータリーNo.76•77

品化が進み、消費の全般的社会化をもたらすよ うになる。また、労働者家族に典型的にみられ る「核家族化」や地域社会の崩壊にみられるよ うに、これらの相互扶助機能が縮小・脆弱化し、 それに代わる社会保障・社会福祉制度や「生活 基盤」制度を必要とするようになる。こうした 社会制度を前提とした労働者の生活が成り立つ ようになる。以上のような時代や社会とともに 変化する生活様式に対応した社会標準的な最低 生活の考え方、いわば「相対的貧困」の考え方 が生まれるのである(詳しくは、金澤誠一編著 『「現代の貧困」とナショナル・ミニマム』高菅 出版、2009年、序章、参照)。

注1:タウンゼントは、その貧困の考え方に基づく貧 困の測定をするために、「剥奪指標 Deprivation index」を60項目、それを簡略化して12項目あげて いる(P. Townsend, "Poverty in the United Kingdom" pelican books, 1979、P. 250, PP. 1173-1176)。 彼は、世帯種別に所得階層とこの点数化された剥 奪指標とを縦横にグラフ化した場合、特定の所得 点で、一般的生活様式への参加から脱落し排除さ れる、この転換点の所得をもって「貧困ライン」 としている。この考え方は、1950年前後に、労働 科学研究所の藤本武氏によって開発された、いわ ゆる「プラトー化現象」をもとに「貧困ライン」 を算定した「労研方式」(労働科学研究所『日本の 生活水準』1960年)にきわめて類似している。

わが国においても、朝日訴訟以降、貧困の考え 方は「相対的貧困」の考え方になった。例えば、 朝日訴訟最高裁判決では「健康で文化的な最低限 度の生活」とは「抽象的・相対的概念」であり、 その具体的内容は「文化の発展、国民経済の進展 に伴って向上することはもとより、多数の不確定 要素を綜合考察」して決定されるものとしている。 その後の堀木訴訟や最近の生存権裁判東京地裁判 決でも、同様の内容となっている。

(2)相対的貧困のあいまい性

今日の相対的貧困の考え方のあいまい性は、 第1に、相対的貧困論の考え方からすれば、そ の時代その社会の生活様式、慣習、社会的活動 を反映した社会的慣習的生活水準が存在するこ とになると考えられる。しかしその「貧困」の 状態は「単にあるものが欠如した状態」ではな いだろう。そこには「あるべきもの、あるはず のものが欠如している・奪われている状態」(江 口英一著『現代の低所得層』上、未来社、1979 年、15頁)という一定の欲求水準の存在が、暗 黙のうちに前提されているものと考えられる。 その点があいまいなのである。例えば、タウン ゼントの示した「剥奪指標」には、物質的な生 活欲求だけでなく、1週間の休暇を取れたか、 子どもの誕生日にパーティをしたかなどの文化 的な生活様式の側面も含まれている。しかし、 それらは、単にあるものが剥奪され欠如した状 熊なのか、それとも人間的生活になくてはなら ない欠かせないものが奪われている状態なのか、 があいまいである。

第2に、その「抽象性」にある。すなわち、 相対的貧困の基準となる「健康で文化的な最低 限度の生活」の概念を抽象的な概念のままにし ている点にある。「健康で文化的な最低限度の生 活」の具体的内容として、先の判決文にもある ように、時代とともに変化する国民生活に応じ て「相対的」に捉えているのであるが、その内 容は「抽象的」であるとしている。そこに、行 政側に大幅な裁量権を認める根拠を与えている のである。この場合には、タウンゼントの相対 的貧困論よりも更にあいまいとなる。しかし、 それが抽象的概念であるとしても、憲法25条が 規定する人間らしい生活を営むための「生活の 質」とはどのようなものであるかをより内容豊 かにするとともに、その本質を明確にする必要 があるだろう。この間、「生活の質」に関する研 究(注2)が進んでいるにもかかわらず、抽象 的概念のままにしておくことは、許されること

ではない。

注2:「生活の質」に関する研究は、北欧諸国で盛んに おこなわれている。ロバート・エリクソンやエー リック・アッタルトなどの研究を挙げることがで きる。センもまた、これら北欧の研究に学んだこ とが述べられている。マーサ・ヌスパウム/アマ ルティア・セン編著、竹友安彦監修、水谷めぐみ 訳『クオリティー・オブ・ライフー豊かさの本質 とはー』2006年、株式会社里文出版、参照。

第3に、今日、生活保護基準は、「水準均衡方 式」によって算定されているが、それは一般国 民世帯の生活水準との対比によって算定するも のである。この場合、一般国民世帯の生活水準 の変化によって算定されるため、算定された保 護基準がどのような「生活の質」を保障してい るのかがあいまいとなる。

それは、「構造改革」のもとで、一般国民世帯 の所得水準が1997年以降の明白な低下傾向を見 せるようになると、そのあいまい性が社会問題 として顕在化することになる。保護基準が最低 賃金や国民年金額を上回ることを根拠として、 保護基準が高いといった批判が、財界や市長会 などから出されることになる。言うまでもなく、 論理は逆であろう。公的に認められた最低生活 水準である保護基準よりも、最低賃金や国民年 金額が低いのがおかしいのである。しかし、保 護基準がどういった「生活の質」を保障してい るのかを明示していないあいまい性のために、 こうした批判も出てくるのである。

また、厚生労働省は「生活保護制度の在り方 に関する専門委員会」による2003年12月の「生 活保護制度の在り方についての中間とりまとめ」 を受けて、2004年4月から老齢加算の段階的削 減・廃止、2005年4月からは母子加算の段階的 削減・廃止を実施した。さらに2007年の暮れに は、厚生労働省の「生活扶助基準に関する検討 会」において生活扶助基準の引き下げや級地の

労働総研クォータリーNo.76•77

見直しなどがまとめられた(反対運動などによ りその実施は先送りにされている)。

上記の廃止や引き下げの根拠となったのが、 一般低所得世帯の生活水準と保護基準の比較で ある。最も所得の低い第1・五分位階級や第1・ 十分位階級の生活水準との比較において保護基 準が高いから、老齢加算や母子加算あるいは生 活扶助基準を引き下げるというものである。ま た、それに加え、老齢加算の場合には、60歳代 の生活扶助相当消費支出額に比べ、70歳代のそ れが低いから、加算は必要ないとするものである。

いずれにおいても、単純な比較によって、ど ちらが高い低いといったことを根拠としている が、こうした相対論でもって根拠となりうると は思えない。所得の比較だけで、どうして「健 康で文化的な最低限度の生活」を満たしている か否かを判定できるのであろうか。その所得で 「どういったことができるのか(doing)」「どう いった状態になりうるのか(being)」といった 「生活の質」が問われなければならない。果たし て、その所得で「健康で文化的な最低限度」の 「生活の質」が達成できるのかどうかが検証され ねばならないのである。

(3)最低限必要な「生活の質」とは何か-アマ ルティア・センの「生活の機能」概念-

上記の相対的貧困論のあいまい性の克服のた めには、センとタウンゼントとの論争が参考に なる。センは「絶対・相対の間のやりとりは、 同じ機能を満たすために必要になる財が多様で あることに関連している(例えば、「コミュニ ティの暮らしに参加する」とか、アダム・スミ スの「恥をかくことなく人前にでられるか」と いった機能を達成するにも、豊かな国ではより 多くの財が必要になる。)」(アマルティア・セン 著、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の 再検討』岩波書店、1999年、189頁)と述べてい る。ここで、センが述べている生活の「機能」 というのは、人間が「どういうことができるか」 「どういった状態になりうるのか」といった、い わば「生活の質」あるいは福祉(welfareでは なくwell-being)を意味している。

タウンゼントは、ラウントリーの絶対的貧困 論を批判して、時代や社会とともに変化する生 活様式や慣習、社会活動に対応した財の相対性・ 多様性に着目したのに対して、センは、財が多 様化するのは、生活の「機能」を達成するため であるとして、生活の「機能」に着目している。 センにとっては、生活の「機能」は、時代や社 会に対して本質的であり、客観的であり、した がってまた絶対的である。それを達成するため の財が時代や社会に対して相対的で多様化する のである。

では、最低限必要な生活の「機能」(「生活の 質」)というのは、いったい何を意味しているの であろうか。その第1は、「適切な栄養を得てい るか」「雨露をしのぐことができるか」「避けら れる病気にかかっていないか」「健康状態にある か」といった基本的な生活の「機能」をまず挙 げている。これは、人間の生活の身体的・精神 的健康状態・生命の維持の機能を意味している であろう。第2に、「読み書きできるか」「移動 することができるか」「人前に出て恥をかかない でいられるか(見苦しくない生活-decent life -ということもできる)」「社会生活に参加して いるか」「自尊心を保つことができるか」といっ た複雑な生活の「機能」を挙げている。これは、 人間の生活の社会・文化的な機能を意味してい ると考えられる(注3)。

注3:人間は生理的生物的存在であるとともに社会的存在である。それはまた、人間の生活の構成要素として、上記の第1の基本的な生活の「機能」としての生命の維持機能、第2の複雑な生活の「機能」としての社会・文化的機能が必要とされることを意味しているであろう。最低限必要な生活の「機能」として、どこまで含めるかは、社会的合意を前提とする。第1の生命の維持機能に限定する

考え方は、先に見たラウントリーなどに見られた 点である。わが国においても朝日訴訟の判決以前 には、まだこうした考え方が強かった。しかし、 朝日訴訟において、少なくとも最低限度の生活と は、決してただ単に生命の維持だけの生物的生存 水準ではなく、人間らしい社会的・文化的生存水 準であると示されたと理解される。その内容を抽 象的概念のままにするのではなく、内容豊かにす る必要があるのである。

これらの生活の「機能」は、相互に関連してい るとみることができる。移動することができなけ れば、社会生活に参加することができない。社会 生活に参加できなければ、社会の一員として、社 会に貢献しているといった自尊心を保つことがで きないことになる。また、人前に出て恥をかかな いでいられるような社会慣習的生活を維持するこ ともまた、自尊心を保つためには必要である。あ るいは、読み書きができなければ、就職に困難を もたらす場合があり、社会生活に参加できず、自 尊心を保つことが難しくなる。また、社会生活に 参加し、人々との交流を図ることは、健康状態の 維持にもつながっていく。社会的に孤立している 場合には、認知症を促進したり、うつ状態になっ たりする可能性が高くなる。あるいは、人々との 交流・参加は人間の発達を促す重要な機能である ことを考慮すると、もっと積極的な意味が含まれ ることになる。

ここで挙げた最低限必要な生活の「機能」は、 個々人の選択できる価値や目的、人生設計の中 で、最も優先度が高いものと考えられる。それ は、人間にとって最も基底的でそれ故に最も基 本的な価値や目的であり、誰もが容易に合意可 能なものであると考えられる。したがって、こ れら最低限必要な生活の「機能」は、時代や社 会にとって「絶対的」であり、それを達成する ための財が時代や社会に対して「相対的」であ り多様化していくのである。

「健康で文化的な最低限度の生活」とは、確か

に相対的概念ではあるが、抽象的概念のままに しておくことはできない。上記のように、その 内容をより豊かにしていく必要があるのである。 功利主義者や厚生主義者のように、幸福や豊か さとか欲望の充足 (welfare) だけに、政策の 目標を設定することはできない。それはきわめ て主観的な要素を含んでいるからである。例え ば、長い間抑圧されている人々や、貧困にあえ いでいる人々にとっては、幸福や豊かさは、き わめてつつましく、ちょっとした欲望の充足だ けでも満足し幸せを感じる場合がある。また、 欲望そのものを抑えることにより、置かれてい る状況に適応する場合もある。それとは反対に、 ドンファンのように、いくら欲望が満たされて もそれで満足しない場合があるだろう。幸福や 豊かさあるいは欲望の充足を基準として見た場 合には、貧困な人々が豊かであり、裕福な人々 が貧困であるといった、奇妙な判断が下される 可能性があるのである。ここで用いている「生 活の質」といった客観的基準で判断する必要が あるというのも、そのためである。その意味で は、最低限必要な「生活の質」を達成すること ができるかどうかを基準とした福祉 (well-being)が必要なのである。それはまた、以下で 検討される人間存在の多様性をも示唆している のである。

「生活の質」を達成するためには何が 必要かー人間存在の多様性に対する 配慮-

では、最低限必要な「生活の質」(センの生活 の「機能」)を達成するためには、何が必要なの であろうか。人々が等しい存在であるならば、 「生活の質」を達成することも可能であるが、し かし、人々の存在がそもそも異なっているとす れば、「生活の質」を達成する自由は、必ずしも 確保されないのである。センは、人間存在の多 様性に注目することになる。

通常、「健康で文化的な最低限度の生活」を満 たすためには、最低限の財・所得の保障が必要 である点では、誰もが認めるところであろう。 しかし、最低限の財や所得だけでは「健康で文 化的な最低限度の生活」を「営む」ことができ ない場合が多いのである。財や所得を「生活の 質」に変換する場合の変換率が個々人によって 異なるのである。例えば、所得が一定程度ある としても、高齢であったり障害があったり病気 を持っていたりした場合には、移動することが できなくなり、医療機関の利用や買い物ができ なくなったり、地域社会でのさまざまなイベン トに参加することや、親しい友人や家族と会う こともできなくなる。つまり社会生活に参加す ることが困難となり、自尊心を保つことができ なくなるばかりではなく、健康の維持も難しく なり、地域社会で安心して住み続けることが困 難となるのである。あるいは逆に、高齢であっ たり障害があったり病気であったならば、就労 が困難となり、そもそも所得を得る機会が制限 されることをも意味している。また、人種差別 や性差別、階級差別を強く受けている場合には、 就労の制限や所得の制限の可能性が高まるばか りではなく、社会生活に参加したり、自尊心を 保ったりすることが困難となる場合がある。ま た、暴力や戦争状態にさらされている人々にとっ ては、生命や財産を守ることができないばかり か、社会生活への参加や自尊心を保つことが極 めて難しいのである。

センは、人間存在の多様性として、いくつか に分けて説明している。第1に、個々人の身体 的・精神的特徴の違いである。それは、年齢差、 性差、身体的・精神的障害のあるなし、健康状 態の違いなどを意味している。第2に、人々が 置かれている社会状況の違いである。それは、 人種差別や性差別、カースト制や階級差別、教 育制度や医療制度、社会保障・社会福祉制度や サービスのあるなし、公害や環境破壊のあるな し、食の安全衛生、暴力多発地帯に住んでいる

労働総研クォータリーNo.76•77

とか、戦争状態にある社会に住んでいるかといっ た社会状況の違いを意味している。したがって、 この第2の人々が置かれている社会状況の違い については、さらにいくつかに区分することが できるであろう。①差別などの人権保障、②社 会保障・社会福祉制度とその関連領域として、 医療制度、教育制度、住宅制度、公衆衛生など の「生活基盤」にかかわる制度、③失業・雇用 制度・政策や労働時間、休息・休暇や安全衛生 などの労働基準にかかわれる制度・政策、④公 害や環境破壊対策、過疎対策、⑤治安維持や平 和の維持、といった社会状況の違いに分けるこ とができる。

前記の最低限必要とされる「生活の質」を達 成するためには、所得とともに、人間存在の多 様性への社会的配慮が必要となるのである。個々 人の所得と身体的・精神的特徴の違いと社会状 況の違いによって、どれだけの「生活の質」を 達成できるかということになる。それが個々人 の「潜在能力」である。つまり、所得×変換率 (人間存在の多様性)=潜在能力ということにな る。潜在能力は「生活の質」の組み合わせを意 味し、最低限必要とされる「生活の質」が達成 できる可能性が保障されていない場合には「貧 困」ということになる(注4)。

注4:センは、潜在能力はまた、自由の概念と結び付けている。潜在能力は「福祉を達成するための自由(あるいは機会)」を表しているとしている。それとは別に「達成された機能」は福祉の構成要素であるとしている。単に「達成された機能」の集合と表現しないで、その人の潜在能力と表現することにより、人々が置かれている人間存在の多様性を理解するとともに、個々人の選択の自由をも表現している。したがって、その人の潜在能力が最低限必要な生活の「機能」を達成できる可能性があるとしても、選択の自由として、最低限必要な生活の「機能」を選択しないで、例えば、ガンジーのように祖国の独立のために断食したとして

も、それはその人が貧困であるとは言わないであ ろう。言うまでもなく、十分な食糧を得る手段が ないために飢餓状態にあるかが問題なのである。

なお、自由の概念については、「何なにからの自 由」と表現される消極的自由と、「何なにに向かっ て行く自由」と表現される積極的自由があるとさ れるが、消極的自由が優先されると考えられる。 公共政策によって「貧困から自由」となり、「差別 から自由」となり、「抑圧から自由」などの消極的 自由が実現されてこそ、個々人の価値や目的、人 生設計に向かって行く積極的自由が保障されると 考えられる。積極的自由はまた、「エージェンシー としての自由」とも表現しているように、個々人 の目的を達成する自由というよりは、人類に共通 した生活の「機能」を達成するための社会的配慮 を求めるエージェントとしての自由という側面を 持っている。センは、その際にガンジーのように、 場合によっては自分の福祉のための自由の犠牲を 伴うコミットメント(介入)の必要性を説いている。

積極的自由については、バーリン(1. バーリン 著、小川晃一他訳『自由論』みすず書房、1971年) によって全体主義と社会主義とを例として葬り去 られるのであるが、センによって復活されること になる。なお、自由論については、その他にJ. S. ミル著、塩尻公明・木村健康訳『自由論』(岩波文 庫、1971年)がある。

また、「リバタリアン(自由尊重主義者)」とし て知られているロバート・ノージックは、個々人 の財産と生命を守る権利は、誰もが犯すことがで きない、生まれながらに持っている自然の権利(自 然権)であることを認めるが、それ以外の全体の 善は存在しないと主張する。個々人の権利を守る ために、個々人の権利の執行は、報復行為や賠償 取り立ての終わりのない連鎖へと導き、それを終 わらせるためには、国家の秩序が必要であるとす る。つまり、自然権を守るために「極小国家」の 存在を認めるのであるが、それ以上に、福祉国家 のような全体の善を達成するために、個々人の自 由な時間や財産を侵害する根拠はないと主張する (ロバート・ノージック著『アナーキー・国家・ ユートピアー国家の正当性とその限界』嶋津格訳、 木鐸社、2006年)。

功利主義者や厚生主義者は、人間を「ホモ・ エコノミクス」として捉え、私的利益・欲望の 充足を追求するものとして等しい存在としてみ て、効率性を追求している。それでは、今日の 社会問題を解明し、解決することはできないの である。「生活の質」が達成できるように人間存 在の多様性に配慮することが必要であり、その 多様性に従って人々に異なったウエイトを掛け る配慮が必要なのである。それはまた、過疎化 と高齢化により限界集落を生み出している地域 社会の格差問題を解決するにしても、地域に同 じウエイトを掛けて、人口に応じた財政支出を しては、問題を解決するどころか、ますます問 題を深刻化することになる。21世紀の持続可能 な社会を構築していくためには、人々の「生活 の質」を達成できることを目的とした人間存在 の多様性・個別性を重視した政策が必要なので ある。それは、大型市町村合併や道州制によっ て実現されるとは考えにくい。住民参加による 住民自治が可能な範囲が望ましいのである。

言うまでもなく、人々が置かれている社会状 況が、「生活の質」を達成できるために大きな影 響を与えているが、それへの社会的配慮とは、 以下でみるような公共政策の必要性であり、現 状を是認していることではない。必要ならば、 社会状況を変えるための人々のコミットメント (介入)をも示唆している。

ナショナル・ミニマムの体系-全国 民的な包括的社会保障体系-

現代社会におけるナショナル・ミニマム論を 展開する場合には、第1に必要なことは、前記 のような最低限必要とされる「生活の質」を特 定し、「健康で文化的な最低限度の生活」とはい

労働総研クォータリーNo.76•77

かなるものであるかを客観的基準として明記す ることである。人間らしい「生活の質」として 「どういったことができ」「どういった状態にな る」ことが必要であるかを、常に念頭に置く必 要がある。

その上で、その「生活の質」を達成するための 「手段」を考えなければならない。すでに述べた ごとく、その手段は、所得が大きなウエイトを占 めるとしても、それだけではなく人間存在の多様 性への社会的配慮が必要とされる。したがって、 「健康で文化的な最低限度の生活」を「営む」た めには、以下のように、労働者の労働と生活の幅 広い領域を視野に入れることが必要となる。

第1に、最低限の所得保障である。最低生活 保障として、生活保護基準や最低賃金、最低保 障年金、傷病手当金、失業手当等が必要となる。 また、それと並んで、低所得層への配慮・対策 が必要である。低所得層は、生活保護基準を少 しばかり上回っていたとしても、それに課税さ れたり、保険料が徴収されたり、高い家賃のア パートに住んでいたり、高い医療費を支払って いたり、その他にも、高い授業料や課外活動費、 PTA会費、給食費などの教育費を支払ってい たりしている場合には、実質的に生活保護基準 以下に陥ってしまう危険性がある。そのために は、最低生活費に課税や保険料を徴収しないと いった生活費非課税原則が必要である。公営住 宅、就学援助制度、生活福祉資金貸付制度、児 童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当など が必要となる。

第2に、子どもや高齢者、障害者、病人への 医療・福祉施設やサービスが必要となる。これ は、人間の身体的・精神的特徴の違いへの社会 的配慮である。

第3に、「公共財」あるいは「生活基盤」とし ても、住宅、教育、医療、電気・ガス・水道、 交通手段、通信手段、図書館、公園、スポーツ 施設などの充実と、低所得層への配慮として無 料あるいは低料金での供給が望ましい。ここに は、「生活基盤」の未整備による公害や環境破 壊、食の安全・安心、過疎問題なども含まれる。 特に、過疎対策や地球環境重視の政策は21世紀 の課題である。

第4に、失業・雇用対策や、働けるルールづ くり、中小企業対策が必要となる。労働時間や 休日・余暇、安全衛生、公的職業訓練、解雇規 制、派遣などの非正規雇用規制、公的就労事業、 公的職業紹介、中間搾取の排除などが含まれる。

第5に、人種差別や性差別、階級差別などを なくす人権保障であり、暴力や犯罪を無くし、 戦争を無くして、平和な社会を築くことである。

以上のような、全国民を対象とした労働と生 活の幅広い領域を網羅した最低生活保障の体系 は、21世紀にふさわしい「生活の質」を達成で きることを目的として、人間存在の多様性・個 別性に配慮した「現代社会のナショナル・ミニ マムの体系」である。

「最低生活の岩盤」の形成-「最低生 計費」を基軸として-

ここでは、ナショナル・ミニマムの体系の中で 一つの重要な柱である最低所得保障の基軸となる 「最低生計費」について、これまで筆者の責任監 修のもとで試算された京都総評、首都圏労働組合 及び東北地方労働組合と労働総研の共同による 「最低生計費」試算を紹介する。その詳細につい ては、それぞれの報告書を参照されたい。

(1)「最低生計費」試算のための前提とその考え 方及び試算の方法

まず、試算に際しては、ナショナル・ミニマム 体系の他の構成要素である社会制度は、現在の社 会制度を前提としている。それは、一つには、「健 康で文化的な最低限度の生活」を「営む」ために は、最低所得保障だけでなく、上記の他の社会制 度が必要であるからである。もう一つは、最低所 得保障と他の社会制度とはトレイドオフ(trade-

off)の関係にあるからである。例えば、教育や 住宅、医療制度の在り方によって、最低生計費に 影響を与えることになるのである。

「最低生計費」の考え方は、言うまでもなく、 上記の最低限必要な「生活の質」を達成できる 人間らしい生活を想定した。

「最低生計費」の試算の方法は、マーケットバ スケット方式(全物量積み上げ方式)を採用し た。現実から遊離した在るべき労働者・国民の 生活を想定しているわけではない。実態調査を 実施し、現代社会の社会慣習的生活様式を探求 し、その結果に基づいて算定しているところに 特徴がある。「手持ち財調査」「生活実態調査」 「価格調査」を実施している。

「手持ち財調査」は、500項目にわたる生活財 貨のあるなしとその数量を調査している。調査 項目は、家事用耐久財、冷暖房用器具、居間・ 寝室用家具、応接用家具、食堂用家具、室内装 備品、家事雑貨、家事用消耗品、被服・履物、 教養娯楽用耐久財、教養娯楽用品、書籍・印刷 物、交通・通信機器、理容美容用品、保健医療 用品などから成っている。

「生活実態調査」は、基本的属性、仕事にかか わる項目、仕事や生活での困りごと、食事の取 り方、休日の過ごし方、旅行に関する項目、自 家用車に関する項目、買い物店にかかわる項目、 冠婚葬祭への参加、贈答品にかかわる項目、家 計支出にかかわる項目等から成っている。

「持ち物財調査」では、基本的に保有率が7割 を超えているものは、「人前に出て恥をかかない でいられるか」という「生活の質」を達成でき るために必要な必需品と考えた。それは、今日 における社会慣習的生活を最低限満たすもので ある。「社会生活に参加する」ことや「自尊心を 保つ」ためにも必要なものと考えた。ただし、 教養娯楽用品のように、人々の趣味や価値観に よって大きく異なり、ほとんどの項目で保有率 は7割に満たない。しかし、調査の結果からは、 人によってはオーディオ関係あるいは映像関係、 音楽関係、釣りや手芸、植木や生け花など、何 らかの支出が見込まれた。こうした個々人の趣 味や価値観を最低限満たすことが、たとえ最低 限度の生活とはいえ、生活の文化的機能への配 慮であると考え、自由度の高い費目の名称とし て「こづかい」としてつつましい額ではあるが 計上した。

「生活実態調査」では、消費財貨の種類ごとに 主な買い物先を尋ね、その結果に基づいて、そ の買い物先で「価格調査」を実施した。また、 食事が外食か家で食べるか等の結果に従って、 食費を「適切な栄養を得ているか」といった「生 活の質」を満たすことができるように、必要な カロリーや栄養に従って算定した。その他、余 暇の過ごし方や交際費に関する調査の結果に 従って、教養娯楽サービスや交際費を算定した。 「価格調査」については、先の「生活実態調査」 に基づき、買い物先を特定し、そこでの調査を 実施した。価格については、最低価格、標準価 格(最多価格)、最高価格に分けて調査を実施 し、多くは最低価格を採用した。ただし、外出 用の被服・履物、身の回り用品については、標 準価格を用いている。それは「人前に出て恥を かかないでいられるか」といった「生活の質」 に配慮したからである。

具体的な算定に際しては、当該世帯が実際に 生活している地域を特定する必要がある。どこ で生活し、どこに働きに出ているのかを想定し なければ、実際の通勤費や家賃、消費財貨の価 格を把握できないからである。首都圏「最低生 計費試算」に際しては、都心部に通勤している ことを想定し、通勤距離からいっても標準的と みられる埼玉県「さいたま市」を選んだ。

(2)算定した「最低生計費」の結果について

算定は、世帯類型ごとに行っている。例えば、 首都圏「最低生計費」では、それは9世帯類型 に上った。ここでは、その中の若年単身世帯だ けに限定している。 首都圏での若年単身世帯の「最低生計費」と 生活保護基準とを比較

若年単身者の「最低生計費」は月23万4千円 (税・保険料込み)であった。これを生活保護基 進と比較するために、算定した「最低生計費」 から、生活保護受給世帯の場合に免除されたり、 現物で支給されたりしている額を差し引く必要 がある。差し引いた額を「最低生計費」の生活 扶助相当額とすると、その額は、月176,456円と なる。それに対して、生活保護基準額は月172,689 円であり、その差はわずかに3,767円(2.1%)で しかない。このことからもわかるように、月23 万4千円という収入水準は、決して高いわけで はないのである。逆に言えば、生活保護水準の 生活を維持し、税金、保険料などを支払って生 活するとすれば、月額23万4千円程度は必要で あるということである。

②「最低生計費」と最低賃金額とを比較

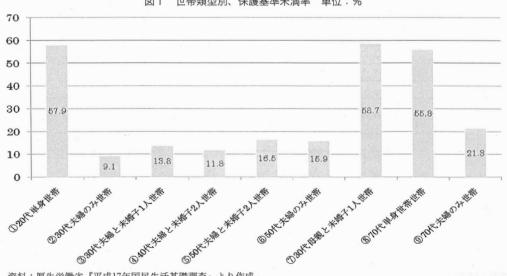
「最低生計費」月額23万3,801円を、中央最低 賃金審議会で用いている月労働時間173.8時間で 割ると、時給1,345円となる。それに対して、埼 玉県の最低賃金額は、時給722円でしかないので ある。それを月額に直すと12万5,484円でしかな 労働総研クオータリーNo.76•77

い。この額で、自立した生活が営めるというの であろうか。

③保護基準未満率、「最低生計費」の保護基準相 当額未満率、「最低生計費」未満率

保護基準未満率をみると(図1)、若年単身世 帯と30代母子世帯、70代高齢単身世帯で特に未 満率が高いのが分かる。それぞれ6割前後の未 満率である。それに対して、夫婦のみ世帯や夫 婦と子どもの世帯では、未満率が低く、1割前 後でしかない。所得の源泉が一人である場合に は、保護基準に満たない世帯が多く、最低生活 が保障されていない事を示している。それに対 し、夫婦世帯及び夫婦と未婚子世帯の場合には、 所得の源泉が2人以上で、共働きなどで家族が 寄り添って、最低生活をクリアしている場合が 多い事を示している。したがって、元々、若年 単身世帯や母子世帯、高齢単身世帯では、低所 得層が多いことが分かる。

では、算定した「最低生活費」の生活保護相 当額未満率はどうであろうか(図2)。それは、 保護基準未満率に比べれば、やや高い割合になっ ているとはいえ、数%高いだけである。それは、 保護基準水準と比べ、実質的にほぼ同じ生活水



世帯類型別、保護基準未満率 単位:% 図 1

資料:厚生労働省『平成17年国民生活基礎調査』より作成

準であることを示している。

「最低生計費」未満率でみると(図3)、さら に1割強高く7割を超えるのであるが、それは、 税金や保険料などが含まれているからである。 確かに、「最低生計費」未満率は高いのである が、それだからと言って、その額が、生存権裁 判東京地裁判決文にあるように、「意識的に在る べき数値として算定されたのではないか」とい

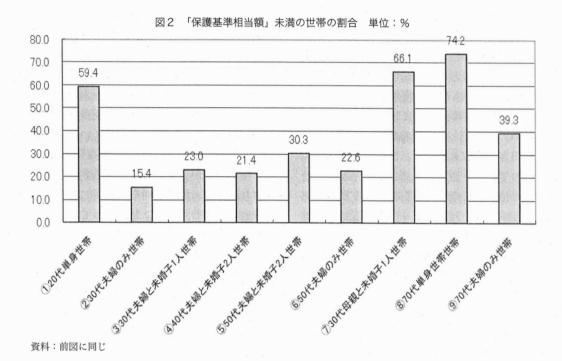
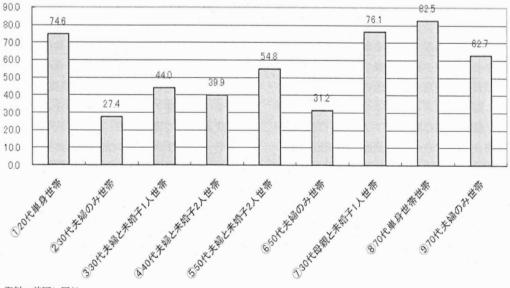


図3 「最低生計費」未満の世帯の割合 単位:%



う性格のものでない、そもそも低所得層がこれ らの世帯に集中的に多く存在し、貧困が偏在し ている事を示しているのである。

④若年単身世帯「最低生計費」の首都圏と東北
 地方最賃Dランクとの比較

それでは、「最低生計費」を首都圏と東北地方 最賃Dランクと比較した場合には、最低賃金制 度や生活保護制度が想定しているような生活水 準の格差は存在するのであろうか。

下記に掲げた総括表で示されているように、 その結果は、首都圏で月23万3,810円(税込)に 対し、東北地方Dランクでは月額23万1,421円 と、その差は2,389円(1%)に過ぎなかった。 ほぼ同じ生活水準と考えられる。

生活の内容が全く同じというわけではない。 調査の結果からは、その違いも認められた。そ の違いは、第1に、家賃の違いにあった。さい たま市の家賃は、最低水準として5万2,000円と したが、北上市での調査では、3万円であった。 家賃関連では、その他に、東北地方では「共益 費」が家賃に含まれていること、「更新料」がな い場合が多い事、「駐車料」が家賃に含まれてい ることが分かった。

第2に、自家用車の所有が、東北地方では圧 倒的に多く、車がないと通勤も買い物もできな いことが調査結果から見えてきた。車の所有を 想定することにしたが、40万円程度の中古車が 最も安価であり、耐久年数を4年として車検が 1回で済ませていることを想定した。これらは 現地での若年労働者との話し合いと現地での車 販売店での調査によるものである。その他に車 の維持費として、ガソリン代、保険料、税金、 タイヤ代などを想定した。これらも調査から割 り出したものである。その結果、交通費は、月 額3万2,542円となり、さいたま市の9,073円と の差が顕著となった。

第3に、東北地方の気候を考慮して、光熱・水 道料を、東北地方の総務省の家計調査から単身世 帯の支出額から算定した。その結果、東北地方の

労働総研クォータリーNo.76•77

額がやや高くでている。その他、被服費は東北地 方でやや低く出ている。それ以外の費目では、ほ ぼ同じ水準とみることができた。

以上のように、生活の内容に違いが認められる が、それらの総額でみると、その違いは相殺され て、ほぼ同じ生活水準となっているのである。 ⑤全国一律最低賃金の必要性

首都圏と東北地方最賃Dランクの「最低生計 費」の試算の結果は、現在、生活保護基準や最 低賃金制度で想定している級地やランク付けが 根拠のないものであることが示された。国は級 地やランク付けの見直しを図ろうとしているが、 その際の根拠となるものを示す必要があること、 また、その水準をどこに求めるかといった場合 にも、どの地方に比べてどの地方が高すぎると かといった、そういった相対論では根拠が存在 しない事を示している。

また、労働組合が要求してきた全国一律最賃 の根拠を、今回の一連の調査とそれに基づく「最 低生計費」の試算が示すことになった。労働組 合は確信を持って、最低賃金時給1,000円以上、 全国一律最賃制度の実現に向かって運動を展開 すべきである。それなくしては、現在のワーキ ングプアを無くすことはできない。

結びにかえて

付け加えて言うならば、ここで算定された「最 低生計費」は、ただ単に最低賃金や生活保護基 準を巡る運動だけではなく、最低保障年金、課 税最低限(生活費非課税原則)や保険料の減免 などとともに、「最低生活の岩盤」を形成するた めの基軸となるものである。それは、労働組合 だけでなく、中小業者や高齢者などともかかわ る問題であり、広く国民全体の連帯を可能とし、 それなくしては実現不可能な問題である。

労働運動のめざすべき21世紀にふさわしい「労 働と生活の新たな構築」の展望は、上記のよう な「生活の質」が達成できることを目的として、

最低生計費 若年単身世帯 総括表		
	東北地方	首都圈
		(さいたま市)
· · · · · ·	25 歳	男性
	賃貸アパー	► 1 K 25m ²
消費支出	171, 818	174, 406
食 費	40, 822	39, 564
家での食費	21, 797	20, 621
外食・昼食	10,000	10,000
外食・会食	7, 500	7, 500
廃棄率5%を加算	1, 525	1, 443
住居費	30,000	54, 167
家賃	30, 000	52,000
更新料月当たり	0	2, 167
光熱・水道	9,017	6, 552
電気代	3, 736	3, 070
ガス代	2, 582	2, 125
他の光熱	538	80
上下水道	2, 161	1, 277
家具・家事用品	3, 490	3, 881
家庭用耐久財	2, 094	1, 941
室内装備・装飾品	110	177
寝具類	279	593
家事雑貨	616	627
家事消耗品	391	543
被服及び履き物	5, 385	7, 548
被服費	4, 296	6, 235
履物	622	846
洗濯代	467	467
保健医療	2, 465	2, 465
医薬品	603	603
健康保持用摂取品	141	141
保健医療用品·器具	792	792
保健医療サービス	929	929
交通・通信	41, 683	18, 214
交通費	32, 542	9,073
自動車購入費	8, 125	
自動車関係費	24, 417	
通信費	9, 141	9, 141
教育	-	-
学校教育費		
学校外教育費		1992 - 1993 - 19
教養娯楽	18, 145	18, 273
教養娯楽用耐久財	2, 534	2, 662
教養娯楽用品	83	83
書籍・他の印刷物	4, 350	4, 350
教養娯楽サービス	11, 178	11, 178
旅行・帰省	5, 833	5, 833
レジャー・スポーツ	4,000	4, 000
NHK 受信料	1, 345	1, 345
その他	20, 811	23, 742 706
理美容用品	693	
理美容サービス	1, 500	2,000
身の回り用品	401	569
こづかい	6,000	6,000
交際費・その他	12, 217	14, 467
非消費支出	42, 603	42, 395
所得税	4, 255	4, 255
住民税	9, 133	8, 925
社会保険料	29, 215	29, 215
予備費	17,000	17,000
最低生計費(税抜き)	188, 818	191, 406
(税込み)月額	231, 421	233, 801
(税込み)年額	2, 777, 052	2, 805, 612

最低生計費 若年単身世帯 総括表

人々の人間存在の多様性・個別性に配慮した「現 代社会におけるナショナル・ミニマムの体系」 の実現にあると考える。その体系は、前記のよ うに包括的な労働と生活の領域を含んでいる。 そうしたナショナル・ミニマムの体系の中で有 機的関係を持ちながら「最低生計費」は位置づ けられる性格のものである。

権利は制度化されてこそ権利となるが、また、 実現困難だからと言って権利の重要性は少しも 減ずることはない。実態調査によって、貧困の 状態を赤裸々に具体的に把握され、その状態を 許容できない受け入れがたいものとして、具体 的に生存権を認識し、その実現に向けた努力・ 運動こそが、権利を認識した人々の責務となる であろう。

参考文献

- ●アマルティア・セン著、池本幸生・野上裕生・佐藤 仁訳『不平等の再検討−潜在能力と自由』1999年、 岩波書店
- アマルティア・セン著、徳永澄憲・松本保美・青山 治城訳『経済学の再生』2002年、麗澤大学出版会
- アマルティア・セン著、石塚雅彦訳『自由と経済開発』2000年、日本経済新聞社
- アマルティア・セン著、大庭健・川本隆史訳『合理 的な愚か者-経済学=倫理学的探究-』1989年、勁 草書房
- アマルティア・セン著、鈴木興太郎訳『福祉の経済 学』1988年、岩波書店
- アマルティア・セン・後藤玲子著『福祉と正義』2008
 年、東京大学出版会
- ●金澤誠一監修『「構造改革」の下での「生活崩壊」と 最低生計費試算』2006年、京都総評
- 金澤誠一監修『首都圏最低生計費試算調査報告書』
 2008年、首都圏労働組合・労働総研

(かねざわ せいいち・理事・佛教大学社会学部 教授)

https://rodosoken.com/

編集後記 本号は、2006年度より開始された研究所プロジェクト「21世紀労働 組合の研究」の最終報告と関連研究をまとめて掲載している。

本プロジェクトが発足した2006年度は、格差拡大が問題にされながらも労働組合の 反撃が弱かった時期に、労働組合運動の強化・発展の条件を明確にしようとして設置 したプロジェクトである。それから約3年半過ぎた現在では、民主党政権が発足する という政治情勢の大きな変化があったし、労働運動の面でも政府を動かした08年末の 派遣村からの継続的な運動(本号井上論文参照)、偽装請負で働かされてきた労働者 の直接雇用を求める闘いに見られるように正規労働者と非正規労働者との連帯の強ま りなど運動の面でも大きく発展している。

こうした労働組合運動の「新たな可能性の時代」をさらに確かなものにするための 課題を鮮明にした本号の諸論稿が広く参照され、運動や研究に役立つことを願ってや まない。

(M. F.)

季刊 労働約	総研クォータリー No.76・77		
	2010年1月31日発行		
編集·発行	労働運動総合研究所		
〒102-0093	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	メゾン平河町501 FAX 03 (3230) 0442		
http://www.yuiyuidori.net/soken/			
印 刷	有限会社なんぶ企画		
頒 価	1部 2,500円		
年間購読料	5,000円		
(会員の購読料は会費に含む)			

https://rodosoken.com/

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO. 76 & 77

Contents

Responsibility and Possibility of Trade Union Movement from the Viewpoint of "Tent Village for Laid-off Temporary Workers" Movement

Hisashi INOUE

Report of "Study Project on the Trade Union Movement in the 21st Centry"			
Tasks of Trade Union Movement in a Transition Period Kazunori OHKI &	Kanemichi KUMAGAI		
Have Confidence in the Historical Significance of the Foundation of Zenroren and What			
We Have Achieved in These 20 Years Takao YAMADA & 1	Kanemichi KUMAGAI		
What Needs to be Done for Changing and Creating Trade Union Culture	Satoru HARATOMI		
Organizing Non-Regular / Non-Organized Workers and Strengthening of Industrial Unions			
, i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	Hiroyasu KOBAYASHI		
Achievement and Tasks of Local Movement in a New Era	Satoru HARATOMI		
Role and Tasks of the National Center and Its Members	Kanemichi KUMAGAI		
Role of Japan's Trade Union Movement under Economic Globalization	Takao SAITO		
<articles at="" issues="" movement="" on="" questions="" regarding="" the="" trade="" union=""></articles>			
What We Have Learned through Organizing of Non-Regular Workers	Shigemi IKUMA		
How to Grasp Perspectives for Developing Trade Union Movement in the Workplace of			

Large Companies Hiroshi FUJITA Change in the Conditions of Women Workers and Challenges for Trade Union Movement Kazuko KAWAGUCHI Trade Union Movement under the New U.S. Administration under President Obama Norio OKADA Today's National Minimum and "Subsistence Cost"

> Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Maison-Hirakawacho 501 1-9-1 Hirakawacho, Chiyoda-Ku, Tokyo 102-0093 Phone : 03-3230-0441 Fax : 03-3230-0442

季刊 労働総研クォータリーNo.76・77 頒価2,500円 (本体2,381円) (会員の購読料は会費に含む)